

評価書様式

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項				
法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構			
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度（第4期）		
	中期目標期間	平成30～令和4年度		
2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	雇用環境・均等局勤労者生活課	担当課、責任者	勤労者生活課長 大隈 俊弥
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官 山田 航
主務大臣				
	法人所管部局		担当課、責任者	
	評価点検部局		担当課、責任者	
3. 評価の実施に関する事項				
令和4年7月20日に法人の理事長／理事からのヒアリング及び外部有識者委員からの意見聴取を実施した。				
4. その他評価に関する重要事項				

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体として概ね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度
		B	B	B	B
評価に至った理由	所期の目標を概ね達成しており、特に全体として評価を引き下げる事象も認められないため、B評価とした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	重点化対象項目である各退職金事業の資産の運用については、指標を概ね達成できており、原因及び対策に関しても検討していると認められる。 特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	(有識者からの意見) ・ホームページのアクセス属性の分析等により、利用者の利便性向上策を検討すること。 ・退職金少額層が手続負担を敬遠しているなどの声をアンケート調査から分析している点は、非常に印象的。 ・住所把握困難者の取扱については制度上の要因がある中、住所把握の努力をしている。 ・資産運用と情報セキュリティに関して、人材育成や、外部の目利き人材との連携についてもコミュニケーションを非常に密にして達成しており、評価の対象になりにくいものの、努力が認められる。

様式１－１－３ 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	３０ 年度	令和元 年度	２ 年度	３ 年度	４ 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
第１ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
Ⅰ 退職金共済事業 １ 一般の中小企業退職金共済事業 （１）資産の運用 （２）確実な退職金の支給に向けた取組 （３）加入促進対策の効果的実施 （４）サービスの向上	B ○重	B ○重	A ○重	B ○重		１－１	P４
２ 建設業退職金共済事業 （１）資産の運用 （２） <u>確実な退職金の支給に向けた取組</u> （３）加入促進対策の効果的実施 （４）サービスの向上	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>A</u> ○重		１－２	P28
３ 清酒製造業退職金共済事業 （１）資産の運用 （２）確実な退職金の支給に向けた取組 （３）加入促進対策の効果的実施 （４）サービスの向上	B ○重	B ○重	B ○重	B ○重		１－３	P50
４ 林業退職金共済事業 （１） <u>資産の運用</u> （２）確実な退職金の支給に向けた取組 （３）加入促進対策の効果的実施 （４）サービスの向上	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重		１－４	P65
Ⅱ 財産形成促進事業 １ 融資業務の着実な実施 ２ 利用促進対策の効果的実施 ３ 財務運営	B	B	B	B		１－５	P84
Ⅲ 雇用促進融資事業	B	B	B	B		１－６	P91

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考	
	３０ 年度	令和元 年度	２ 年度	３ 年度	４ 年度			
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B	B		2－1	P93	
1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等								
2 業務運営の効率化に伴う経費削減								
3 給与水準の適正化								
4 業務の電子化に関する取組								
5 契約の適正化の推進								
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
第 3 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B		3－1	P102	
Ⅳ．その他の事項								
第 4 その他業務運営に関する重要事項	B	B	B	A		4－1	P104	
1 内部統制の強化								
2 情報セキュリティ対策の推進等 (1) 情報セキュリティ対策の推進 (2) 災害時等における事業継続性の強化								
3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携								
4 資産運用における社会的に優良な企業への投資								
第 5 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B		5－1	P114	
第 6 短期借入金の限度額								
第 7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画								
第 8 剰余金の使途								
第 9 職員の人事に関する計画								
第 10 積立金の処分に関する事項								

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高】 （1）資産の運用 ① 資産運用の目標 ② 健全な資産運用等 【指標】 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 （理由） 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指 標	達成 目標	平成 3 0 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度			平成 3 0 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
委託運用部分における各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)	各 資 産 の ベ ン チ マ ー ク 収 益 率(市 場 平 均 収 益 率)を 確 保	国内債券 【0. 08%】	国内債券 【0. 12%】	国内債券 【0. 30%】	国内債券 【0. 15%】			予算 額 （千 円）	381, 102, 594	397, 566, 389	390, 287, 850	409, 420, 827	
		国内株式 【△0. 43%】	国内株式 【△0. 29%】	国内株式 【2. 85%】	国内株式 【0. 36%】			決算 額 （千 円）	378, 466, 235	381, 672, 487	384, 175, 686	382, 880, 735	
		外国債券 【△0. 17%】	外国債券 【△0. 97%】	外国債券 【1. 19%】	外国債券 【0. 21%】			経常 費用 （千 円）	452, 204, 713	488, 379, 120	523, 311, 705	468, 346, 654	
		外国株式 【△0. 13%】	外国株式 【0. 78%】	外国株式 【5. 50%】	外国株式 【△3. 21%】			経常 利益 （千 円）	△3, 351, 799	△55, 254, 428	157, 625, 979	△3, 732, 371	
請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率	毎 年 度 1. 3% 以下	1. 46%	1. 65%	1. 71%	1. 83%			行政 コス ト （千 円）	-	488, 965, 110	523, 318, 754	468, 352, 446	
同上【達成度】		【 89. 0%】	【78. 8%】	【76. 0%】	【71. 0%】			行政	10, 641, 816	-	-	-	

請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合	毎年度0.4%以下	0.41%	0.47%	0.46%	0.49%		サービス実施コスト (千円)						
同上【達成度】		【 97.6%】	【85.1%】	【87.0%】	【81.6%】								
中期目標期間中の新規被共済者目標数	165万人以上	30年度目標 343,000人	元年度目標数 337,000人	2年度目標数 331,000人	3年度目標数 325,000人								
新規被共済者数【達成度】		377,908人 【110.2%】	383,483人 【113.8%】	367,510人 【111.0%】	378,094人 【116.3%】								
目標の処理期間内における退職金等支給実施	受付から18業務日内に全数支給	100%	100%	100%	100%				193	200	198	194	
ホームページの閲覧者の満足度 (参考になった割合)	毎年度80%以上	87.0%	87.6%	85.8%	86.6%								
同上【達成度】		【 108.8%】	【109.5%】	【107.3%】	【108.3%】								
ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数	毎年度115万件以上	1,414,635件	1,320,618件	1,515,416件	1,761,202件								
同上【達成度】		【 123.0%】	【 114.8%】	【131.8%】	【153.1%】								
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度1回以上	1回	1回	1回	1回								
同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】	【100%】								

注）予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																		
					業務実績	自己評価																			
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業 機構は、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に係る業務に関し、近年の人手不足の深刻化により労働力の確保を通じた中小企業の経営基盤の充実の必要性が一層高まっていること等を踏まえ、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業		第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業	<評定と根拠> 評定：A 委託運用部分の収益率について、4資産のうち3資産において市場平均を上回る水準を確保。 唯一外国株式は市場平均を下回ったが、短期的資金の動きに因る前年度急伸の反動であり、投資対象銘柄の成長性とマネジャー・ストラクチャーのリスク分散機能は引き続き有効と思料される。全体の運用収益は金利上昇を主因に必要な水準（想定損失額）をやや下回り、前年度の約 600 億円の付加退職金支給が決定されたにも関わらず、利益剰余金は必要な水準（想定損失額）をほぼ確保している。スチュワードシップ活動は、発展・深化していると資産運用委員会から高く評価された。ウクライナ問題等非常時対応も適切に実施。資産運用委員会は8回開催し、資産運用は「適切」との評価を受けた。 確実な退職金の支給に向けた取組において、目標未達の主要因は、企業間通算制度の拡充（通算期間延長（2年⇒3年））が浸透、定着しつつある中で、企業間通算希望者が増加し、未請求件数、金額が増加したこと、未請求者の半数を占める退職金額5万円未満層の手続負担の忌避傾向が高まっていることが挙げられる（目標	<table><tr><th>評定</th><th>B</th></tr><tr><td colspan="2">自己評価とは異なり、「B」評定とする。</td></tr><tr><td colspan="2">資産の運用における委託運用部分については、資産運用委員会の議を経て作成又は変更される「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本とした資産運用が概ね実施されたものと評価している。</td></tr><tr><td colspan="2">また、令和2年度に完了したマネジャー・ストラクチャー見直しにより、リスク分散効果が得られるようになったが、令和3年度においても当該効果が引き続き有効であることも確認できる。一方で、各資産の収益率は、3資産はベンチマーク収益率を上回る結果となったものの、外国株式がベンチマーク収益率を下回った。</td></tr><tr><td colspan="2">資産の運用以外の指標についても、新型コロナウイルス感染防止を契機としたWEB 会議方式による説明会の実施により加入者数が目標を1割以上上回る結果となるなど、概ね目標を達成した。</td></tr><tr><td colspan="2">これらを総合的に考慮して、所期の目標を達成していることが認められるため、「B」評定とした。</td></tr><tr><td colspan="2"><業務運営上の課題及び改善方策></td></tr><tr><td colspan="2">退職金未請求者への未請求理由に係るアンケートにより、退職金が少額の層では「手続が面倒」という意見が多いことから、手続負担感の解消に向けた対策の検討が必要である。また、短期的資金の動きに因る前年度急伸の反動により、外国株式の超過収益率がマイナスになったが、一時的な動きであるとの判断に合理性があることを確認しており、こうした見方に変化が無いか、今後も定期的に点検を行う必要がある。</td></tr><tr><td colspan="2"><その他事項> (有識者からの意見)</td></tr></table>	評定	B	自己評価とは異なり、「B」評定とする。		資産の運用における委託運用部分については、資産運用委員会の議を経て作成又は変更される「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本とした資産運用が概ね実施されたものと評価している。		また、令和2年度に完了したマネジャー・ストラクチャー見直しにより、リスク分散効果が得られるようになったが、令和3年度においても当該効果が引き続き有効であることも確認できる。一方で、各資産の収益率は、3資産はベンチマーク収益率を上回る結果となったものの、外国株式がベンチマーク収益率を下回った。		資産の運用以外の指標についても、新型コロナウイルス感染防止を契機としたWEB 会議方式による説明会の実施により加入者数が目標を1割以上上回る結果となるなど、概ね目標を達成した。		これらを総合的に考慮して、所期の目標を達成していることが認められるため、「B」評定とした。		<業務運営上の課題及び改善方策>		退職金未請求者への未請求理由に係るアンケートにより、退職金が少額の層では「手続が面倒」という意見が多いことから、手続負担感の解消に向けた対策の検討が必要である。また、短期的資金の動きに因る前年度急伸の反動により、外国株式の超過収益率がマイナスになったが、一時的な動きであるとの判断に合理性があることを確認しており、こうした見方に変化が無いか、今後も定期的に点検を行う必要がある。		<その他事項> (有識者からの意見)	
評定	B																								
自己評価とは異なり、「B」評定とする。																									
資産の運用における委託運用部分については、資産運用委員会の議を経て作成又は変更される「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本とした資産運用が概ね実施されたものと評価している。																									
また、令和2年度に完了したマネジャー・ストラクチャー見直しにより、リスク分散効果が得られるようになったが、令和3年度においても当該効果が引き続き有効であることも確認できる。一方で、各資産の収益率は、3資産はベンチマーク収益率を上回る結果となったものの、外国株式がベンチマーク収益率を下回った。																									
資産の運用以外の指標についても、新型コロナウイルス感染防止を契機としたWEB 会議方式による説明会の実施により加入者数が目標を1割以上上回る結果となるなど、概ね目標を達成した。																									
これらを総合的に考慮して、所期の目標を達成していることが認められるため、「B」評定とした。																									
<業務運営上の課題及び改善方策>																									
退職金未請求者への未請求理由に係るアンケートにより、退職金が少額の層では「手続が面倒」という意見が多いことから、手続負担感の解消に向けた対策の検討が必要である。また、短期的資金の動きに因る前年度急伸の反動により、外国株式の超過収益率がマイナスになったが、一時的な動きであるとの判断に合理性があることを確認しており、こうした見方に変化が無いか、今後も定期的に点検を行う必要がある。																									
<その他事項> (有識者からの意見)																									

						達成には至らなかったが、退職後３年目の請求者数、退職金支払額とも前年度並みの成果を上げた（H30:936人⇒R1:1,170人⇒R2:1,728人⇒R3:1,613人；H30:636百万円⇒R1:752百万円⇒R2:1,030百万円⇒R3:997百万円）。 累積受給権者数・金額に対する全未請求者数・金額の比率は低下傾向を続けており、確実な退職金の支給に向けた取組の実績は着実に上がっているものと思料される。 訪問件数については、コロナ禍による訪問、集会開催の制約等環境が厳しい中、目標活動件数を達成した。説明会についてもWEB会議方式により機動的に開催し、参加者の裾野を広げる等の成果を上げた。 加入者数は新たに加入する被共済者数の目標である325,000人に対し、378,094人となり、目標値を1割以上上回った。各種メディアを組み合わせた集中広報の展開や、各種アンケート結果等を踏まえたアピールポイントの見直し（「財務体質の強靱さ」を強調）等の施策が寄与しているものと考えられる。また、加入者数の増加は運用資産の増加を通じて収益力を向上させるので、財務基盤強化との好循環に繋がっている。 その他の指標についても概ね達成できた。 以上を踏まえ、A評価とする。	ホームページのアクセス属性の分析等により、利用者の利便性向上策を検討すること。 退職金少額層が手続負担を敬遠しているなどの声をアンケート調査から分析している点は、非常に印象的。
--	--	--	--	--	--	---	--

(1) 資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。	(1) 資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保する。	(1) 資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保する。 i) 基本ポートフォリオの見直し 最新の金融・経	< 定量的指標 > ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 < その他の指標 > なし < 評価の視点 > ・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。 ・ベンチマーク収益率が確保出	(1) 資産の運用 ① 資産運用の目標 ○令和3年度の資産運用は、年度前半は、世界的な景気回復期待等から、外国株式を中心に堅調な推移となった。しかし、年明け以降、インフレ抑制のため米国の利上げペースが加速することへの警戒や、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、世界景気に不透明感が強まったこと等から内外株式が下落する局面があったが、委託運用部分の利回りはプラスを確保した。 ○資産運用の実績は 資産残高 5,312,083 百万円、 運用収入 41,044 百万円（運用費用控除後）、 決算利回り 0.78%である。 ○委託運用部分について、各資産収益率のベンチマーク対比は、以下のとおりである。 令和3年度末（通期） <table><tr><th>令和3年度通期</th><th>時間加重収益率</th><th>ベンチマーク収益率</th><th>超過収益率</th><th>達成率</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>△1.06%</td><td>△1.22%</td><td>0.15%</td><td>112.41%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>2.34%</td><td>1.99%</td><td>0.36%</td><td>117.88%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>△4.96%</td><td>△5.17%</td><td>0.21%</td><td>104.09%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>19.74%</td><td>22.95%</td><td>△3.21%</td><td>86.00%</td></tr></table> (参考1) 令和3年度末（通期）（手数料率を考慮した場合） <table><tr><th>令和3年度通期</th><th>時間加重収益率</th><th>ベンチマーク収益率</th><th>超過収益率</th><th>手数料率</th><th>手数料控除後収益率</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>△1.06%</td><td>△1.22%</td><td>0.15%</td><td>0.05%</td><td>△1.11%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>2.34%</td><td>1.99%</td><td>0.36%</td><td>0.19%</td><td>2.15%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>△4.96%</td><td>△5.17%</td><td>0.21%</td><td>0.13%</td><td>△5.09%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>19.74%</td><td>22.95%</td><td>△3.21%</td><td>0.21%</td><td>19.53%</td></tr></table> (参考2) <table><tr><th>超過収益率</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th></tr><tr><td>< 評価 ></td><td>< B ></td><td>< B ></td><td>< B ></td><td>< A ></td><td>< A ></td></tr><tr><td>国内債券</td><td>0.15%</td><td>0.08%</td><td>0.12%</td><td>0.30%</td><td>0.15%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>0.51%</td><td>△0.43%</td><td>△0.29%</td><td>2.85%</td><td>0.36%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>△0.15%</td><td>△0.17%</td><td>△0.97%</td><td>1.19%</td><td>0.21%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>3.45%</td><td>△0.13%</td><td>0.78%</td><td>5.50%</td><td>△3.21%</td></tr><tr><td>合計</td><td>0.39%</td><td>△0.08%</td><td>△0.16%</td><td>1.17%</td><td>△0.35%</td></tr></table> ※合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。 i) 基本ポートフォリオの見直し 令和2年度に行った基本ポートフォリオの検証で、ヘッジ付き外国債券及び自家運用債券のリターン予想値が低下傾向にあること、累積剰余金が減少トレンドにあり、	令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率	国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	112.41%	国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	117.88%	外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	104.09%	外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	86.00%	令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後収益率	国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	0.05%	△1.11%	国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	0.19%	2.15%	外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	0.13%	△5.09%	外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	0.21%	19.53%	超過収益率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	< 評価 >	< B >	< B >	< B >	< A >	< A >	国内債券	0.15%	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%	国内株式	0.51%	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%	外国債券	△0.15%	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%	外国株式	3.45%	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%	合計	0.39%	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%	・委託運用部分について、4資産のうち3資産において市場平均を上回る水準を確保した。 < 評価の視点に対する措置 > ・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、定期的に運用受託機関担当者とミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。また、運用受託機関には「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。 令和3年度は、「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。 ・運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容についても、年1回の定例報告会等で報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップマネジメント等と意見交換を実施している。 ・外国株式における収益率がベンチマークを
令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率																																																																																																		
国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	112.41%																																																																																																		
国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	117.88%																																																																																																		
外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	104.09%																																																																																																		
外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	86.00%																																																																																																		
令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後収益率																																																																																																	
国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	0.05%	△1.11%																																																																																																	
国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	0.19%	2.15%																																																																																																	
外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	0.13%	△5.09%																																																																																																	
外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	0.21%	19.53%																																																																																																	
超過収益率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																																																	
< 評価 >	< B >	< B >	< B >	< A >	< A >																																																																																																	
国内債券	0.15%	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%																																																																																																	
国内株式	0.51%	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%																																																																																																	
外国債券	△0.15%	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%																																																																																																	
外国株式	3.45%	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%																																																																																																	
合計	0.39%	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%																																																																																																	

益率)を確保すること。 【目標設定等の考え方】 基本ポートフォリオについて、中退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、ベンチマーク収益率を確保すること で、中期的に必要な利回りを確保することとする。 【重要度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。		会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。 また、令和2年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。 i)「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。	・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。 ・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させているか。 ・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握しているか。	式や数値について見易さ等の観点から修正を行った。 i)ー1.「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常開催が難しい状況下、メール開催やWEB会議など開催方式を工夫して開催した。 第1回(4/19) ・資産運用委員会議事録の確認 ・委員会宿題の棚卸し ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・中退共のマネジャー・ストラクチャー見直し及びその後の管理方法について ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について 第2回(5/24) ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・資産運用委員会議事録の確認 ・令和2年度資産運用に関する評価報告書(案)について ・行動規範について ・パッシブファンドのマネストについて 第3回(6/14) ・機構の到達目標について ・付加退職金について ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・建退共の手帳更新期間について ・資産運用委員会議事録の確認 ・令和2年度資産運用に関する評価報告書(案) ・令和2年4月から令和3年3月の運用実績報告(6経理) ・受託機関の評価基準について 第4回(7/27) ・資産運用委員会の運営方針について ・付加退職金について ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・運営委員会・評議員会報告 ・資産運用委員会議事録の確認 ・令和2年度運用受託機関評価結果 ・建退共の手帳更新期間について 第5回(8/10) ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について	委託コストの低下を実現した(令和2年度約0.04%⇒令和3年度約0.02%)。 ・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況等を報告し、適切との評価を得た。 ・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。 令和3年度は、基本ポートフォリオの見直し、パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャー、基本方針の改正について随時経過を報告し、助言を受けながら実施した。 ・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。 また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。 ・月別ベンチマーク収益率 ・資産運用企画会議中退共部会資料(運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等)	
--	--	--	--	--	---	--

			第6回（9/7） ・資産運用委員会の運営について ・中退共資産に係る乖離許容幅・リバランスルールについて ・対外公表資料「中退共資産に係る基本ポートフォリオ見直しについて（令和3年度）」について ・合同運用中の清退共・林退共の基本ポートフォリオ変更（案）について ・合同運用参加予定の建退共の基本ポートフォリオ変更（案）について ・「資産運用の基本方針」の改正について（基本ポートフォリオの改定） ・資産運用委員会議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6経理） 第7回（10/25 メール開催） ・「資産運用の基本方針」の改正について（外国債券ベンチマーク名称変更） 第8回（1/24） ・「資産運用の基本方針」の改正について（建退共の合同運用参加、パッシブ運用マネジャー・ストラクチャー見直し等） i）－2. 令和2年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた（5/24、6/14）。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。 ii）情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果をホームページに公表する。 iii）厚生労働省への情報提供 付加退職金制度、予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。 ハ 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。	第6回（9/7） ・資産運用委員会の運営について ・中退共資産に係る乖離許容幅・リバランスルールについて ・対外公表資料「中退共資産に係る基本ポートフォリオ見直しについて（令和3年度）」について ・合同運用中の清退共・林退共の基本ポートフォリオ変更（案）について ・合同運用参加予定の建退共の基本ポートフォリオ変更（案）について ・「資産運用の基本方針」の改正について（基本ポートフォリオの改定） ・資産運用委員会議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6経理） 第7回（10/25 メール開催） ・「資産運用の基本方針」の改正について（外国債券ベンチマーク名称変更） 第8回（1/24） ・「資産運用の基本方針」の改正について（建退共の合同運用参加、パッシブ運用マネジャー・ストラクチャー見直し等） i）－2. 令和2年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた（5/24、6/14）。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。 ii）情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況をホームページに公表した。その主な対外公表内容は次のとおりである。 ・資産運用委員会議事要旨（令和2年度第8～10回及び令和3年度第1～8回） ・運用実績及び運用資産の構成状況（令和2年度3月末及び令和3年度6月末、9月末、12月末） ・令和2年度資産運用残高及び利回り状況等 ・合同運用資産のパッシブ運用に係る運用受託機関および管理受託機関の見直しについて―選考過程・結果の総括― ・中退共資産等に係る基本ポートフォリオ見直しについて（令和3年度） iii）厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。 ・月別ベンチマーク収益率 ・資産運用企画会議中退共部会資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） ハ ・基本ポートフォリオ見直しについて審議を行い、基本ポートフォリオ変更（案）に審議の結果を反映させた。 ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーに関し、運用受託機関及び管理受託機関の選考結果の資料について、「資産運用委員会」での審議を踏まえ公表した。	
--	--	--	---	--	--

	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 未請求退職金の縮減の観点から、退職時等における被共済者の住所把握の徹底、退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨、退職金未請求者へのアンケート調査結果を踏まえた対策の実施及び未請求者数縮減のための効果的な周知広報を行うこと。 【指標】 ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から３年経過後の未請求者数の比率を、毎年度1.3%以下とすること。 ・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から３年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。 【目標設定等の考え方】 未請求者数の比率については、前中期目標期間中で最も低い水準であった年度の比率を踏まえた目標とす	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 厚生労働省の支援を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から３年経過後の未請求者数の比率（年度末値）を毎年度1.3%以下とする。また、請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から３年経過後の未請求退職金額の割合（年度末値）を毎年度0.4%以下とする。 ① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、以下の取組を行う。 イ 共済契約者に対する働きかけ	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 ＜定量的指標＞ ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から３年経過後の未請求者数の比率を毎年度1.3%以下とすること。 ・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から３年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・退職後一定期間経過後におけ	・資産運用の基本方針の改正について、審議を行い、基本方針を改正した。 （２）確実な退職金の支給に向けた取組 ① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、令和３年度においては、以下の取組を行った。 イ 共済契約者に対する働きかけ	・請求権が発生した後３年経過後の未請求者数の比率について、計画外の追加対策を実施したものの令和３年度末（平成30年度退職）は1.83%となり目標達成には至らなかったが、年間の請求者数は前年度並みの成果を上げた（1,170人→1,728人→1,613人）。 なお、請求手続要請時に実施しているアンケート結果をみると、企業間通算制度の拡充（通算期間延長（２年⇒３年））後、同制度が浸透、定着しつつある中で、企業間通算を企図する者が増加したことにより、未請求件数、金額が底上げされていることや、退職金等の金額の低い層での手続負担の忌避傾向が高まっていることも未請求の主な要因となっていることが示唆された。 ・請求権が発生した後３年経過後の未請求退職金額の割合については、0.49%と目標達成には至らなかったが、年間の退職金支払額は前年度並みの成果を上げた（752百万円→1,030百万円→997百万円）。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・退職後３か月経過後、２年経過直前、３年経過	

ることとする。 （2013（平成25）年 度：1.60%、2014（平成26）年 度：1.46%、2015（平成27）年 度：1.27%、2016（平成28）年 度：1.26%） 未請求退職金額については、前中期目標期間中で最も低い水準であった年度の割合を踏まえた目標とすることとする。 （2013（平成25）年 度：0.45%、2014（平成26）年 度：0.45%、2015（平成27）年 度：0.38%、2016（平成28）年 度：0.37%）	i）加入時に、被共済者に対し、中退共制度に加入したことを必ず通知するよう要請する。 ii）年1回、被共済者ごとの「加入状況のお知らせ」を送付し、被共済者に配付するよう要請する。 iii）「被共済者退職届」には被共済者の住所記入が必須であることの周知徹底と、同退職届に当該被共済者の住所を記入しなかった共済契約者への個別協力要請により被共済者の住所情報取得を図る。 ロ 退職者に対する働きかけ 未請求者に対し、退職後3か月経過後、2年経過直前、3年経過直前及び5年経過直前のタイミングで請求手続を要請する。	i）加入時に、被共済者に対し、中退共制度に加入したことを通知する「加入通知書」を必ず配布するよう要請する。 ii）年1回、被共済者ごとの「加入状況のお知らせ」を送付し、被共済者に配付するよう要請する。 iii）被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」へ被共済者の住所を必ず記入するよう要請する。 ロ 退職者に対する働きかけ 未請求者に対し、退職後3か月経過後、2年経過直前、3年経過直前及び5年経過直前のタイミングで請求手続を要請する。なお、前記iii）の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所情報を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。	る退職金請求勸奨を実施しているか。 ・退職時における被共済者の住所把握の徹底を実施しているか。 ・退職金未請求者へのアンケート調査を行い、未請求原因の分析結果を踏まえ、適切に対応しているか。 ・未請求者数削減のための効果的な周知広報を実施しているか。	i）新規及び追加加入の被共済者に対して中退共制度に加入したことを通知する「加入通知書」を作成し、事業所に配付を要請した。 【令和3年度末】 共済契約者 14,447 所 被共済者 378,094 人 ii）事業主を通じて「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知した。 共済契約者 371,786 所 被共済者 3,543,786 人 発送日 5/10～5/18 ・年1回事業主に送付する「掛金納付状況票及び試算票」及び「加入状況のお知らせ」の令和4年度分作成・発送業務について業者を決定した(2/16)。 iii）事業主に対し、被共済者の退職時に事業所が提出する「被共済者退職届」に必ず住所を記入するよう要請した。この結果、令和3年度末における「被共済者退職届」の住所情報記載比率は、97.90%であった。 ロ 退職者に対する働きかけ 退職後3か月経過後の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○事業主から提出を受けた「被共済者退職届」の住所情報に基づき請求手続を要請した。 ・請求手続要請 21,250 人 ○「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 602 所 921 人 ・請求手続要請 294 人 ○住所等提供依頼をしたが回答のなかった事業所に対して、テレホンアプローチによる住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 160 所 441 人 ・請求手続要請 33 人 退職後2年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○令和元年度脱退の未請求者に2回目の請求手続を要請した。 ・請求手続要請 9,370 人 ○令和元年度脱退の未請求者に対し、テレホンアプローチにより請求手続を要請した。	直前及び5年経過直前のタイミングで請求手続の要請を実施するとともに、テレホンアプローチ等による要請を実施した。 また、例年実施している追加対策に加えて、今年度はさらなる追加対策を実施した。 ・「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した（令和3年度：97.90%）。 ・退職金未請求者等に対するアンケート結果からは、未請求者の増加について企業間通算制度の拡充(通算期間延長（2年→3年））が浸透、定着しつつある中で、企業間通算を企図する者が増加したことにより、未請求件数、金額が底上げされていることが窺われたため、その後の取組について、検討を行った。 その他の対策として、計画で退職後2年経過直前対策として実施している対策(請求書不備のため返送した者への対応)を前倒しして実施した。 ・未請求に関しての注意喚起については、ホームページへの年間を通じての掲載により周知を実施するとともに、年1回発行している共済契約者向け情報誌「中退共だより」においても周知を行った。	
--	--	---	---	---	---	--

				・請求手続要請 1,168 人 ○対策終了後に提出のあった「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 32 所 36 人 ・請求手続要請 6 人 退職後 3 年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○平成 30 年度脱退の未請求者に 3 回目の請求手続を要請した。 ・請求手続要請 4,235 人 ○対策終了後に提出のあった「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 21 所 37 人 ・請求手続要請 6 人 退職後 5 年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○平成 28 年度脱退の未請求者に請求手続を要請した。 ・請求手続要請 2,111 人 年度計画以外の対策として、以下の取組を実施した。 ○平成 30 年度脱退の未請求者に対し、テレホンアプローチにより請求手続を要請した。 ・請求手続要請 743 人 ○平成 30 年度及び令和元年度脱退の未請求者で今年度の対策により請求書を再発行したが、請求手続のない者に対し請求手続を要請した。 ・請求手続要請 836 人 ○「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、2 回目の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 96 所 151 人 ・請求手続要請 19 人 ○平成 30 年度脱退の高額未請求者に対し、本年度 2 回目の請求手続を要請した。 ・請求手続要請 251 人 ○令和 2 年度脱退者のうち、請求受付済みのため勸奨状を送っていない者であって、書類不備のため請求書を返送している者への手続を要請した。 ・請求手続要請 118 人 ハ その他の取組 i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより把握した住所情報を用いて請求手続を要請す		
				ハ その他の取組 i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより把握した住所情報を用いて請求手続を要請す		

	ii) 上記取組について、毎年度、成果の検証を行い、必要に応じて取組の見直しを行う。 ② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析 引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行う。 イ 周知の徹底等 i) ホームページにおける中退共制度加入事業所名検索システムのデータを適宜更新する。 ii) ホームページに常時掲載している未請求に関する注意喚起について、内容等の見直しを実施する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。 ロ 調査、分析 共済契約者及び被共済者（以	る。 ii) 上記取組について、成果の検証を行い、必要に応じ対応を検討する。 ② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析 引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行う。 イ 周知の徹底等 i) 新規契約申込書で事業所名をホームページへ掲載することに承諾を得られた共済契約者の事業所名を適宜更新する。 ii) ホームページに常時掲載している未請求に関する注意喚起については、見直しの要否を継続的に検討し、必要があれば見直しを行う。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。 ロ 調査、分析 共済契約者及び被共済者（以		ii) 計画の未請求対策、例年実施している追加対策に加えて、さらなる追加対策も実施した。 ○さらなる追加対策として、令和2年度脱退者のうち、請求受付済みのため勸奨状を送っていない者であって、書類不備で回答がないため請求書を返送している者への手続を要請した。 ・請求手続要請 118 人 ② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析 引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行った。 イ 周知の徹底等 i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、14,564 件のうち、承諾を得られた 7,950 件を追加掲載した。 (掲載件数) 【令和3年度末】291,264 件 ii) ホームページに掲載している未請求に関する注意喚起については、年間を通してホームページに掲載した。 iii) 中退共だより 20 号にて周知を行った。 ロ 調査、分析 ・退職金未請求者等に対するアンケート結果からは、未請求者の増加について企業間通算制度の拡充（通算期間延長（2 年→3 年））が浸透、定着しつつある中で、企業間通		
--	---	---	--	--	--	--

を165万人以上とすること。 【目標設定等の考え方】 過去の実績を、雇用需給要因、長期的トレンド、制度変更要因等により回帰分析し、厚生年金基金からの移換見込み人数（3万人）を加え、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年12月末現在）168万5,021人	イ 広報資料等による周知広報活動 i）制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した中退共制度の周知広報を実施する。	化等を検討した上で、より効果的な事業推進施策を実施する。 また、調査方法についても、前年度の結果を踏まえ、方法、対象、時期などの適否を検討し、所要の改善を加え調査を実施する。 イ 広報資料等による周知広報活動 i）制度内容・加入手続等を掲載したパンフレットを配布するとともに、令和2年度に行った周知広報キャンペーンの結果も活用し、ポスターやホームページ、マスメディア、インターネット広告等を総合的・有機的に組み合わせ、より効果的かつ効率的な中退共制度の周知広報を実施する。	活用し、加入勸奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施しているか。 ・地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携を行うなど、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施しているか。 ・パンフレット・ポスター等の広報資料の内容について、期待する役割を明確化し、訴求対象、訴求内容を意識した見直しを行ったか。 ・周知広報活動等の実施結果を	イ 広報資料等による周知広報活動 i） ・作成したポスター・チラシを加入促進強化月間前に関係官公庁及び関係事業主団体等に発送した（9/1）。 ・ホームページにおいて、制度内容・制度説明会の開催、独自の掛金補助を実施している助成自治体等の情報を提供した。 ・制度紹介用動画をホームページ及びY o u T u b e 上で配信した（3月末アクセス件数 3,576 件）。 ・ADMA T R I Xを利用した広告配信を実施した。 6/1～6/30・30 日間 表示回数 12,300,775 回 クリック数 3,252 回 平均クリック率 0.03% ・有効な広報活動を行うため以下のような複数のメディアを用いた広報キャンペーンを実施した。 ① インターネット広告 ・M a r k e t O n e、B y p a s s、T w i t t e r、F a c e b o o k を利用したバナー・動画広告の配信（10/1～10/31） ・P R T I M E S を利用したニュースリリース配信（10/1～10/31） ・特別臨時サイトの開設（10/1～翌年 9/30） ・創業手帳（W E B 版）への記事掲載（10/1～） ② テレビ広告（B S－T B S） ・C M放送（全国放送・15 秒・100 回）（10/1～10/31） ・パブリシティの実施（全国放送『最旬！トレンドサーチ』2 分・1 回）（10/2） ③ 紙媒体広告 ・創業手帳（新設法人経営者等向けの冊子）への広告掲載（9/30） ・日本経済新聞（全国紙朝刊）への広告掲載（10/4） ・インターネットを用いた広告の配信結果を分析し、より効果的で効率的な周知広報の方法を検討した。 ・リスティング広告の配信を実施した。 2/1～3/12・40 日間	び関係事業主団体等に協力依頼を行い、ポスター・チラシを発送した。 また、「退職金制度等に関する実態調査」について、アンケート実施業者の選考方法を見直し、アンケートの集計方法や結果の取りまとめ方法に関する提案を評価する総合評価落札方式による選考を実施し、前年度の結果との比較や、広報戦略策定の観点から有意義なクロス集計の選択と分かり易いグラフ形式の選択、概要版の作成により、アンケート結果の活用可能性の向上と、広報効果改善を図った。 ・都道府県及び市区町村や中小企業事業主団体等が開催する各種会議で制度の周知広報を行った（45 回）。 また、地域に密着した金融機関を定期的に訪問して金融機関による加入勸奨を依頼した（16 件）。 ・ポスター・チラシについては複数のメディアを用いた広報キャンペーン「中小企業退職金共済制度周知・広報業務一式」に含めており、その入札仕様書において、中小企業の動向調査、アンケートの分析結果を反映した背景を記載し、訴求方法の工夫を促すよう見直しを行った。 従来のイメージキャラクター主体の制度内容の訴求力に乏しい仕様から、制度内容を十分に訴求する仕様に転換した。 ・広報キャンペーンの最終レポート及び広報	
--	--	--	--	--	--	--

	ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対し、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼する。	ii) パンフレット・ポスター等の広報資料の内容について、期待する役割を明確化し、訴求対象、訴求内容を意識した見直しを行う。 iii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼する。	検証し、翌年度における内容改善施策を策定したか。	表示回数 256,185 回 クリック数 18,907 回 平均クリック率 7.38% ii) 統一感のある広報展開をするためにポスター・チラシを広報キャンペーンの中に組み入れた。広報キャンペーンでは、訴求対象を退職金制度の保有率の低い零細企業、個人事業主、新規創業事業主、加入を躊躇している事業主とし、対象に効率的に訴求し得るメディアを組み込んだ。また、コロナ禍の影響による勤務形態や生活様式の変化を踏まえ、インターネットを中心としつつ、テレビ・新聞広告等も含めた幅広いメディア構成を採用した。また、前年度に引き続き資産運用の堅実性を訴求ポイントとして取り上げた。 ポスター・チラシ、動画について、従来のイメージキャラクター主体の制度内容の訴求力に乏しい仕様から、制度内容を十分に訴求する仕様に転換した。 iii) ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼した。 (年度初普及促進依頼 611 件) (広報誌等への無料記事掲載依頼 6,535 件) ・職員及び普及推進員等が事業主団体等に記事掲載を依頼した (1,881 件)。 (内訳 職員：104 件、普及推進員等：1,777 件) ・緊急事態宣言中等は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から電話や文書等により協力依頼を行った。 ・広報誌等への無料記事掲載に協力いただいた団体をホームページに掲載した (5/11・1,070 団体)。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) ・機構が委嘱した普及推進員等が各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。 令和3年度の未加入企業訪問数 9,081 件 普及推進員等人数 定員 55 人 (令和3年度 50 人) 平均訪問数 15.1 件 (緊急事態宣言中等は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、電話や文書等の代替手段も駆使して活動した。この代替活動を訪問とみなした場合の件数は、月平均 18.0 件となった。) ・無料相談申込事業所に対して、事業所訪問活動を実施した(内訳 訪問 347 所 WEB 173 所)。 ・未加入事業所を対象とした中退共制度説明会についてはWEB会議方式を活用し 24 回開催した。 ・中退共オンライン説明会実施後、概ね2 か月経過時に未加入である事業所に対し訪問、電話又は文書によりフォローアップを実施した (190 所)。	効果検証において「テレビやインターネット・SNS 上」での動画の接触率が高い結果となった。 この結果を基に令和4 年度の周知広報施策の実施項目にバナー広告(インターネット広告)、テレビCMを必須とした。	
--	--	--	---------------------------------	--	---	--

		度説明会・個別相談会をWE B 会議システムも活用して開催する。また、制度説明会参加事業所や既加入事業主に対し、適時適切なフォローアップを実施し、新規加入の後押しと、追加加入手続の促進を図る。																		
	ii) 機構から加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行う。 既加入事業主に対し、文書等により追加加入促進を定期的に行う。 厚生労働省の支援を得つつ、関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都地域、東海地域及び近畿地域）での加入促進を強化する。 厚生労働省の支援を得つつ、今後とも高い成長が見込まれる分野及び未だ加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体の協力を得て、普及推進員等を活用し、加入勧奨を図る。 各地域におけ	ii) 機構から加入促進業務を受託した事業主団体等と連携を図り個別事業主に対する加入促進として以下の取組を行う。 既加入事業主に対し、追加申込書を配布するなどして追加加入手続を促進する。 厚生労働省の支援を得つつ、関係機関等との連携の下、全国的な加入促進活動を展開するとともに、大都市（首都地域、東海地域及び近畿地域）については重点的な加入促進施策を実施する。 今後とも高い成長が見込まれる分野及び未だ加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体の協力も得て、加入勧奨を行う。 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、		ii) ・一定期間追加加入のない既加入事業主を対象に追加申込書を送付した(57,779件)。 ・厚生労働省の支援を得て、全国の公共職業安定所（436所）、年金事務所（318所）、街角の年金相談センター（80所）、よろず支援拠点（46所）及び働き方改革推進支援センター（47所）にポスター・チラシを発送した（9/16）。 ・加入促進を強化するため、大都市（首都地域、東海地域及び近畿地域）を拠点として行う定例の打ち合わせ会議については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、WE B 会議方式で実施した。 <table><tr><td>首都地域</td><td>8回</td></tr><tr><td>東海地域</td><td>8回</td></tr><tr><td>近畿地域</td><td>8回</td></tr></table> ・近隣地域の情報交換のため、ブロックごとにWE B 会議を実施した。 <table><tr><td>北海道・東北・北関東ブロック</td><td>1回</td></tr><tr><td>静岡・甲信越・北陸ブロック</td><td>1回</td></tr><tr><td>中国・四国ブロック</td><td>1回</td></tr><tr><td>九州・沖縄ブロック</td><td>1回</td></tr></table> ・今後の加入促進活動強化にあたり特別相談員・普及推進員の知識の向上を図るため、8グループに分けてWE Bによる全国会議を実施した(11/9～11/12)。 ・今年度委嘱した普及推進員等の状況報告と情報交換のため、WE B 会議を実施した(8/27)。 ・地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関による加入勧奨を要請した（16件）。 ・日本貨物運送協同組合連合会、全日本電気工事業工業組合連合会、全日本印刷工業組合連合会、日本ニット工業組合連合会の4団体に訪問し、傘下の団体への加入推奨及び業界誌への広告無料掲載を依頼した。 ・全国管工事業協同組合連合会の機関誌に制度紹介記事を掲載した（11.1号・約5,000部発行）。 ・10/1発行の月刊誌「しんきん経営情報」へ中退共制度の広告を掲載した（53,000部）。	首都地域	8回	東海地域	8回	近畿地域	8回	北海道・東北・北関東ブロック	1回	静岡・甲信越・北陸ブロック	1回	中国・四国ブロック	1回	九州・沖縄ブロック	1回		
首都地域	8回																			
東海地域	8回																			
近畿地域	8回																			
北海道・東北・北関東ブロック	1回																			
静岡・甲信越・北陸ブロック	1回																			
中国・四国ブロック	1回																			
九州・沖縄ブロック	1回																			

	る加入勸奨については、時々 の状況を踏まえ、重点とする業種 及び事業主団体を定めるなど、 効率的かつ効果的な対策を定め 取り組む。 地域に密着した金融機関を定 期的に訪問し、金融機関に対し 加入勸奨の要請を行う。 ハ 各種会議、 研修会等における加入勸奨等 関係官公庁及び関係事業主団 体等が開催する各種会議、研修 会等において、制度内容や加入 手続等の説明を行うなど、制度 の普及及び加入勸奨を行う。	加入勸奨への協 力を要請する。 ハ 各種会議、 研修会等における加入勸奨等 i) 厚生労働省 の関係機関が開 催する各種会議 等で、制度内容 や加入手続等の 説明を行うな ど、制度の周知 広報及び加入勸 奨を行う。 ii) 都道府県及 び市区町村が開 催する各種会議 等で、制度内容 や加入手続等の 説明を行うな ど、制度の普及 及び加入勸奨を 行う。 iii) 中小企業事 業主団体、関係 業界団体等が開 催する各種会議 等で、制度の周 知広報活動への 協力を要請す る。 iv) 独立行政法 人中小企業基盤 整備機構等が開 催するベンチャ ー企業・新規創		ハ 各種会議、研修会等における加入勸奨等 i) ・都道府県労働局に対し、各種説明会等での時間の確保及びパンフレットの机上配布を 依頼した（43 都道府県）。 ・都道府県労働局・労働基準監督署等が主催する会議等で周知広報を行った（茨城県 1 回）。 ii) 都道府県及び市区町村が開催する会議等で、制度の周知広報を行った（40 回）。 （内訳 東京都 28 回、石川県 12 回） iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を 行った（5 回）。 内訳 東京働き方改革推進支援センター 2 回 和光市商工会 1 回 住友生命中部本部 1 回 商工中金 1 回 iv) ・中小企業基盤整備機構主催の「新価値創造展」（12/8～12/10）の会場でチラシを設置 した（出展企業 313 社）。 ・東京都主催の「産業交流展」（11/24～11/27）の会場で資料（パンフレット（ダイジェス		
--	---	---	--	---	--	--

		業企業等を対象としたイベント等へ資料の設置を依頼する一方、当機構でも同機構等からの同様の要請に応じるなど、関連機関と協力して制度の周知広報活動を実施する。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。	業企業等を対象としたイベント等へ資料の設置を依頼する一方、当機構でも同機構等からの同様の要請に応じるなど、関連機関と協力して制度の周知広報活動を実施する。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、次のような活動を行う。 i) 広報媒体を総合的・有機的に組み合わせ、集中的に展開することで、より効果的かつ効率的に周知広報活動等を実施する。 ii) 周知広報活動等の実施結果を検証し、翌年度における内容改善施策を策定する。	ト版)等)を設置した(出展企業 543 社)。 また、出展者へチラシを配布した。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、次のような活動を行った。 i) ・効果的で効率的な広報活動を行うためポスター・チラシ、インターネット・TV等を用いた広報キャンペーンを実施した。 ・作成したポスター・チラシを加入促進強化月間前に関係官公庁及び関係事業主団体等に発送した(9/1)。 ポスター：17,030 枚、チラシ：555,028 枚 ・広報キャンペーンにおいては以下のメディアを総合的・有機的に組み合わせた。 ① インターネット広告 ・MarketOne、Bypass、Twitter、Facebookを利用したバナー・動画広告の配信(10/1～10/31) ・PR TIMESを利用したニュースリリース配信(10/1～10/31) ・特別臨時サイトの開設(10/1～翌年 9/30) ・創業手帳(WE B版)への記事掲載(10/1～) ② テレビ広告(BS-TBS) ・CM放送(全国放送・15 秒・100 回)(10/1～10/31) ・パブリシティの実施(全国放送『最旬！トレンドサーチ』2 分・1 回)(10/2) ③ 紙媒体広告 ・創業手帳(新設法人経営者等向けの冊子)への広告掲載(9/30) ・日本経済新聞(全国紙朝刊)への広告掲載(10/4) ii) 加入促進強化月間に向けて以下の取組を行った。 ・厚生労働省宛てに後援名義使用許可願を申請した(6/18)。 ・厚生労働省から関係省庁、都道府県知事、都道府県労働局長及び主な委託団体、金融機関等の上部団体に加入促進強化月間の協力依頼を通知した(8/20・131 件)。 ・関係機関及び関係団体宛てに協力依頼文書を発送した(9/1・理事長名：109 所、本部長名：7,853 所)。 ・事業主団体等に対して理事長及び本部長による電話会談、WE B 会談及び挨拶状の送付のいずれかによるトップセールスを実施した(21 団体)。	
--	--	--	--	--	--

				・広報キャンペーンの実施報告及び効果検証調査を基に翌年度の周知広報施策を策定した。		
		iii) 6月をサブ月間と位置づけ、関係機関等に対して加入促進協力依頼及び広報誌等への記事掲載依頼を行う。		iii) ・関係機関等に対して広報誌等への無料記事掲載依頼を送付した（5/31・6,535件）。 ・職員及び普及推進員等が事業主団体等に記事掲載を依頼した（1,185件）。 （内訳 職員：104件、推進員等：1,081件） ・事業主団体等に対して理事長及び本部長による訪問、電話会談及びWEB会談いずれかによるトップセールスを実施した（5団体）。		
	ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施	ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施		ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施		
	独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実に働きかける。	地方公共団体等に対し、独自の掛金の助成・補助制度の導入・拡充を働きかける。その際の説得材料とするため、独自の掛金の助成・補助制度導入の効果について分析する。		・独自の掛金助成未実施の自治体に対して中退共制度の普及推進及び掛金の助成・補助制度実施の依頼文書を送付した（73件）。		
	② 加入促進対策の検証と見直し	② 加入促進対策の検証と見直し		② 加入促進対策の検証と見直し		
	講じた加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、ホームページや相談センター、各コーナーに寄せられた意見・要望、さらには、各種アンケートや中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して	加入促進対策については、下記のとおり、継続的に効果の分析・検証を行い、その結果を踏まえ、所要の見直しを実施する。 ホームページや相談センター、各コーナーに寄せられた意見・要望及び各種アンケート等による意見・要望、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関		・中退共だよりの綴じ込みはがきに中退共制度の内容及び運営に関するご意見欄を設け、意見・要望を収集した。主な意見・要望は以下のとおり。 ・掛け捨て、掛け損が納得できない。 ・加入及び退職金請求手続を簡単にしてほしい。 ・掛金の上限及び下限を拡大してほしい。 収集した意見・要望については、取りまとめて分析のうえ、その結果を普及推進員・特別相談員とも共有し、今後の加入促進活動や広報キャンペーンの企画に活用する。 ・各種広報施策については、広報キャンペーン後の調査結果を踏まえて改善策を検討し、実施ないしその準備を行った。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会場での開催を自粛し、未加入事業所を対象とした中退共制度オンライン説明会を24回開催した。		

	活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。	係労働団体等からの機構の業務運営に対する意見・要望等を積極的に収集し、加入促進対策に活用する。 制度説明会については、集客状況や参加者の加入割合等を踏まえ、開催場所や頻度、時期等について適否を検討し、必要に応じて見直しを行う。 なお、WEB会議方式による制度説明会を工夫しながら活用し、参加者の裾野拡大やニーズに応じた機動的で柔軟な開催を図る。 普及推進員等との情報共有のあり方についても、費用対効果、効率性の観点から見直しを行い、改善可能であれば実施する。 事業主団体等から加入促進活動の状況について情報を収集・分析し、適宜関係者と情報を共有すると共に、必要に応じて対策を講じる。		③ 加入目標数 令和3年度に新たに加入する被共済者数の目標を、32万5,000人以上とする。	③ 加入目標数 加入目標数 325,000 人に対し、加入実績は令和3年度 378,094 人となり、加入目標数を達成した。なお、達成率は 116.3%である。		
--	--	--	--	--	--	--	--

	共済者数を 165 万人以上とする。						
	（４）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。 【指標】 ・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。 ※ 前中期目標期間（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）25日	（４）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。 ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から 18 業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給する。	（４）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その進捗管理と見直しを行う。 また、ホームページについては、閲覧者の利用向上を図ることを目的に、抜本的な刷新を行い、令和３年度中に更改するための手続を進める。 ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から 18 業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給する。	＜定量的指標＞ ・退職金請求について、受付日から 18 業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を 80%以上とすること。 ・ホームページへのアクセス件数を、毎年度 115 万件以上とすること。 ・毎年度 1 回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 ＜その他の指標＞ なし	（４）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ ・中退共ホームページのダウンロードにて提供している加入者が行う申出手続の様式 A「退職金試算依頼書」について、直接入力可能なフォーマットに変更した。 ・加入証明書電子申請・自動交付システムについて、郵送による交付依頼者に対し引続きシステム稼働周知を行った（電子申請率 94.5%：前年度末 94.5%）。 ・「押印を求める手続きの見直し」が施行されたことに伴い、共済手帳の内容を一部改訂し共済契約者へ送付した。 共済契約者： 376,030 所 被共済者： 3,614,440 人 発送期間：令和３年 12 月 22 日～令和４年 1 月 31 日 ・「掛金月額額の減額」及び「共済契約の解除」の同意確認方法がメール等に変更となったことについて、ホームページに掲載し周知した。また、令和４年４月発行の中退共だより 21 号にも掲載し周知した。 ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から 18 業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給した。	・退職金給付に当たり、厳正な審査を実施しつつ、受付日から 18 業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給した。 ・中退共ホームページ上の Q & A の実態を把握するため、Q & A に対する意見を集計した。 ・参考になった 775(86.6%) ・どちらでもない 48(5.4%) ・ならなかった 72(8.0%) ・令和３年度における中退共ホームページへのアクセス件数は 1,761,202 件、達成率 153.1%であった。 なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間 473,040 件程度であり、これを除いても 1,288,162 件のアクセス件数を獲得している。 ・実態調査により加入者から意見、要望を収集するとともに業務委託先からの意見、要望の聴取や外部の有識者で構成する中退共・特退共同参与会での審議内容等を踏まえ、業務運営上の改善策を検討した。 ・中退共だよりのアンケート調査により加入者から意見・要望を収集した。	

② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等のほか、ホームページ閲覧者等の満足度調査の結果を、コールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させること。 また、2018（平成30）年5月から施行される確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となること等について、2018（平成30）年度に周知広報を実施するとともに、2019（平成31）年度以降も適切に相談に応じること。 【指標】 ・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、Q＆Aに反映するほか、閲覧者の評価や要望なども活用してホームページコンテンツの一層の充実を図る。これにより、毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とするとともに、アクセス件数を毎年度115万件以上とする。 ロ 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ i）加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図りホームページ等のQ＆Aに反映する。 ii）ホームページ閲覧者の評価や要望なども活用し、ホームページコンテンツの一層の充実を図る。 iii）ホームページ閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とするとともに、アクセス件数を115万件以上とする。 ロ 相談業務については、相談者の満足度や意見・要望を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底	＜評価の視点＞ ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを実施しているか。 ・相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等の結果をコールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ i） ・「押印を求める手続きの見直し」が施行されたことに伴い、共済手帳の内容を一部改定し共済契約者へ送付した。 ・「掛金月額の減額」及び「共済契約の解除」の同意確認方法がメール等に変更となったことについて、昨年度より引き続き、ホームページに掲載し周知した。また、令和4年4月発行の中退共だより21号にも掲載し周知した。 ・ホームページリニューアルについて、各部から要望収集や導入を検討中の新コンテンツのトライアル等を行い、令和4年度更改に向け検討を行った。 ii） ・令和元年度にホームページに追加した企業年金から中退共への資産移換手続を解説したページについて、閲覧者が情報を見つけやすいように全体的な内容の見直しを行った。 ・新たなコンテンツとして「マンガでわかる中退共」を作成し、トップページにバナーを掲載した。 iii） 中退共ホームページ上のQ＆Aの実態を把握するため、Q＆Aに対する意見を集計した。 <table><tr><td>・参考になった</td><td>775(86.6%)</td></tr><tr><td>・どちらでもない</td><td>48(5.4%)</td></tr><tr><td>・なかった</td><td>72(8.0%)</td></tr></table> 令和3年度における中退共ホームページへのアクセス件数は1,761,202件、達成率153.1%であった。 （トップページのアクセス数及び検索サイトにて検索した際に表示されるサイドメニューからのアクセス数を加えた数値を表記している。） なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても1,288,162件のアクセス件数を獲得している。 ロ 相談業務について懇切丁寧な対応を行うとともに加入者からの照会・要望等を基に関係部署との適宜調整を図った。 相談センター室、相談コーナー及びコールセンターにおける応答マニュアルについて以下の見直しを行った。 ①退職金等請求手続について ②中退共ホームページ様式A「退職金試算依頼書」の手続について ③退職金共済手帳の改訂及び税制改正について ・個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービスの向上を図った（コールセンター完結率68.2%：前年度末67.9%）。 ・お客様サービスの一層の向上を図るため、原課職員を対象にコールセンターでの電話対応等の講習を実施した（11/25 参加者6名）。	・参考になった	775(86.6%)	・どちらでもない	48(5.4%)	・なかった	72(8.0%)	＜評価の視点に対する措置＞ ・中退共ホームページのダウンロードにて提供している加入者が行う申出手続の様式A「退職金試算依頼書」について、直接入力可能なフォーマットに変更した。 ・加入証明書電子申請・自動交付システムについて、郵送による交付依頼者に対し引続きシステム稼働周知を行った（電子申請率94.5%：前年度末94.5%）。 ・「押印を求める手続きの見直し」が施行されたことに伴い、共済手帳の内容を一部改訂し共済契約者へ送付した。 共済契約者： 376,030所 被共済者： 3,614,440人 発送期間：令和3年12月22日～令和4年1月31日 ・「掛金月額の減額」及び「共済契約の解除」の同意確認方法がメール等に変更となったことについて、ホームページに掲載し周知した。また、令和4年4月発行の中退共だより21号にも掲載し周知した。 ・相談業務について懇切丁寧な対応を行うとともに関係部署とヒアリングを実施し、基本対応マニュアルの見直しを行った。 ・お客様サービスの更なる向上の観点から、コールセンター等のマニュアルを見直し、対応可能な相談内容の範囲を拡大した。また、コールセンターにおけるオペ
・参考になった	775(86.6%)										
・どちらでもない	48(5.4%)										
・なかった	72(8.0%)										

とすること。 ・ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。 【目標設定等の考え方】 ・前中期目標期間中における類似の満足度調査結果等の水準を踏まえ、従来の調査の範囲を広げることも考慮した指標を設定することとする。 ※類似の満足度調査結果（Q&A閲覧者が「参考になった」とした割合（2013（平成25）～2016（平成28）年度平均）：約86% ※前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均アクセス件数：1,156,817件 ③ 積極的な情報の収集及び活用 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、中退共事業	する。さらに、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、コールセンターでのワンストップサービスの充実を図る。 ハ 2018（平成30）年5月から施行される確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となること等について、2018（平成30）年度に周知広報を実施するとともに、2019（平成31）年度以降も適切に相談に応じる。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。	寧な対応を徹底する。さらに、コールセンターについては、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行うとともに、ワンストップサービスの充実を図る。 ハ 平成30年5月から施行された確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となったこと等について、引き続き周知に努めるとともに、相談や問合せに対して適切に応じる。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者等から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取す	を向上させたか。 ・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。	・コールセンター業務にかかる総合評価落札方式による入札を実施し業者を決定した（10/29）。 相談業務における各本部の対応マニュアルの実態を把握するため、ホームページからのご意見ご質問及びご利用者の声を基に相談業務の満足度を集計し、各本部に周知している。 ○ホームページからのご意見ご質問 1,876件 ○ご利用者の声 回答51件 お礼意見1件 苦情意見0件 相談用件58件 ハ ・平成30年5月から施行された確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となったこと等について、引き続き周知に努めるとともに、相談や問合せに対して適切に対応した。 ・企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度との資産移換について、30事業所の資産移換を実施した。 内訳（令和3年度末：資産移換済分） （企業年金制度から中退共制度への資産移換） D B： 1事業所 27人 22,708,034円 （中退共制度から企業年金制度への資産移換） D B：11事業所 684人 966,457,066円 D C：18事業所 719人 1,476,467,911円 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体や有識者等から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、以下のような意見が多く聞かれた。 ・電子申請の手続を検討してほしい。 ・懲戒解雇になった場合、不支給にできないか。 ・掛金月額の上限を引き上げてほしい。	レーターの知識の拡充・定着を図るため、研修・マニュアルの内容改善を実施した。 ・加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体や有識者等から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、以下のような意見が多く聞かれた。 ・電子申請の手続を検討してほしい。 ・懲戒解雇になった場合、不支給にできないか。 ・掛金月額の上限下限を広げてほしい。 ・加入事業主を対象に「退職金制度等の実態に関する調査」を実施し中退共制度の意見・要望などを本部内で共有した。 ・新規加入企業（令和2年8月～3年7月・3,156所）を対象に、制度への加入動機及び経路等のアンケートを実施した。結果を、今後の制度周知業務に反映させた。	
---	--	---	---	---	--	--

	の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。	ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、中退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。	ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、中退共事業に対する要望・意見等を随時調査する。		ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計をホームページに掲載した。		
	【指標】 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 【目標設定等の考え方】 中退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。	ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、中退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。 ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、中退共事業に対する要望・意見等を随時調査する。 ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、サービス向上を図る。		ハ 「退職金制度等に関する実態調査」について、アンケート実施業者の選考方法を見直し、アンケートの集計方法や結果の取りまとめ方法に関する提案を評価する総合評価落札方式による選考を実施し、前年度の結果との比較や、広報の観点から有意義なクロス集計の選択と分かり易いグラフ形式の選択、概要版の作成により、アンケート結果の活用可能性の向上と、広報効果改善を図った。 また、設問については、統計の継続性の観点から、調査対象（既加入事業主）及び調査項目を基本的には令和元年度調査と同様のものとする一方、一部設問については、今後の事業推進活動見直し等に活用し得るように、設問内容の見直しを行った。 なお、昨年度に続き、回収率向上を企図し、回答方法についてWEB回答も併用した。 ・調査対象： 6,000 事業所 ・有効回答数：3,365 事業所 (郵送：2,032 事業所、WEB：1,333 事業所)		

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1—2	I 退職金共済事業 2 建設業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高】 （1）資産の運用 ① 資産運用の目標 ② 健全な資産運用等 【指標】 委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保すること。 （理由） 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。 【難易度 高】 （2）確実な退職金の支給に向けた取組 ① 長期未更新者数の縮減等のための取組 【指標】 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が 3 年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。 （理由） 建設業における期間労働者については、建設工事全体の中の特定の専門工事に従事するため現場を転々と移動する場合も多く、雇用の流動性が高いこと、重層下請構造により雇用関係が複雑であること等から建設事業者による雇用管理の取組が容易でない実態があること等から、長期にわたり、労働者の住所及び勤務先を把握し続けることが難しいため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ																		
①主要なアウトプット（アウトカム）情報											②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指 標	達成目標	平成30年度		令和元年度		2年度		3年度		4年度				平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
委託運用部分 における複合 ベンチマーク 収益率（複合市 場平均収益率）	複 合 ベ ン チ マ ー ク 収 益 率（複 合 市 場 平 均 収 益 率）を確保	国内債券		国内債券		国内債券		国内債券		国内債券			予算額（千円）	60,220,562	60,434,715	64,996,587	64,215,393	
		給付 経理 0.15%	特別給付 経理 0.33%	給付 経理 0.18%	特別給付 経理 0.21%	給付 経理 0.24%	特別給付 経理 0.35%	給付 経理 0.12%	特別給付 経理 0.14%	給付 経理 %	特別給付 経理 %							
		国内株式		国内株式		国内株式		国内株式		国内株式								
		給付 経理 △1.80%	特別給付 経理 △7.81%	給付 経理 0.24%	特別給付 経理 △0.35%	給付 経理 3.11%	特別給付 経理 9.17%	給付 経理 2.59%	特別給付 経理 1.54%	給付 経理 %	特別給付 経理 %							
		外国債券		外国債券		外国債券		外国債券		外国債券								
		給付 経理 0.26%	特別給付 経理 0.02%	給付 経理 0.29%	特別給付 経理 0.37%	給付 経理 0.89%	特別給付 経理 △0.02%	給付 経理 0.47%	特別給付 経理 △0.26%	給付 経理 %	特別給付 経理 %							
		外国株式		外国株式		外国株式		外国株式		外国株式								
		給付 経理 △0.56%	特別給付 経理 △0.54%	給付 経理 △0.26%	特別給付 経理 △3.41%	給付 経理 △1.23%	特別給付 経理 1.04%	給付 経理 1.13%	特別給付 経理 0.29%	給付 経理 %	特別給付 経理 %							
合 計		合 計		合 計		合 計		合 計										

			給付 経理 △0.50%	特別給付 経理 △0.97%	給付 経理 △0.06%	特別給付 経理 △0.02%	給付 経理 1.12%	特別給付 経理 1.21%	給付 経理 1.03%	特別給付 経理 1.08%	給付 経理 %	特別給付 経理 %		行政コスト（千 円）	-	84,950,766	80,931,897	79,019,459	
	長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請		実施済		実施済		実施済		実施済				行政サービス実施コスト（千円）	11,123,359	-	-	-	
	中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	平成29年度末 369,592人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		従事人員数	49	52	53	51	
	共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う	毎年度 1回以上	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回							
	同上【達成度】		【100.0%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】							
	中期目標期間中の新規被共済者目標数	545,000人以上	30年度目標数 112,000人	元年度目標数 110,000人	2年度目標数 109,000人	3年度目標数 108,000人	3年度目標数 108,000人	3年度目標数 108,000人	3年度目標数 108,000人	3年度目標数 108,000人	3年度目標数 108,000人	3年度目標数 108,000人							
	新規被共済者数【達成度】		108,728人 【97.1%】	113,293人 【103.0%】	116,689人 【107.1%】	107,403人 【99.4%】	107,403人 【99.4%】	107,403人 【99.4%】	107,403人 【99.4%】	107,403人 【99.4%】	107,403人 【99.4%】	107,403人 【99.4%】							
	目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から22業務日以内に全数支給	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%							
	ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数	毎年度 66万件以上	749,129件	746,189件	1,059,585件	1,474,574件	1,474,574件	1,474,574件	1,474,574件	1,474,574件	1,474,574件	1,474,574件							
	同上【達成度】		【113.5%】	【113.1%】	【160.5%】	【223.4%】	【223.4%】	【223.4%】	【223.4%】	【223.4%】	【223.4%】	【223.4%】							
	加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度 1回以上	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回							
	同上【達成度】		【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】							

注）予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	2 建設業退職金共済事業 機構は、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業に係る業務に関し、近年の建設技能労働者の高齢化や人手不足の深刻化といった建設業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び建設業を営む界中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。	2 建設業退職金共済事業	2 建設業退職金共済事業		2 建設業退職金共済事業	<評定と根拠> 評定：A 令和3事業年度における指標については、新規被共済者数がわずかに下回ったことを除き、全て達成した。新規被共済者数に関しては、建設業の就労者数が全体として減少したといった背景もあり、また、中期目標期間中の目標数に照らせば、令和3事業年度を含む過去4カ年の合計としては十分な水準に達している。 令和3事業年度における特筆すべき点として、まず、資産の運用については、令和3年10月1日からの予定運用利回りの引下げを踏まえて、基本ポートフォリオ等の見直しを進め、リスク管理やスタイル分散を是正する観点から、委託運用部分について中退共等との合同運用に移行することを決定し、令和4年4月1日から合同運用に移行した。現在の建退共の資産運用の体制の中で適切な対応であったと考えており、これにより資産運用について改善を図ることができたものである。委託運用部分の収益率については、給付経理では全資産を上回り、特別給付経理では外国債券がベンチマークを下回ったが、複合ベンチマークを上回る水準を確保した。また、資産運用委員会では、8回に及ぶ審議を受けた。 基本ポートフォリオについて、令和3年10月から予定運用利回りが3％から1.3％への引き下げられること、並びに令和4年4月から中退共等と	<評定と根拠> 評定：A 令和3事業年度における指標については、新規被共済者数がわずかに下回ったことを除き、全て達成した。新規被共済者数に関しては、建設業の就労者数が全体として減少したといった背景もあり、また、中期目標期間中の目標数に照らせば、令和3事業年度を含む過去4カ年の合計としては十分な水準に達している。 令和3事業年度における特筆すべき点として、まず、資産の運用については、令和3年10月1日からの予定運用利回りの引下げを踏まえて、基本ポートフォリオ等の見直しを進め、リスク管理やスタイル分散を是正する観点から、委託運用部分について中退共等との合同運用に移行することを決定し、令和4年4月1日から合同運用に移行した。現在の建退共の資産運用の体制の中で適切な対応であったと考えており、これにより資産運用について改善を図ることができたものである。委託運用部分の収益率については、給付経理では全資産を上回り、特別給付経理では外国債券がベンチマークを下回ったが、複合ベンチマークを上回る水準を確保した。また、資産運用委員会では、8回に及ぶ審議を受けた。 基本ポートフォリオについて、令和3年10月から予定運用利回りが3％から1.3％への引き下げられること、並びに令和4年4月から中退共等と	
							評定 A 自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できた。 資産の運用における委託運用部分については、複合ベンチマーク収益率を上回っており（給付経理、特別給付経理共に達成度が120％を超えている。）、資産運用委員会の議を経て作成又は変更される「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本とした資産運用が概ね実施されたものと評価している。 加入促進については目標数を下回ったものの達成率は99％を超えている。共済手帳の長期未更新者については事業所へ住所情報を把握していない被共済者の住所情報の提供依頼等の取組により、令和2事業年度に引き続き、令和3事業年度はさらに減少させた。 また、サービスの向上の観点で、電子申請方式の利用にあたって必要なツールとして、就労実績報告作成ツールを作成し、利用者の要望を反映してツールの改修を行った。 <評価結果を踏まえた今後の方向性> 長期未更新者数を前中期目標期間の終了時の数から減少させるため、未請求者に対して、引き続き効果的な要請を行う必要がある。 <その他事項> （有識者からの意見） 住所把握困難者の取扱については制度上の要因がある中、住所把握の努力をしている。	

						の委託運用部分の合同運用の開始を踏まえ、「資産運用委員会」の審議を受け、基本ポートフォリオの見直しを行った。 ウクライナ問題発生時には、自家運用において流動性の確保状況を、委託運用ではロシア関連資産の保有状況を確認するなど、非常時にも迅速な対応を行っている。 確実な退職金の支給に関しては、長期未更新者数の縮減は、建設業における雇用実態を踏まえると困難度の高い目標であったが、ターゲットを特定した対策として、高齢者を対象とした請求勧奨をするとともに住所情報を把握していない被共済者（約 21 万 4 千人）について、事業所（約 5 万所）への住所情報の提供を依頼した。また、加入者全体を対象として、新聞・TV などマスメディアを活用した集中的な広報、制度改革・電子申請方式に関する全契約者への通知や説明会を開催し、更新手続等の要請を行うとともに、長期未更新防止を目的として掛金納付状況を定期的に被共済者本人へ通知した。これらの対策を精力的に実施した結果、令和 2 年度末 370,498 人に対し、令和 3 年度末 364,418 人と△6,080 人の減少となった。増加の趨勢にあった長期未更新者数であるが、令和 2 事業年度に引き続き、令和 3 事業年度はさらに大きく減少させることができた。 サービスの向上に関しては、就労実績報告作成ツールの開発・公開が令和 3 事業年度における取組として大きなものである。建退共制度における	
--	--	--	--	--	--	--	--

						新たな掛金納付方法である電子申請方式については、令和３年３月から本格的な導入を開始したが、本ツールは電子申請方式の利用者のみならず従来の証紙貼付方式における書類作成にも利用でき、元請・下請間の就労報告の円滑化にも資するものとなっており、共済契約者に広く利用されている（令和３年度末時点ダウンロード件数 38,509件）。また、電子申請方式の普及に向けて、利用者からの意見をもとに改良を続けており、令和３年10月には掛金日額の改正に伴うシステム改修を行うと同時に、共済手帳申込等の手続についてオンライン申請が可能となるシステム改修を実施した。あわせて、コールセンターの設置や、操作マニュアル及び解説動画の作成・ホームページ掲載、説明会の開催、パンフレット・ポスター等による周知などにも取り組んだ。政府全体としてデジタル化・オンライン化が進められている中で、電子申請方式の普及は建退共における最重要の課題と考えており、こうした取組により、その推進を行うことができた。 以上を総合的に勘案してA評価とする。	
	（１）資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を	（１）資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を	（１）資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を	<定量的指標> ・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保すること。	（１）資産の運用 ① 資産運用の目標 ○令和３年度の資産運用は、年度前半は、世界的な景気回復期待等から、外国株式を中心に堅調な推移となった。しかし年明け以降、インフレ抑制のため米国の利上げペースが加速することへの警戒や、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、世界景気に不透明感が強まったこと等から内外株式が下落したが、委託運用部分は、給付経理・特別給付経理ともに複合ベンチマーク収益率を上回った。	・委託運用部分について、給付経理・特別給付経理ともに複合ベンチマーク収益率を上回った。	

勘案の上、中期的に建退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。	勘案の上、中期的に建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保する。 ※ 2022（令和4）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。	勘案の上、中期的に建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保する。	＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。 ・ベンチマーク収益率が確保出来ていない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。 ・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。 ・資産運用委員会による資産運用の状況その他	○資産運用の実績は 資産残高 給付経理 1,037,948百万円、特別給付経理 30,903百万円 運用収入 給付経理 10,690百万円（運用費用控除後）、特別給付経理 293百万円（運用費用控除後） 決算利回り 給付経理1.03%、特別給付経理0.94%である。 ○委託運用部分について、各資産収益率のベンチマーク対比は、以下のとおりであり、給付経理、特別給付経理ともに複合ベンチマークを上回った。 令和3年度末（通期） <table><tr><th rowspan="2">令和3年度通期</th><th colspan="3">給付経理</th><th colspan="3">特別給付経理</th></tr><tr><th>時間加重収益率</th><th>ベンチマーク収益率</th><th>超過収益率</th><th>時間加重収益率</th><th>ベンチマーク収益率</th><th>超過収益率</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>△1.10%</td><td>△1.22%</td><td>0.12%</td><td>△1.08%</td><td>△1.22%</td><td>0.14%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>4.57%</td><td>1.99%</td><td>2.59%</td><td>3.53%</td><td>1.99%</td><td>1.54%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>2.35%</td><td>1.88%</td><td>0.47%</td><td>1.62%</td><td>1.88%</td><td>△0.26%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>24.09%</td><td>22.95%</td><td>1.13%</td><td>23.24%</td><td>22.95%</td><td>0.29%</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2.41%</td><td>1.38%</td><td>1.03%</td><td>1.91%</td><td>0.83%</td><td>1.08%</td></tr></table> （参考1）給付経理 令和3年度末（通期）（手数料率を考慮した場合） <table><tr><th>令和3年度通期</th><th>時間加重収益率</th><th>ベンチマーク収益率</th><th>超過収益率</th><th>手数料率</th><th>手数料控除後収益率</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>△1.10%</td><td>△1.22%</td><td>0.12%</td><td>0.20%</td><td>△1.30%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>4.57%</td><td>1.99%</td><td>2.59%</td><td>0.30%</td><td>4.27%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>2.35%</td><td>1.88%</td><td>0.47%</td><td>0.25%</td><td>2.10%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>24.09%</td><td>22.95%</td><td>1.13%</td><td>0.24%</td><td>23.85%</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2.41%</td><td>1.38%</td><td>1.03%</td><td>0.23%</td><td>2.18%</td></tr></table> 特別給付経理 令和3年度末（通期）（手数料率を考慮した場合） <table><tr><th>令和3年度通期</th><th>時間加重収益率</th><th>ベンチマーク収益率</th><th>超過収益率</th><th>手数料率</th><th>手数料控除後収益率</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>△1.08%</td><td>△1.22%</td><td>0.14%</td><td>0.20%</td><td>△1.28%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>3.53%</td><td>1.99%</td><td>1.54%</td><td>0.30%</td><td>3.23%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>1.62%</td><td>1.88%</td><td>△0.26%</td><td>0.25%</td><td>1.37%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>23.24%</td><td>22.95%</td><td>0.29%</td><td>0.36%</td><td>22.88%</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1.91%</td><td>0.83%</td><td>1.08%</td><td>0.23%</td><td>1.68%</td></tr></table> （参考2） <table><tr><th></th><th colspan="5">給付経理</th><th colspan="5">特別給付経理</th></tr><tr><th>超過収益率</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th></tr><tr><th><評価></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th><A></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th><A></th></tr></table>	令和3年度通期	給付経理			特別給付経理			時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	国内債券	△1.10%	△1.22%	0.12%	△1.08%	△1.22%	0.14%	国内株式	4.57%	1.99%	2.59%	3.53%	1.99%	1.54%	外国債券	2.35%	1.88%	0.47%	1.62%	1.88%	△0.26%	外国株式	24.09%	22.95%	1.13%	23.24%	22.95%	0.29%	合 計	2.41%	1.38%	1.03%	1.91%	0.83%	1.08%	令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後収益率	国内債券	△1.10%	△1.22%	0.12%	0.20%	△1.30%	国内株式	4.57%	1.99%	2.59%	0.30%	4.27%	外国債券	2.35%	1.88%	0.47%	0.25%	2.10%	外国株式	24.09%	22.95%	1.13%	0.24%	23.85%	合 計	2.41%	1.38%	1.03%	0.23%	2.18%	令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後収益率	国内債券	△1.08%	△1.22%	0.14%	0.20%	△1.28%	国内株式	3.53%	1.99%	1.54%	0.30%	3.23%	外国債券	1.62%	1.88%	△0.26%	0.25%	1.37%	外国株式	23.24%	22.95%	0.29%	0.36%	22.88%	合 計	1.91%	0.83%	1.08%	0.23%	1.68%		給付経理					特別給付経理					超過収益率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	<評価>					<A>					<A>	＜評価の視点に対する措置＞ ・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている 他、定期的に運用受託機関担当者とミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。また、運用受託機関には「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。 - 令和3年度は、「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。 ・運用実績がベンチマークを下回った運用委託先に対し、原因の報告及びリスク管理体制等に関するヒアリングを行い、その内容について確認を行っている。 ・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、適切との評価を得た。 ・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、審議を経
令和3年度通期	給付経理			特別給付経理																																																																																																																																																										
	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率																																																																																																																																																								
国内債券	△1.10%	△1.22%	0.12%	△1.08%	△1.22%	0.14%																																																																																																																																																								
国内株式	4.57%	1.99%	2.59%	3.53%	1.99%	1.54%																																																																																																																																																								
外国債券	2.35%	1.88%	0.47%	1.62%	1.88%	△0.26%																																																																																																																																																								
外国株式	24.09%	22.95%	1.13%	23.24%	22.95%	0.29%																																																																																																																																																								
合 計	2.41%	1.38%	1.03%	1.91%	0.83%	1.08%																																																																																																																																																								
令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後収益率																																																																																																																																																									
国内債券	△1.10%	△1.22%	0.12%	0.20%	△1.30%																																																																																																																																																									
国内株式	4.57%	1.99%	2.59%	0.30%	4.27%																																																																																																																																																									
外国債券	2.35%	1.88%	0.47%	0.25%	2.10%																																																																																																																																																									
外国株式	24.09%	22.95%	1.13%	0.24%	23.85%																																																																																																																																																									
合 計	2.41%	1.38%	1.03%	0.23%	2.18%																																																																																																																																																									
令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後収益率																																																																																																																																																									
国内債券	△1.08%	△1.22%	0.14%	0.20%	△1.28%																																																																																																																																																									
国内株式	3.53%	1.99%	1.54%	0.30%	3.23%																																																																																																																																																									
外国債券	1.62%	1.88%	△0.26%	0.25%	1.37%																																																																																																																																																									
外国株式	23.24%	22.95%	0.29%	0.36%	22.88%																																																																																																																																																									
合 計	1.91%	0.83%	1.08%	0.23%	1.68%																																																																																																																																																									
	給付経理					特別給付経理																																																																																																																																																								
超過収益率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																																																																																																				
<評価>					<A>					<A>																																																																																																																																																				

			の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させたか。		<table><tr><td>国内債券</td><td>0.24%</td><td>0.15%</td><td>0.18%</td><td>0.24%</td><td>0.12%</td><td>0.37%</td><td>0.33%</td><td>0.21%</td><td>0.35%</td><td>0.14%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>2.05%</td><td>△1.80%</td><td>0.24%</td><td>3.11%</td><td>2.59%</td><td>11.13%</td><td>△7.81%</td><td>△0.35%</td><td>9.17%</td><td>1.54%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>0.53%</td><td>0.26%</td><td>0.29%</td><td>0.89%</td><td>0.47%</td><td>△0.19%</td><td>0.02%</td><td>0.37%</td><td>△0.02%</td><td>△0.26%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>0.40%</td><td>△0.56%</td><td>△0.26%</td><td>△1.23%</td><td>1.13%</td><td>2.56%</td><td>△0.54%</td><td>△3.41%</td><td>1.04%</td><td>0.29%</td></tr><tr><td>合計</td><td>0.63%</td><td>△0.50%</td><td>△0.06%</td><td>1.12%</td><td>1.03%</td><td>1.78%</td><td>△0.97%</td><td>△0.02%</td><td>1.21%</td><td>1.08%</td></tr></table> ※合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。 i) 基本ポートフォリオの見直し 令和3年10月から3%から1.3%へ引き下げられた予定運用利回りを前提に、資産運用で必要な利回りを算出。この必要な利回りを最低限のリスクで満たす基本ポートフォリオについて「資産運用委員会」で審議した結果、給付経理及び特別給付経理の委託運用部分について、令和4年4月から中退共、清退共、林退共との合同運用を開始することが了承された。これを受け、令和3年12月に運営委員会・評議員会の承認を得て正式に決定され、合同運用を前提に必要な利回りを確保する基本ポートフォリオへの見直しを行った。 ii) 建退共単独での運用受託機関（マネジャー・ストラクチャー）の構成、募集・評価方法等の見直しは、体制面での制約等から適時に実施出来ないため、包括信託部分については、合同運用に移行する方針を決定した。その結果、建退共単独での検討は行わず、中退共で実施した見直しによるリスク分散体制に従うことになった。建退共包括信託を合同運用へ移行する際に、移行コストの低減等を目的に、トランジション・マネジャーの採用を決め、公募のうえ新規に採用した。	国内債券	0.24%	0.15%	0.18%	0.24%	0.12%	0.37%	0.33%	0.21%	0.35%	0.14%	国内株式	2.05%	△1.80%	0.24%	3.11%	2.59%	11.13%	△7.81%	△0.35%	9.17%	1.54%	外国債券	0.53%	0.26%	0.29%	0.89%	0.47%	△0.19%	0.02%	0.37%	△0.02%	△0.26%	外国株式	0.40%	△0.56%	△0.26%	△1.23%	1.13%	2.56%	△0.54%	△3.41%	1.04%	0.29%	合計	0.63%	△0.50%	△0.06%	1.12%	1.03%	1.78%	△0.97%	△0.02%	1.21%	1.08%	て、了承を得てから実施している。基本ポートフォリオについて、令和3年度10月から予定運用利回りが3%から1.3%への引き下げられること、並びに令和4年4月から中退共等との委託運用部分の合同運用の開始を踏まえ、「資産運用委員会」の審議を受け、基本ポートフォリオの見直しを行った。	
国内債券	0.24%	0.15%	0.18%	0.24%	0.12%	0.37%	0.33%	0.21%	0.35%	0.14%																																																				
国内株式	2.05%	△1.80%	0.24%	3.11%	2.59%	11.13%	△7.81%	△0.35%	9.17%	1.54%																																																				
外国債券	0.53%	0.26%	0.29%	0.89%	0.47%	△0.19%	0.02%	0.37%	△0.02%	△0.26%																																																				
外国株式	0.40%	△0.56%	△0.26%	△1.23%	1.13%	2.56%	△0.54%	△3.41%	1.04%	0.29%																																																				
合計	0.63%	△0.50%	△0.06%	1.12%	1.03%	1.78%	△0.97%	△0.02%	1.21%	1.08%																																																				
② 健全な資産運用等	② 健全な資産運用等	i) 基本ポートフォリオの見直し 最新の金融・経済情勢を踏まえ、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性等の検証を行い、財政検証の結果を勘案し、見直しを行う。 ii) 給付経理と特別給付経理の合同運用の実施を検討する。 iii) 運用受託機関（マネジャー・ストラクチャー）の構成、募集・評価方法等の見直しについて検討を行う。	・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握したか。	② 健全な資産運用等	イ 「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、審議を受けた（6/14、9/7、11/25、3/7）。また、令和4年4月から中退共、清退共、林退共との合同運用を開始することが決定されたことに伴い、基本ポートフォリオ及び資産運用の基本方針の見直しを行った。 （添付資料① 令和3年度資産運用に関する評価報告書）	・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。 また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。 ・資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共合同部会） 資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等）																																																								
				i) 資産運用企画会議の開催	「資産運用企画会議」を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有																																																									

産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。 【指標】 委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保すること。 【目標設定等の考え方】 基本ポートフォリオについて、建退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率（※）を確保することで、中期に必要な利回りを確保することとする。 ※ 2022（令和4）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。 【重要度 高】	産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。 【重要度高】	資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。 ロ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。 また、令和2年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。 い）「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。	と方針の徹底を図った。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 ・資産運用状況 ・運用計画 ・運用資産残高及び評価損益状況 ・有価証券信託の運用状況 ・包括信託の運用結果報告 ・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の令和2年度決算について ・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の令和3年度上半期決算について ・有価証券信託の令和3年度上半期決算について ・令和2年度株主議決権行使状況の概要 ※「資産運用企画会議合同部会（中建清林）」開催状況 ・資産運用の基本方針の改正について ・令和2年度資産運用状況の機構ホームページ掲載について ・ウクライナ問題に関わる金融変動への対応について ロ 基本ポートフォリオ見直し、令和2年度資産運用に関する評価報告書、行動規範に関して、「資産運用委員会」に資料を提供して審議を受けた。その過程で、公表用資料の内容等についても助言を頂き、図表の形式や数値について見易さ等の観点から修正を行った。 い）－１．「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常開催が難しい状況下、メール開催やWEB会議など開催方式を工夫して開催した。 第1回（4/19） ・資産運用委員会議事録の確認 ・委員会宿題の棚卸し ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・中退共のマネジャー・ストラクチャー見直し及びその後の管理方法について ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について 第2回（5/24） ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・資産運用委員会議事録の確認 ・令和2年度資産運用に関する評価報告書（案）について ・行動規範について ・パッシブファンドのマネストについて		
---	---	---	--	--	--

	共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。			第3回（6/14） ・機構の到達目標について ・付加退職金について ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・建退共の手帳更新期間について ・資産運用委員会議事録の確認 ・令和2年度資産運用に関する評価報告書（案） ・令和2年4月から令和3年3月の運用実績報告（6 経理） ・受託機関の評価基準について 第4回（7/27） ・資産運用委員会の運営方針について ・付加退職金について ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・運営委員会・評議員会報告 ・資産運用委員会議事録の確認 ・令和2年度運用受託機関評価結果 ・建退共の手帳更新期間について 第5回（8/10） ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について 第6回（9/7） ・中退共資産に係る乖離許容幅・リバランスルールについて ・対外公表資料「中退共資産に係る基本ポートフォリオ見直しについて(令和3年度)」について ・合同運用中の清退共・林退共の基本ポートフォリオ変更（案）について ・合同運用参加予定の建退共の基本ポートフォリオ変更（案）について ・「資産運用の基本方針」の改正について（基本ポートフォリオの改定） ・資産運用委員会議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6 経理） 第7回（10/25 メール開催） ・「資産運用の基本方針」の改正について（外国債券ベンチマーク名称変更） 第8回（1/24） ・「資産運用の基本方針」の改正について（建退共の合同運用参加、パッシブ運用マネジャー・ストラクチャー見直し等） i)－2. 令和2年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた（5/24、6/14）。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。 ii) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果をホームページに公表する。 iii) 厚生労働省への情報提供 予定運用利回		
--	--	--	--	---	--	--

		り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。 ハ 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。		産残高・評価損益状況・運用結果報告等) ハ ・基本ポートフォリオ見直しについて審議を行い、基本ポートフォリオ変更（案）に審議の結果を反映させた。 ・建退共単独での運用受託機関（マネジャー・ストラクチャー）の構成等の見直しについて審議の結果、包括信託部分について、合同運用に移行する方針が決定され、建退共単独での検討は行わず、移行コストの低減等を目的に、トランジション・マネジャーの採用を合わせて決定され、公募のうえ新規に採用した。 ・資産運用の基本方針の改正案について、審議の結果を反映した。																							
（２）確実な退職金の支給に向けた取組	（２）確実な退職金の支給に向けた取組等 建退共事業における過去３年以上手帳更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。	（２）確実な退職金の支給に向けた取組等 建退共事業における過去３年以上手帳更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。	<定量的指標> ・毎年度１回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去３年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。	（２）確実な退職金の支給に向けた取組等 建退共事業における過去３年以上手帳更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。 <table><tr><td>長期未更新者数</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・前中期目標期間終了時</td><td>369,592人</td><td></td></tr><tr><td>平成30年度末</td><td>371,025人</td><td>(1,433人)</td></tr><tr><td>令和元年度末</td><td>373,568人</td><td>(2,543人)</td></tr><tr><td>令和２年度末</td><td>370,498人</td><td>(△3,070人)</td></tr><tr><td>令和３年度末</td><td>364,418人</td><td>(△6,080人)</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(対前年度比)</td></tr></table>	長期未更新者数			・前中期目標期間終了時	369,592人		平成30年度末	371,025人	(1,433人)	令和元年度末	373,568人	(2,543人)	令和２年度末	370,498人	(△3,070人)	令和３年度末	364,418人	(△6,080人)			(対前年度比)	・専門誌、広報誌等に掲載し、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行った。 <評価の視点に対する措置> ・新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去３年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請した。	
長期未更新者数																											
・前中期目標期間終了時	369,592人																										
平成30年度末	371,025人	(1,433人)																									
令和元年度末	373,568人	(2,543人)																									
令和２年度末	370,498人	(△3,070人)																									
令和３年度末	364,418人	(△6,080人)																									
		(対前年度比)																									
① 長期未更新者数の縮減等のための取組 過去３年以上手帳の更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」と	① 長期未更新者数の縮減等のための取組 イ 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共制度に加入したこと	① 長期未更新者数の縮減等のための取組 イ 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共制度に加入したこと		① 長期未更新者数の縮減等のための取組 イ 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。 ・通知件数 107,403件																							

いう。)数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。 【指標】 長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。 【目標設定等の考え方】 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期末更新者数を減少させることを指標として設定す	を本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。 ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。 ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、長期末更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取る	を本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。 また、住所情報を把握していない被共済者について、最終更新契約者に対し住所情報提供を依頼する。 ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。 ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、長期末更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取る	・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。 ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。 ・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請したか。	ロ 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握するため、共済手帳更新申請書の住所欄情報をデータベース化した。 ・更新件数 677, 141件 また、住所情報を把握していない被共済者について、最終更新契約者に対し住所情報提供を依頼した。 ・12, 252事業所(7/16) ・住所判明者 8, 758 人(内長期末更新者3, 444人) ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請した。 長期末更新者調査（平成29年度に手帳更新がされた者のうち、令和2年度末に至るまで手帳更新がされていない者を対象）を実施し、調査対象被共済者23, 280人のうち、更新申請書による住所補完等により住所判明した者15, 494人（納付実績12月以上）に対し、退職金請求手続の要請等を行った（1/28）。 ・手帳更新した者 5, 048人 ・退職金請求した者 3, 056人 ・就労中と確認できた者 3, 915人 ・住所不明の者 131人 ・動きのない者 11, 130人 ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、退職金の請求資格があり、3年以上未更新で75歳に達した者（4, 680人）のうち、更新申請書による住所補完等により住所が判明した者（241人）に対する退職金請求手続の要請等を行った（10/29）。 ・手帳更新した者 18人 ・退職金請求した者 63人 ・住所不明の者 4, 409人 ・動きのない者 190人 また、退職金の請求資格があり、70歳と74歳に達した者のうち、更新申請書による住所補完等により住所が判明した者（16, 129人）に対し掛金納付状況等の通知を行った（11/30）。	・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施した。 ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 ・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請した。 ＜業務運営上の課題及び改善方策＞ 中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時の数から減少させるため、引き続き周知広報の方法を工夫するなど未請求者に対する請求手続の要請を行う必要がある。 ＜令和2年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行うとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する	
---	---	---	--	--	---	--

	ることとする。 ※過去３年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移 2014（平成26）年度末 366,821人、2015（平成27）年度末 367,180人、2016（平成28）年度末 368,088人、2017（平成29）年12月末 369,299人 【難易度 高】 建設業における期間労働者については、建設工事全体の中の特定の専門工事に従事するため現場を転々と移動する場合も多く、雇用の流動性が高いこと、重層下請構造により雇用関係が複雑であること等から建設事業者による雇用管理の取組が容易でない実態があること等から、長期にわたり、労働者の住所及び勤務先を把握し続けることが難しいため。	よう要請する。 70歳に達した者に対しては、掛金納付状況等の通知を行う。	よう要請する。 70歳に達した者に対しては、掛金納付状況等の通知を行う。 さらに、生年月日未設定の者等に対し、手帳更新時に個別の点検を実施するとともに未設定者については画像情報と照合し情報を補正する。		さらに、生年月日未設定の者等に対し、手帳更新時に個別の点検を実施するとともに未設定者については画像情報と照合し情報を補正した。	現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請するなど、引き続き長期未更新者数減少のためのきめ細やかな対策を実施した。	
	ホ ハの要請から２年経過した時点で、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続を取るよう要請する。また、ニの75歳に達した者に対する要請から５年を経過した時点で、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金の請求等の手続を取るためのシステムを開発する。	ホ ハの要請 （平成31（令和元）事業年度実施）から２年経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金の請求等の手続を取るよう要請する。	ホ ハの要請 （平成31（令和元）事業年度実施）から２年経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金の請求等の手続を取るよう要請する。		ホ 令和元年度の長期未更新者調査対象者のうち、さらに２年間共済手帳の更新等がされていない者（12,269人）のうち、更新申請書による住所補完等により住所判明した者12,172人（納付実績12月以上）に対し退職金請求手続の要請等を行った（9/13）。 ・手帳更新した者 1,247人 ・退職金請求した者 1,156人 ・住所不明の者 81人 ・動きのない者 9,785人		
	ヘ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、重複があるときは、これを解消するとともに、追加支給を行い、退職金の支給漏れを防止する。	ヘ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、重複があるときは、これを解消するとともに、追加支給を行い、退職金の支給漏れを防止する。	ヘ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、重複があるときは、これを解消するとともに、追加支給を行い、退職金の支給漏れを防止する。		ヘ 新規加入者及び退職者に対する重複チェックを行った。 ・新規加入者に対する重複チェック - 令和３年度新規加入者 107,403人 - うち重複加入者 2,133人 ・退職者に対する重複チェック - 令和３年度退職者 62,312人 - うち追加支給者 439人 - 支給額 92,971千円		
	ト 事業主団体	ト 事業主団体	ト 事業主団体		ト 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請		

	② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組	の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。 チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。 【難易度高】	の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。 チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。	求に関する問い合わせ等と呼びかけた。 ・広報誌掲載 78 件 チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 リ マスメディア等を活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請するため、以下の取組を行った。 ・事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。 ・広報誌掲載 78 件（再掲） ・新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った（再掲）。 ・その他、広く労働者に対し、全国紙・地方紙等の新聞、地上波ＴＶ、ＢＳＴＶ、ＣＳＴＶ、ラジオなどマスメディアを活用した退職金請求に関する広報を実施し、フリーダイヤルにて退職金の有無に関する調査依頼を受け付けた。その結果フリーダイヤルの問い合わせ件数は4,627件であり、うち登録件数は3,219件である。退職金請求権（納付実績12月以上）がある486件（追給を含む）のうち退職金請求受付件数は218件、うち長期未更新対象者は97件、それ以外は121件だった。		
		② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組	② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組	② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組		
		イ 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請する。	イ 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請する。	イ 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請する。		
		過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者への手帳更新等の要請、被共済者の就労日数に応じた共済証紙の確実な貼付の周知及び受払簿の厳格な審査等により、共済証紙の適正な貼付のための取組を促進するこ		② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組 イ 履行促進要請（点検・措置） 過去2年間共済手帳の更新の手続のない共済契約者（15,205 事業所）に対し、手帳更新等を要請するとともに履行状況調査を実施した。 ・履行が確認できた契約者 (5,610 事業所) ・契約を解除した契約者 (1,875 事業所) ・履行の意思があると回答した契約者 (6,167 事業所) ・住所不明等 (1,553 事業所) 再要請（次々年度調査） 令和元年度調査において、履行の意思があると回答した契約者(5,195 事業所)のうち、さらに2年間履行の無い共済契約者(2,926 事業所)を対象に調査を実施し、再度、適切な措置をとるように要請した。また、適正な貼付が行われていない契約者に対しては解除手続を行った。		

と。															
【指標】 ・毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。 [目標設定等の考え方] 一定期間以上、手帳が更新されていない場合、手帳への共済証紙の貼付が適正に行われていない可能性があることから、過去2年間手帳を更新していない共済契約者に対して、手帳の更新の要請を行うこととする。 就労日数に応じた共済証紙の確実な貼付のため、共済契約者に対して、毎年度1回以上、周知を図ることを指標として設定することとする。 （3）加入促進対策の效果的実施 建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により中期計画に定める効率的かつ	ロ 毎年度1回以上、専門誌、広報誌等を通じて共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う。 ハ 加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して周知を徹底する。 （3）加入促進対策の效果的実施 ① 加入促進対策の実施 建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等	ロ 専門誌、広報誌等を通じて共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う。 ハ 加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して周知を徹底する。 （3）加入促進対策の效果的実施 ① 加入促進対策の実施 建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等	＜定量的指標＞ ・令和3年度における新たに加入する被共済者数の目標を、10万8,000人以上とする。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞	・履行確認ができた契約者 (1,099 事業所) ・契約解除契約者 (1,827 事業所) ロ 専門誌、広報誌等に掲載し、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行った。 ・広報誌掲載 78 件(再掲) ・全契約者へ制度改正に関する通知 <table><tr><td>4月</td><td>ハガキ発送</td><td>174,201件</td></tr><tr><td>7月</td><td>文書・チラシ発送</td><td>168,130件</td></tr><tr><td>9月</td><td>事務処理の手引き発送</td><td>168,642件</td></tr></table> ハ 加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して周知を徹底した。 ・加入・履行証明発行枚数 92,984件 ・全契約者へ厳格化に関する周知（7/1 文書により発送）168,130件 （3）加入促進対策の效果的実施 ① 加入促進対策の実施 建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により効率的かつ効果的に以下の対策を講じた。 建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行った。	4月	ハガキ発送	174,201件	7月	文書・チラシ発送	168,130件	9月	事務処理の手引き発送	168,642件	・令和3年度の加入目標108,000人に対し、加入実績 107,403人(年度目標達成率 99.4%)となった。 ＜評価の視点に対する措置＞	
4月	ハガキ発送	174,201件													
7月	文書・チラシ発送	168,130件													
9月	事務処理の手引き発送	168,642件													

	効果的な加入促進対策を講ずること。 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とすること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準及び建設技能労働者の減少傾向を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年度12月末現在）58万465人 ※ 建設技能労働者数の推移（2006（平成18）～2016（平成28）年度の1年平均の技能労働者数の減少率）－1.3%	との連携強化により効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。 イ 広報資料等による周知広報活動 i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。 ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。	との連携強化により効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。 イ 広報資料等による周知広報活動 i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、本部・支部に備え付けて配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用して、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施する。 また、制度紹介用動画をホームページ及びY o u T u b e 上で配信する。 ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 また、関係官公庁及び関係事	・建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。	イ 広報資料等による周知広報活動 i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、本部・支部、相談コーナーに備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報をするとともに、ホームページにおいて、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報をした。 ・建退共制度のあらまし 143,031 部 ・建設事業主のみなさま 24,918 部 ・労働者用チラシ 20,003 部 ・学生用チラシ 1,186 部 ・ポスター 29,523 部 また、引き続き制度紹介用動画をホームページ及びY o u T u b e 上で配信した。 ・Y o u T u b e アクセス件数 70,536 件 ・うち制度説明用動画 23,442 件 ・うち就労実績報告作成件数 22,311 件 ・うち電子申請方式導入関係動画 24,783 件 ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 ・広報資料の窓口備え付け依頼 3,049 箇所（内 備え付け 231 団体）（3/31） ・広報記事の掲載依頼 1,789箇所（内 記事の掲載 219 箇所）（3/31） ・職業能力開発促進センター等（47箇所）訓練センター等（17箇所）に対し、退職金制度の周知のためパンフレットの窓口設置を依頼した（6/1）。	・効率的かつ効果的な加入促進対策を講じるため、未加入事業所に対して、経営事項審査データを活用して対象事業所を抽出し、ダイレクトメールによる加入勧奨を実施した。 ・関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。さらに、建退共各都道府県支部協力のもと、電子申請方式及び制度改正等に向けた説明会を全国規模で開催し、9都道府県 29 会場（49 回・出席事業所 2,975 所）で説明を行った。	
--	--	---	--	--	---	---	--

		関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。	関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行う。 ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。		関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。 i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行った（3回）。 ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した（8回）。 iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した（77回）。 iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請した（64回）。 さらに、建退共各都道府県支部協力のもと電子申請方式及び制度改正等に向けた説明会を全国規模で開催し、9都道府県29会場（49回・出席事業所2,975所）で説明を行った。		
		ニ 集中的な加入促進対策の実施 毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、	ニ 集中的な加入促進対策の実施 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省・国土交通省の支援を得つ		ニ 集中的な加入促進対策の実施 10月の加入促進強化月間の実施に向け、厚生労働省、国土交通省へ協力要請を行った。 ・厚生労働省（8/5）、国土交通省（9/1）		

		全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。	つ、月間中、次のような活動を行う。 i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施 iii) 全国的な周知広報活動等の集中的展開 iv) 厚生労働省及び国土交通省の支援を得つつ、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」の開催 v) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得つつ、未加入事業所に対する加入勧奨の実施 vi) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用チラシの備え付け・配布		i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 ・ポスター 26,426 部 ・制度のあらまし 27,765 部 ・建設事業主のみなさま 10,880 部 ・労働者用チラシ 10,767 部 ・制度の手引き 145 部 - パンフレット等合計 76,313 部 ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰を実施した。 ・91事業所 iii) 全国的な周知広報活動等を実施するため、厚生労働省への後援依頼や関係機関への協力依頼等を行った。 ・加入促進強化月間実施要綱 11,078 部配布 ・厚生労働省宛後援名義使用許可願 (6/18) ・国土交通省宛後援名義使用許可願 (7/14) ・関係機関に対し、月間実施についての協力依頼文書を送付 (9/1) ・職業訓練校・工業高等学校への制度周知依頼 (9/1) iv) 厚生労働省及び国土交通省出席のもと、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催した。 開催日10/8 (関係団体 54団体中、25団体出席) 依頼事項 ・会員企業への制度説明資料の配布 ・機関紙(誌)への記事広告の掲載 v) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得られるよう、制度普及促進協力依頼文書を送付した(6/4)。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問による依頼は見合わせた。 vi) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用チラシの周知依頼を行い、備え付け・配布を行った。 ・専門工事業団体等 10,767部(再掲)		
--	--	------------------------------	--	--	--	--	--

	雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 54 万 5,000 人以上とする。 （４）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。 【指標】 ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。 ※ 前中期目標期間（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日	（４）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。 ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から 22 業務日以内に退職金を全数支給する。	万 8,000 人以上とする。 （４）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。 ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から 22 業務日以内に退職金を全数支給する。 ハ 令和 2 年度に電子申請方式に対応するための改修を行った就労実績報告作成ツールについて、普及を図り、元請・下請間の円滑な就労	＜定量的指標＞ ・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度 66 万件以上とすること。 ・毎年度 1 回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞	人と10万人減少しており、個別事業主への加入勧奨や関係官公庁及び関係事業主団体が開催する会議及び研修会等にて加入勧奨を行ったが、上記要因もあり加入は 107,403 人に留まった。 （４）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 電子申請方式申込書をダウンロードできるように建退共ホームページに掲載し、加入者等が行う手続の合理化を図った。また、委託業者や関係者と WE B 会議を実施し、時間と事務の効率化を行った。 ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から 22 業務日以内に退職金を全数支給した。 ハ 就労実績報告作成ツール（以下、「ツール」）について、制度改正に伴う機能改修を行った。 また、パソコンの操作に慣れていない中小企業のために、簡易メニューを新たに作成し、下請のみ使用するメニューに特化した機能を構築した（9/13リリース）。 さらに、エクセルファイル形式により就労実績データを作成できるようにシステム改修を行った。これにより下請企業は、複雑な操作をすることなく就労実績報告ができるようになった（1/5リリース）。 ダウンロード件数 25,468 件	・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給した。 ・令和 3 年度における建退共ホームページへのアクセス件数は1,474,574 件、達成率223.4%であった。 なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても 1,001,534 件のアクセス件数を獲得している。 電子申請方式の操作マニュアルや解説動画の掲載などホームページの内容の充実に伴い、アクセス件数が増加したものと考えられる。 ・加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施した。 ＜評価の視点に対する措置＞	
--	---	--	---	---	--	--	--

	数の最終期限 (暦日) 30日		報告の実現に努める。	・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。	また、よくある質問を取りまとめ、ツール用のQ＆Aマニュアルを作成した。 なお、令和4年度に予定している建設キャリアアップシステムとの機能連携強化に向けて、多機能だが容易に操作ができるようなツールの改修を引き続き行う。	・事務処理の改善を図るため、相談対応マニュアルの見直し・刷新を行った。	
	② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等	② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等	② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等	・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。	② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等	・事務処理の改善を図るため、相談対応マニュアルの見直し・刷新を行った。	
	共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。 【指標】 ・ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度66万件以上とすること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均アクセス件数：661,819件	イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ＆Aに反映することなどにより、ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を毎年度 66 万件以上とする。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。	イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ＆Aに反映することなどにより、ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を 66 万件以上とする。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。	・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。 ・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。	イ 令和3年度における建退共ホームページへのアクセス件数は1,474,574件、達成率223.4％であった。 （トップページのアクセス数及び検索サイトにて検索した際に表示されるサイドメニューからのアクセス数を加えた数値を表記している。） なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても1,001,534件のアクセス件数を獲得している。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図った。 ・相談対応件数：11,718件（再掲）	・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図った。 ・中退共・特退共合同参与会及び運営委員会・評議員会の場を通じて、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図った。	
	③ 積極的な情報の収集及び活用	③ 積極的な情報の収集及び活用	③ 積極的な情報の収集及び活用	③ 積極的な情報の収集及び活用	③ 積極的な情報の収集及び活用		
	加入者及び関	イ 加入促進強	イ 加入促進強		イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主		

	係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。 【指標】 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 【目標設定等の考え方】 建退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。	化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、建退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。 ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計資料を整備し、ホームページに掲載するとともに、建退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。 ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。 ・中退共・特退共同合同参与会（11/26、3/28） ロ 建退共事業への加入状況、退職金支払状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。 ・事業月報（毎月） ・事業年報（7月） ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図った。 ・運営委員会・評議員会（4/6書面開催、6/30、11/18書面開催、3/3書面開催） ・中退共・特退共同合同参与会（11/26、3/28）（再掲）		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	I 退職金共済事業 3 清酒製造業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高】 （1）資産の運用 ① 資産運用の目標 ② 健全な資産運用等 【指標】 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 （理由） 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指 標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
委託運用部分における各資産の複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）※ 2020（令和2）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）	複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保 ※ 2020（令和2）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保	国内債券【0.06%】	国内債券【0.10%】	国内債券【0.30%】	国内債券【0.15%】		予算額（千円）	334,852	337,779	342,344	379,376	
		国内株式【△5.70%】	国内株式【1.72%】	国内株式【2.85%】	国内株式【0.36%】		決算額（千円）	221,903	212,942	306,374	190,741	
		外国債券【－%】	外国債券【－%】	外国債券【1.19%】	外国債券【0.21%】		経常費用（千円）	244,265	247,184	302,537	191,136	
		外国株式【－%】	外国株式【－%】	外国株式【5.50%】	外国株式【△3.21%】		経常利益（千円）	198,513	△94,731	5,601	△58,279	
		合 計【△2.60%】	合 計【0.82%】	—	—		行政コスト（千円）	—	247,206	302,547	191,185	
長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施	実施	実施	実施		行政サービス実施コスト（千円）	△180,441	—	—	—	
中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	平成29年度末3,021人	—	—	—	—		従事人員数	7	9	9	8	

	中期目標期間中の 新規被共済者目標数	600 人以上	30 年度目標数 125 人	元年度目標数 120 人	2 年度目標数 120 人	3 年度目標数 120 人				
	新規被共済者数 【達成度】		129 人 【103.2%】	117 人 【97.5%】	65 人 【54.2%】	101 人 【84.2%】				
	目標の処理期間内に おける退職金支給実施	受付日から 22 業務日以内に 全数支給	100%	100%	100%	100%				
	ホームページの清退 共制度の情報に関する アクセス件数	毎 年 度 1 万 6,000 件以上	340,477 件	333,987 件	354,257 件	514,358 件				
	同上【達成度】		【2,128.0%】	【2,087.4%】	【2,214.1%】	【3,214.7%】				
	加入者及び関係団体 等の意見・要望並び に各種統計等の情報 を整理・分析し、対 応策を検討、実施	毎 年 度 1 回 以 上	1 回	1 回	1 回	1 回				
	同上【達成度】		【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	3 清酒製造業退職金共済事業 機構は、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に係る業務に関し、人材の確保及び育成といった清酒製造業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び清酒製造業界を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた	3 清酒製造業退職金共済事業	3 清酒製造業退職金共済事業		3 清酒製造業退職金共済事業	<評定と根拠> 評定：B ・委託運用部分の収益率について、4資産のうち3資産において市場平均を上回る水準を確保。 唯一外国株式は市場平均を下回ったが、短期的資金の動きに因る前年度急伸の反動であり、投資対象銘柄の成長性とマネジャー・ストラクチャーのリスク分散機能は引き続き有効と思料される。 スチュワードシップ活動は、発展・深化していると資産運用委員会から高く評価された。ウクライナ問題等非常時対応も適切に実施。資産運用委員会は8回開催し、資産運用は「適切」との評価を受けた。 ・確実な退職金の支給に向けた取組について、長	評定	B	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 資産の運用における委託運用部分については、各資産の収益率は、外国株式がベンチマーク収益率を下回ったものの、それ以外の3資産はベンチマーク収益率を上回る結果となった。資産運用委員会の議を経て作成又は変更される「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本とした資産運用が概ね実施されたものと評価している。 加入促進については、新型コロナウイルス感染拡大防止のための飲食店の時短営業の要請が発出される中、目標を下回ったものの、既加入事業所に対する引き続きの加入要請等を通じて令和2事業年度の達成率（54.2％）を上回る結果（84.2％）となった。

	見直しを行うこと。					期末更新者については、令和３年度末において、2,921 人となり、平成 29 年度末の 3,021 人を下回ることができたが、これは、平成 30 年度からの 4 年間で、長期未更新者が新たに 110 人発生したが、共済手帳更新や退職金請求を行い長期未更新者でなくなった者が 210 人となったためである。対策としては、まずは被共済者の住所の把握を徹底している。具体的には、新規加入時に把握を徹底するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所記載をしてもらうことで手帳更新時（機構への旧手帳返却時）の把握も徹底した上で、システムに登録している。 また、新規加入時には清退共制度に加入したことを本人に通知している。その上で、未更新期間３年経過時点で被共済者について現況調査を行い、最終手帳更新時の事業所への確認や住民基本台帳ネットワークの活用なども行った上で、住所を把握できた者に対して、共済手帳の更新又は退職金請求を行うよう要請した。また、同調査から２年を経過した後にフォローアップ調査を行い、同時に退職金請求等の手続を取るよう要請した。 ・清退共の対象事業所は酒類等製造免許事業所であり、令和２年度末において、すでに 93.3%が清退共制度に加入している。令和３年度においては、酒類等製造免許新規取得事業所と未加入事業者全ての加入対象事業所に対し加入勧奨案内を発出するほか、既加入の全事業所(休造除く)に対して、期間雇	＜業務運営上の課題及び改善方策＞ 加入促進対策について、状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。
--	-----------	--	--	--	--	--	--

						用者を新たに雇った場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請するなどきめ細かな対策を講じた。 しかしながら、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛や飲食店の時短営業の要請が断続的に発出される中、酒造製造量は、コロナ禍のため大きく落ち込んだ令和2年度(前年度比△9.4%)よりさらに落ち込み(令和3年度(4月～2月)は、令和2年度同期比△2.7%、コロナ禍前の令和元年度同期比△12.6%)、飲食店での酒類の消費マインドも十分に回復していないと考えられる中、加入促進は極めて困難な状況となり、加入目標120人に対し、加入実績は101人に留まった。 上述のとおり、コロナ禍の影響により新たに加入する被共済者の加入目標数は未達成であったが、他の項目については、おおむね目標を達成していることから、全体として、自己評価をBとした。	
	(1) 資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清退共事業の運営に必要な利回り(予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対	(1) 資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清酒製造業退職金共済(以下「清退共」という。)事業の運営に必要な利回り(予定運用利回りに従って増加する	(1) 資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清酒製造業退職金共済(以下「清退共」という。)事業の運営に必要な利回り(予定運用利回りに従って増加する	<定量的指標> ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・運用受託機関による運用状況を適	(1) 資産の運用 ① 資産運用の目標 ○令和3年度の資産運用は、年度前半は、世界的な景気回復期待等から、外国株式を中心に堅調な推移となった。しかし年明け以降、インフレ抑制のため米国の利上げペースが加速することへの警戒や、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、世界景気に不透明感が強まったこと等から内外株式が下落する局面があったが、委託運用部分の利回りはプラスを確保した。 ○資産運用の実績は 資産残高 給付経理 3,677 百万円、特別給付経理 273 百万円 運用収入 給付経理 16 百万円(運用費用控除後)、特別給付経理 0.001 百万円(運用費用控除後) 決算利回り 0.44%、特別給付経理 0.00%である。	・委託運用部分について、4資産のうち3資産において市場平均を上回る水準を確保した。 <評価の視点に対する措置> ・運用受託機関の運用状況については毎月報告を	

	する比率をいう。)を最低限のリスクで確保することを目標とすること。	回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。)を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)(※)を確保する。 ※ 2020(令和2)年度以降は、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)とする。	責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。)を最低限のリスクで確保する。 委託運用部分について、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保する。	時適切に点検しているか。	○委託運用部分について、各資産収益率のベンチマーク対比は、以下のとおりである。 令和3年度末(通期)	<table><tr><th>令和3年度通期</th><th>時間加重収益率</th><th>ベンチマーク収益率</th><th>超過収益率</th><th>達成率</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>△1.06%</td><td>△1.22%</td><td>0.15%</td><td>112.41%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>2.34%</td><td>1.99%</td><td>0.36%</td><td>117.88%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>△4.96%</td><td>△5.17%</td><td>0.21%</td><td>104.09%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>19.74%</td><td>22.95%</td><td>△3.21%</td><td>86.00%</td></tr></table>	令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率	国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	112.41%	国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	117.88%	外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	104.09%	外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	86.00%	受け点検を行っている他、定期的に運用受託機関担当者とのミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。また、運用受託機関には「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。 令和3年度は、「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。																	
令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率																																													
国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	112.41%																																													
国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	117.88%																																													
外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	104.09%																																													
外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	86.00%																																													
			・ベンチマーク収益率が確保出来ない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。		(参考1) 令和3年度末(通期)(手数料率を考慮した場合)	<table><tr><th>令和3年度通期</th><th>時間加重収益率</th><th>ベンチマーク収益率</th><th>超過収益率</th><th>手数料率</th><th>手数料控除後</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>△1.06%</td><td>△1.22%</td><td>0.15%</td><td>0.05%</td><td>△1.11%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>2.34%</td><td>1.99%</td><td>0.36%</td><td>0.19%</td><td>2.15%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>△4.96%</td><td>△5.17%</td><td>0.21%</td><td>0.13%</td><td>△5.09%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>19.74%</td><td>22.95%</td><td>△3.21%</td><td>0.21%</td><td>19.53%</td></tr></table>	令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後	国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	0.05%	△1.11%	国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	0.19%	2.15%	外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	0.13%	△5.09%	外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	0.21%	19.53%													
令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後																																												
国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	0.05%	△1.11%																																												
国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	0.19%	2.15%																																												
外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	0.13%	△5.09%																																												
外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	0.21%	19.53%																																												
		i)基本ポートフォリオの検証 最新の金融・経済情勢を踏まえ、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性等の検証を行い、必要があればその見直しを行う。ただし、中退共と合同運用している委託運用部分については、中退共と同一の内容とする。			(参考2)	<table><tr><th>超過収益率</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th></tr><tr><td><評価></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>国内債券</td><td>0.13%</td><td>0.06%</td><td>0.10%</td><td>0.30%</td><td>0.15%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>4.30%</td><td>△5.70%</td><td>1.72%</td><td>2.85%</td><td>0.36%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>1.19%</td><td>0.21%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>5.50%</td><td>△3.21%</td></tr><tr><td>合計</td><td>2.61%</td><td>△2.60%</td><td>0.82%</td><td>1.17%</td><td>△0.35%</td></tr></table> ※令和2年度から中退共との合同運用を実施している。 ※合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。	超過収益率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	<評価>						国内債券	0.13%	0.06%	0.10%	0.30%	0.15%	国内株式	4.30%	△5.70%	1.72%	2.85%	0.36%	外国債券	-	-	-	1.19%	0.21%	外国株式	-	-	-	5.50%	△3.21%	合計	2.61%	△2.60%	0.82%	1.17%	△0.35%	・外国株式における収益率がベンチマークを下回ったのは、近年の市場環境において牽引役を期待されているグロース系の外国株式ファンドが、世界的な金融緩和策の見直し観測に因る金利上昇に加え、前年度大幅上昇の反動もあって、年度後半に急落したことが主因である。これら企業の業績が悪化した訳ではなく、投機的資金の短期的な振れが原因。 株価が下落した銘柄が、長期保有対象としての引き続き有効であるとの判断の根拠について点検し、飽くまでも投機的資金の振れに因る一時的な動きであるとの判断に合理性があることを確認している。こうした見方に変化が無いのか、今後も定
超過収益率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																												
<評価>																																																	
国内債券	0.13%	0.06%	0.10%	0.30%	0.15%																																												
国内株式	4.30%	△5.70%	1.72%	2.85%	0.36%																																												
外国債券	-	-	-	1.19%	0.21%																																												
外国株式	-	-	-	5.50%	△3.21%																																												
合計	2.61%	△2.60%	0.82%	1.17%	△0.35%																																												
② 健全な資産運用等	② 健全な資産運用等	② 健全な資産運用等		② 健全な資産運用等																																													

	資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。 また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。 【指標】 ・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保すること。 【目標設定等の考え方】 基本ポートフォリオについて、清退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率（※）を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。	資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。 また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。 【重要度 高】	イ 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。 i) 資産運用企画会議の開催 資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。 ロ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。 また、令和2年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。 i) 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。	イ 「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、審議を受けたほか、基本ポートフォリオの変更を行った。 (6/14、9/7、11/25、3/7) (添付資料① 令和3年度資産運用に関する評価報告書) i) 「資産運用企画会議」の開催 「資産運用企画会議」を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図った。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 ・資産運用状況 ・運用計画 ・運用資産残高及び評価損益状況 ・包括信託の運用結果報告 ※「資産運用企画会議合同部会（中建清林）」開催状況 ・資産運用の基本方針の改正について ・令和2年度資産運用状況の機構ホームページ掲載について ・ウクライナ問題に関わる金融変動への対応について ロ 基本ポートフォリオ見直し、令和2年度資産運用に関する評価報告書、行動規範、パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーに関して、「資産運用委員会」に資料を提供して審議を受けた。その過程で、公表用資料の内容等についても助言を頂き、図表の形式や数値について見易さ等の観点から修正を行った。 i) ー1. 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常開催が難しい状況下、メール開催やWEB会議など開催方式を工夫して開催した。 第1回（4/19） ・資産運用委員会議事録の確認 ・委員会宿題の棚卸し ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・中退共のマネジャー・ストラクチャー見直し及びその後の管理方法について ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について	期的に点検を行うこととする。 基本ポートフォリオ見直しに当たり、委託運用部分のパフォーマンス評価が適切に出来るように、相場変動時のリバランスに係る乖離許容幅を、従来の運用資産全体の構成比から委託運用部分のみの構成比へ変更している。 運用全体のクオリティの向上を企画したマネジャー・ストラクチャー見直しプロジェクトの一環として、委託運用資産のうちパッシブ運用部分について、資産運用受託機関および資産管理受託機関の見直しを実施した。今回の見直しでは、特に資産間リバランスを行う際の効率性向上、および委託コストも意識して契約形態についても見直しを行い、委託コストの低下を実現した（令和2年度約0.04%⇒令和3年度約0.02%）。 ・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、適切との評価を得た。 ・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、審議を経て、了承を得てから実施している。令和3年度は、基本ポートフォリオの見直し、パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャー、基本方針の改正について随時経過を報告し、助言を受けながら実施した。
--	--	--	--	--	--

	※ 2020（令和2）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。			・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握したか。	第2回（5/24） ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・資産運用委員会議事録の確認 ・令和2年度資産運用に関する評価報告書（案）について ・行動規範について ・パッシブファンドのマネストについて 第3回（6/14） ・機構の到達目標について ・付加退職金について ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・建退共の手帳更新期間について ・資産運用委員会議事録の確認 ・令和2年度資産運用に関する評価報告書（案） ・令和2年4月から令和3年3月の運用実績報告（6経理） ・受託機関の評価基準について 第4回（7/27） ・資産運用委員会の運営方針について ・付加退職金について ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・運営委員会・評議員会報告 ・資産運用委員会議事録の確認 ・令和2年度運用受託機関評価結果 ・建退共の手帳更新期間について 第5回（8/10） ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について 第6回（9/7） ・資産運用委員会の運営について ・中退共資産に係る乖離許容幅・リバランスルールについて ・対外公表資料「中退共資産に係る基本ポートフォリオ見直しについて（令和3年度）」について ・合同運用中の清退共・林退共の基本ポートフォリオ変更（案）について ・合同運用参加予定の建退共の基本ポートフォリオ変更（案）について ・「資産運用の基本方針」の改正について（基本ポートフォリオの改定） ・資産運用委員会議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6経理） 第7回（10/25 メール開催） ・「資産運用の基本方針」の改正について（外国債券ベンチマーク名称変更） 第8回（1/24） ・「資産運用の基本方針」の改正について i）－2. 令和2年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた（5/24、6/14）。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。	・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。 また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。 ・資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共合同部会）資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等）
			ii）情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果をホームページに公表する。		ii）情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況をホームページに公表した。その主な対外公表内容は次のとおりである。 ・資産運用委員会議事要旨（令和2年度第8～10回及び令和3年度第1～8回） ・運用実績及び運用資産の構成状況（令和2年度3月末及び令和3年度6月末、9月末、12月末） ・令和2年度資産運用残高及び利回り状況等 ・合同運用資産のパッシブ運用に係る運用受託機関および管理受託機関の見直しに	

			iii) 厚生労働省への情報提供 予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。 ハ 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。		ついて―選考過程・結果の総括― ・中退共資産等に係る基本ポートフォリオ見直しについて（令和3年度） iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。 ・資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共合同部会）資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） ハ 基本ポートフォリオ見直しについて審議を行い、基本ポートフォリオ変更（案）に審議の結果を反映し、基本方針を改正した。		
	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。 加えて、2017（平成29）年度に実施した被共済者の実態調査の結果を踏まえ、長期末	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 清退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。 イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 清退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。 イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底	<定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 清退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させた。 前中期目標期間終了時 3,021 件 令和4年3月末現在 2,921 件（△100 件） イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。 通知件数 101 件	<評価の視点に対する措置> ・長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請し、退職金請求や手帳更新に繋げた。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、共済契約者や被共済者に注意喚起した上で、重複加入及び退職	

	更新者数縮減のための取組を検討するとともに、効果的な周知広報を行うこと。 【指標】 ・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 ・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。 【目標設定等の考え方】 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 ※過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移 2014（平成26）年度末 3,187人、2015（平成27）年度末 3,202人、2016（平成28）年度末 3,199人、2017（平成29）年12月末 3,009人	する。 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。 ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。 また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。 ニ 2017（平成29）年度に実施した、3年以上共済手帳の更新手続を行っていない被共済者の実態調査に関する結果を踏まえ、現況が判明した被共済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者等に対する追跡調査を実施する。 ホ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付	する。 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。 ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。 また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。 ニ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。 ホ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせ	れを防止したか。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。 ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。	ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録した。 ・更新件数 1,010件 ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請した（9/27 14所 19件）。 （調査結果） ・調査件数 19件 ・手帳更新者数 0件 ・退職金請求者数 7件 また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した（10/14 11所 11件）。 （調査結果） ・調査件数 11件 ・手帳更新者数 0件 ・退職金請求者数 1件 ニ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し注意喚起を行った。 ホ 事業主団体の広報誌、ポスターにより、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。 ・ポスター配付（162枚） ・全国酒類製造名鑑（2022年版） ・日杜連情報（令和4年1月20日号）	金の支払い漏れを防止した結果、令和3年度の重複加入による退職金の追加支給はなかった。 ・ホームページや事業主団体の広報誌等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を実施した。	
--	--	--	--	---	--	---	--

		し注意喚起を行う。 へ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。 ト ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 チ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。	せを呼びかける。 へ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 ト マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。		・能登杜氏組合員名簿（令和3酒造年度） へ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 ト 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請した。 ・全国酒類製造名鑑（2022年版） ・日杜連情報（令和4年1月20日号） ・能登杜氏組合員名簿（令和3酒造年度）		
	（3）加入促進対策の効果的実施 清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。 【指標】 ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を600人以上とすること。	（3）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。 また、清退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。	（3）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。 また、清退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。	<定量的指標> ・令和3年度における新たに加入する被共済者数の目標を、120人以上とすること。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を	（3）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 清退共の対象事業所は酒類等製造免許事業所である。令和2年度末において、免許事業所1,946所（令和2年度国税庁統計年報・酒類等製造免許場数のうち清酒・単式蒸留焼酎・みりんの事業所数）のうち1,815所（令和2年度末93.3%）がすでに清退共制度に加入している。 令和3年度は、酒類等製造免許新規取得事業所（「清酒」区分）に対して制度への加入勧奨を実施、また既に参加している全事業所（休造除く）に対しては、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。 併せて、全国酒類製造名鑑2021年版より抽出した未加入事業所（「単式蒸留焼酎」「みりん」区分）に対して制度への加入勧奨を実施した。 今後も引き続き、未加入事業所に対する加入勧奨と既加入事業所へは新たに雇い入れた場合の加入手続の要請を継続して実施することとしたい。 なお、加入促進強化月間の実施に当たっては、NHKに対し制度の普及促進に係る放送(映)の依頼を各事業本部間相互に連携して実施した。 ・酒類等製造免許新規取得事業所数（令和3年度） 6事業所 ・既加入事業所数 1,815事業所 ・未加入事業所数（全国酒類製造名鑑より抽出） 122事業所	・令和3年度の加入目標120人に対し、加入実績101人（年度目標達成率84.2%）となった。 <評価の視点に対する措置> ・清退共の対象事業所は酒類等製造免許事業所である。令和2年度末において、免許事業所1,946所（令和2年度国税庁統計年報・酒類等製造免許場数のうち清酒・単式蒸留焼酎・みりんの事業所数）のうち1,815所（令和2年度末93.3%）がすでに清退共制度に加入している。	

	〔目標設定等の考え方〕 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年12月末現在）655人 ※ 実績値 2013（平成25）年度：142人、2014（平成26）年度：137人、2015（平成27）年度：134人、2016（平成28）年度：131人	イ 広報資料等による周知広報活動 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。 ii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ニ 集中的な加入促進対策の実施	イ 広報資料等による周知広報活動 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 ・強化月間を通じて協力を要請した。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を依頼した。 ・相談員連絡会議開催（6/30） ii) 既加入事業所に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請した（9/27 1,815所）。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。 ニ 集中的な加入促進対策の実施	・令和3年度は、酒類等製造免許新規取得事業所（「清酒」区分）の6事業所に対して制度への加入勧奨を実施、また既に加入している全事業所（休造除く）に対しては、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。 併せて、全国酒類製造名鑑2021年版より抽出した未加入事業所（「単式蒸留焼酎」「みりん」区分）に対して制度への加入勧奨を実施した。 今後も引き続き、未加入事業所に対する加入勧奨と既加入事業所へは新たに雇い入れた場合の加入手続の要請を継続して実施することとしたい。 なお、加入促進強化月間の実施に当たっては、NHKに対し制度の普及促進に係る放送（映）の依頼を各事業本部間相互に連携して実施した。 ＜業務運営上の課題及び改善方策＞ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛、飲食店の休業・時短営業・酒類提供自粛の要請が断続的に発出される中、酒類の製造量が大幅な減少等の影響により、新規加入者数は目標を下回った。加入目標を達成できるよう、既加入・未加入事業所への加入勧奨を実施するなど、引き続き状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。 ＜令和2年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ 酒類等製造免許の交付状況を毎月確認し、新規交付された事業所及び全国酒類製造名鑑より抽出し
--	---	--	---	---

		毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。 ③ 加入目標数 最近における加入状況、財務内容及び清酒製造業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を600人以上とする。	10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。 ③ 加入目標数 令和3年度における新たに加入する被共済者数の目標を、120人以上とする。	＜定量的指標＞ 退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給	10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び国税庁、関係団体の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。 ○関係団体等による広報記事掲載 3件 ・醸界タイムス社 「醸界タイムス」(10月1日掲載) ・日本酒造組合中央会 「酒造情報」9月号 「会員専用ホームページ」 ○NHKへの放送(映)依頼(54支局) ② 加入促進対策の検証と見直し等 運営委員会・評議員会や参与会等の場を活用し、被共済者の動向や清退共資産の運用状況等について情報提供した。参与会において、加入促進に係る周知についての意見があったため、リーフレット作成を進め3月の参与会でその案を示した。引き続きすべての未加入及び既加入事業所に対する加入促進を実施することとする。 ・運営委員会、評議員会(6/30 書面開催、3/9) ・中退共・特退共合同参与会(11/26、3/28) ③ 加入目標数 令和3年度の加入目標120人に対し、加入実績101人(年度目標達成率84.2%)となった。 令和3年度の酒類等製造免許新規取得事業所と未加入事業所に対し加入勧奨案内を発出するほか、既加入の全事業所(休造除く)に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請するなどきめ細かな対策を講じた。しかしながら、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛や飲食店の時短営業の要請が断続的に発出される中、酒造製造量は、コロナ禍のため大きく落ち込んだ令和2年度(前年度比△9.4%)よりさらに落ち込み(令和3年度(4月～2月)は、令和2年度同期比△2.7%、コロナ禍前の令和元年度同期比△12.6%)、飲食店での酒類の消費マインドも十分に回復していないと考えられる中、加入促進は極めて困難な状況となり、加入目標120人に対し、加入実績は101人に留まった。 (4) サービスの向上 ① 業務処理の効率化	た未加入事業所に対しては書面にて制度への加入勧奨を積極的に実施した。また、既加入事業所に対しては対象となる労働者を雇用した場合は確実に制度加入するよう勧奨するなど、引き続ききめ細かな加入勧奨を実施した。 ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給した。
--	--	---	---	---	--	--

	加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。 【指標】 退職金請求について、受付日から22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。 ※ 前中期目標期間中（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）30 日	イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。 ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22 業務日以内に退職金を全数支給する。	イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。 ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22 業務日以内に退職金を全数支給する。	すること。 - ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1 万6,000 件以上とすること。 - 毎年度1 回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。 <その他の指標> なし <評価の視点> - 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。	イ 加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請用紙を直接入力できるよう申請用紙の修正を実施した。 【対象の申請用紙】 - 共済手帳更新申請書 - 掛金助成共済手帳更新申請書 - 退職金請求書 ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22 業務日以内に退職金を全数支給した。	- 令和3 年度における清退共ホームページへのアクセス件数は514,358 件、達成率 3,214.7%であった。 なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040 件程度であり、これを除いても41,318 件のアクセス件数を獲得している。 - 運営委員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供したが、清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。 <評価の視点に対する措置> - 加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請用紙を直接入力できるよう申請用紙の修正を実施した。 【対象の申請用紙】 - 共済手帳更新申請書 - 掛金助成共済手帳更新申請書 - 退職金請求書 - 加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な	
	② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ	② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 イ 令和3 年度における清退共ホームページへのアクセス件数は514,358件、達成率3,214.7%であった。（トップページのアクセス数及び検索サイトにて検索した際に表示されるサイドメニューからのアクセス数を加えた数値を表記している。） なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても41,318件のアクセス件数を獲得している。			

	より、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。 【指標】 ・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1万6,000件以上とすること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均アクセス件数：16,319件 ③ 積極的な情報の収集及び活用 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計及び現況調査等の情報を整理した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。 【指標】 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。 【目標設定等の考え方】 清退共制度をと	& Aに反映することなどにより、ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を毎年度1万6千件以上とする。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。 ③積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計及び現況調査等の情報を整理する。 ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応	& Aに反映することなどにより、ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を年1万6千件以上とする。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。 ③積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整理した。 ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、清退	ジの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。 ・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。	ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。参与会において、加入促進に係る周知についての意見があったため、リーフレット作成を進め3月の参与会でその案を示した。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。 ・中退共・特退共同参与会（11/26、3/28） ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整理した。 ・事業季報 158号（令和3年1・2・3月） ・事業季報 159号（令和3年4・5・6月） ・事業季報 160号（令和3年7・8・9月） ・事業季報 161号（令和3年10・11・12月） ハ 運営委員会・評議員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。 ・運営委員会、評議員会（6/30 書面開催、3/9）	事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。 ・運営委員会・評議員会の場を活用し、被共済者の動向や清退共資産の運用状況等について情報提供した。この結果、清退共の業務運営に対する特段の意見・要望等はなかった。 ・運営委員会、評議員会（6/30 書面開催、3/9）	
--	---	--	--	--	---	--	--

	りまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理、分析し、事業を改善することを指標とすることとする。	策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。				
4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	I 退職金共済事業 4 林業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高、難易度 高】 （1）資産の運用 ① 資産運用の目標 ② 健全な資産運用等 ③ 累積欠損金の処理等 【指標】 ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 ・見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。（財政検証の翌年度以降） （理由） 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから重要度を高とする。 また、累積欠損金解消計画の見直しについては、資産運用面の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組も含め慎重な調整を要するものであるため、難易度を高とする	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指 標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
委託運用部分における各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）	各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保		国内債券 【0.08%】	国内債券 【0.12%】	国内債券 【0.30%】	国内債券 【0.15%】		予算額（千円）	2,347,093	1,725,715	1,690,600	1,931,554	
			国内株式 【△0.43%】	国内株式 【△0.29%】	国内株式 【2.85%】	国内株式 【0.36%】		決算額（千円）	1,575,664	1,600,703	1,676,087	1,621,751	
			外国債券 【△0.17%】	外国債券 【△0.97%】	外国債券 【1.19%】	外国債券 【0.21%】		経常費用（千円）	1,788,059	1,774,388	1,794,099	1,847,420	
			外国株式 【△0.13%】	外国株式 【0.78%】	外国株式 【5.50%】	外国株式 【△3.21%】		経常利益（千円）	△41,207	△89,539	521,111	△120,240	
見直し後の累積欠損金解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させる。（財政検証の翌年度以降）	—	—	—	—	計画策定を速やかに実施。2年度は新計画に基づき累積欠損金を解消	新計画に基づき累積欠損金を解消		行政コスト（千円）	－	1,774,410	1,794,124	1,847,483	
								行政サービス実施コスト（千円）	132,706	－	－	－	
								従事人員数	9	9	9	8	

長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施	実施	実施	実施			
中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	平成 29 年度末 2,259 人	—	—	—	—			
共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う	毎年度 1 回以上	1 回	1 回	1 回	1 回			
同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】	【100%】			
中期目標期間中の新規被共済者目標数	9,500 人以上	30 年度目標数 1,900 人	元年度目標数 1,900 人	2 年度目標数 1,900 人	3 年度目標数 1,900 人			
新規被共済者数【達成度】		1,735 人 【91.3%】	1,548 人 【81.5%】	1,545 人 【81.3%】	1,668 人 【87.8%】			
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から 22 業務日以内に全数支給	100%	100%	100%	100%			
ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数	毎年度 3 万 2,000 件以上	357,679 件	355,342 件	389,729 件	536,287 件			
同上【達成度】		【1,117.8%】	【1,110.4%】	【1,217.9%】	【1,675.9%】			
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度 1 回以上	1 回	1 回	1 回	1 回			
同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】	【100%】			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	4 林業退職金共済事業 機構は、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に係る業務に関し、人材の確保及び育成といった林業業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び林業を営む中小企業業界の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。	4 林業退職金共済事業	4 林業退職金共済事業		4 林業退職金共済事業	<評価と根拠> 評価： B ・委託運用部分の収益率について、4資産のうち3資産において市場平均を上回る水準を確保。 唯一外国株式は市場平均を下回ったが、短期的資金の動きに因る前年度急伸の反動であり、投資対象銘柄の成長性とマネジャー・ストラクチャーのリスク分散機能は引き続き有効と思料される。 スチュワードシップ活動は、発展・深化していると資産運用委員会から高く評価された。ウクライナ問題等非常時対応も適切に実施。資産運用委員会は8回開催し、資産運用は「適切」との評価を受けた。 累積欠損金については、令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画(令和2年)」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた結果、令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△762百万円を上回った。なお、令和3年度は当期損失が119百万円となったため累積欠損金額が前年度の187百万円より大きくなったが、当期損失の発生要因は、委託運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加したことにあると考えている。 ・確実な退職金の支給に	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 資産の運用における委託運用部分については、各資産の収益率は、外国株式がベンチマーク収益率を下回ったものの、それ以外の3資産はベンチマーク収益率を上回る結果となった。資産運用委員会の議を経て作成又は変更される「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本とした資産運用が概ね実施されたものと評価している。 また、累積欠損金については、解消計画に沿って着実な解消に努めた結果、計画で定める目安額を上回る結果となった。 加入促進については、目標を下回ったものの、労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体に加入勧奨を実施する等の取組により、令和2事業年度の達成率（81.3％）を上回る結果（87.8％）となった。 <業務運営上の課題及び改善方策> 加入促進対策について、状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。	B

						向けた取組について、長期未更新者については、令和３年度末において 2,131 人と平成 29 年度末の 2,259 人を下回ることができたが、これは、平成 30 年度からの４年間で、長期未更新者が新たに 645 人発生したものの、共済手帳更新や退職金請求を行い長期未更新者でなくなった者が 773 人となったためである。対策としては、まずは被共済者の住所の把握を徹底している。具体的には、新規加入時に把握を徹底するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所記載をしてもらうことで手帳更新時(機構への旧手帳返却時)の把握も徹底した上で、システムに登録している。また、新規加入時に林退共制度に加入したことを本人に通知している。その上で、未更新期間３年経過時点で被共済者について現況調査を行い、最終手帳更新時の事業者への確認や住民基本台帳ネットワークの活用なども行った上で、住所を把握できた者に対して、共済手帳の更新又は退職金請求を行うよう要請した。また、同調査から２年を経過した後にフォローアップ調査を行い、同時に退職金請求等の手続を取るよう要請した。 ・林業については、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対して加入勧奨の通知を発出するとともに、すべての既加入事業所に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を発出した。また、林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実	
--	--	--	--	--	--	--	--

					（１）資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額、業務経費及び累積欠損金の計画的	（１）資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備	（１）資産の運用 ① 資産運用の目標 資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備	<定量的指標> ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 ・見直し後の累積欠損金解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。	（１）資産の運用 ① 資産運用の目標 ○令和３年度の資産運用は、年度前半は、世界的な景気回復期待等から、外国株式を中心に堅調な推移となった。しかし年明け以降、インフレ抑制のため米国の利上げペースが加速することへの警戒や、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、世界景気に不透明感が強まったこと等から内外株式が下落する局面があったが、委託運用部分の利回りはプラスを確保した。 ○資産運用の実績は 資産残高 15,865 百万円 運用収入 105 百万円（運用費用控除後） 決算利回り 0.67%である。 ○委託運用部分について、各資産収益率のベンチマーク対比は、以下のとおりである。 令和３年度末（通期）	施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請するとともに、令和３年度は新たに一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体に加入勧奨を実施した。このように、関係官庁等の協力を得て、効率的かつ効果的な対策を講じたが、林業従事者数は、平成２年度に 10.0 万人であったところ、平成 27 年度には 4.5 万人に減少した上に、令和２年度は 4.3 万人と推計されており、また、新規就業者数は年間約 3,200 人（H15～30 平均）、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、林退共が対象としている期間労働者（年間就業日数の少ない労働者）の割合も減少しているという厳しい状況にある中、加入促進は非常に困難な状況であり、加入実績は目標 1,900 人に対し、1,668 人に留まった。 ・上述のとおり新たに加入する被共済者の加入目標数は未達成であったが、他の項目については、おおむね目標を達成していることから、全体として、自己評価を B とした。 ・委託運用部分について、４資産のうち３資産において市場平均を上回る水準を確保した。	
--	--	--	--	--	---	---	---	--	---	--	--

な解消を図るための費用の合計の資産に対する比率をいう。)を最低限のリスクで確保すること。ただし、今後行われる予定の財政検証(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第85条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。以下同じ。)までの間は、上記によらず、被共済者の実態調査を行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合を退職金支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについて、2018(平成30)年度末までに検討し、必要に応じて見直しを行うこと。	金の額、業務経費及び累積欠損金の計画的な解消を図るための費用の合計の資産に対する比率をいう。)を最低限のリスクで確保する。委託運用部分については、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保する。 ただし、今後行われる予定の財政検証(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第85条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。以下同じ。)までの間は上記によらず、被共済者の実態調査を2018(平成30)年度に行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合を退職金支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについて、同年度末までに検討し、必要に応じて見直しを行う。	金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。)を最低限のリスクで確保する。委託運用部分については、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保する。	<その他の指標>なし <評価の視点> ・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。	<table><tr><th>令和3年度通期</th><th>時間加重収益率</th><th>ベンチマーク収益率</th><th>超過収益率</th><th>達成率</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>△1.06%</td><td>△1.22%</td><td>0.15%</td><td>112.41%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>2.34%</td><td>1.99%</td><td>0.36%</td><td>117.88%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>△4.96%</td><td>△5.17%</td><td>0.21%</td><td>104.09%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>19.74%</td><td>22.95%</td><td>△3.21%</td><td>86.00%</td></tr></table> (参考1) 令和3年度末(通期)(手数料率を考慮した場合) <table><tr><th>令和3年度通期</th><th>時間加重収益率</th><th>ベンチマーク収益率</th><th>超過収益率</th><th>手数料率</th><th>手数料控除後</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>△1.06%</td><td>△1.22%</td><td>0.15%</td><td>0.05%</td><td>△1.11%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>2.34%</td><td>1.99%</td><td>0.36%</td><td>0.19%</td><td>2.15%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>△4.96%</td><td>△5.17%</td><td>0.21%</td><td>0.13%</td><td>△5.09%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>19.74%</td><td>22.95%</td><td>△3.21%</td><td>0.21%</td><td>19.53%</td></tr></table> (参考2) <table><tr><th>超過収益率</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th></tr><tr><td><評価></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>国内債券</td><td>0.15%</td><td>0.08%</td><td>0.12%</td><td>0.30%</td><td>0.15%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>0.51%</td><td>△0.43%</td><td>△0.29%</td><td>2.85%</td><td>0.36%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>△0.15%</td><td>△0.17%</td><td>△0.97%</td><td>1.19%</td><td>0.21%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>3.45%</td><td>△0.13%</td><td>0.78%</td><td>5.50%</td><td>△3.21%</td></tr><tr><td>合計</td><td>0.39%</td><td>△0.08%</td><td>△0.16%</td><td>1.17%</td><td>△0.35%</td></tr></table> ※合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。	令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率	国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	112.41%	国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	117.88%	外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	104.09%	外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	86.00%	令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後	国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	0.05%	△1.11%	国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	0.19%	2.15%	外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	0.13%	△5.09%	外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	0.21%	19.53%	超過収益率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	<評価>						国内債券	0.15%	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%	国内株式	0.51%	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%	外国債券	△0.15%	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%	外国株式	3.45%	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%	合計	0.39%	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%	<評価の視点に対する措置> ・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、定期的に運用受託機関担当者とのミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。また、運用受託機関には「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。 令和3年度は、「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。	
令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率																																																																																																			
国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	112.41%																																																																																																			
国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	117.88%																																																																																																			
外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	104.09%																																																																																																			
外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	86.00%																																																																																																			
令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後																																																																																																		
国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	0.05%	△1.11%																																																																																																		
国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	0.19%	2.15%																																																																																																		
外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	0.13%	△5.09%																																																																																																		
外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	0.21%	19.53%																																																																																																		
超過収益率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																																																		
<評価>																																																																																																							
国内債券	0.15%	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%																																																																																																		
国内株式	0.51%	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%																																																																																																		
外国債券	△0.15%	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%																																																																																																		
外国株式	3.45%	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%																																																																																																		
合計	0.39%	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%																																																																																																		
② 健全な資産運用等 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委	② 健全な資産運用等 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委	② 健全な資産運用等 イ 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運	・ベンチマーク収益率が確保出来ていない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。	② 健全な資産運用等 イ 「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、審議を受けたほか、基本ポートフォリオの変更を行った(6/14、9/7、11/25、3/7)。(添付資料① 令和3年度資産運用に関する評価報告書)	・運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容についても、年1回の定例報告会等で報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップマネジメント等と意見交換を実施している。	・外国株式における収益率がベンチマークを下回ったのは、近年の市場環境において牽引役を期待されているグロース系の外国株式ファンドが、世界的な金融緩和と政策の見																																																																																																	

	員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。 また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。	員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。 また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。	用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。 i) 資産運用企画会議の開催 資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。 ロ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。 また、令和2年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。 i) 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。	・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変	i) 「資産運用企画会議」の開催 「資産運用企画会議」を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図った。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 ・資産運用状況 ・運用計画 ・運用資産残高及び評価損益状況 ・包括信託の運用結果報告 ※「資産運用企画会議合同部会（中建清林）」開催状況 ・資産運用の基本方針の改正について ・令和2年度資産運用状況の機構ホームページ掲載について ・ウクライナ問題に関わる金融変動への対応について ロ 基本ポートフォリオ見直し、令和2年度資産運用に関する評価報告書、行動規範、パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーに関して、「資産運用委員会」に資料を提供して審議を受けた。その過程で、公表用資料の内容等についても助言を頂き、図表の形式や数値について見易さ等の観点から修正を行った。 i) ー 1. 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常開催が難しい状況下、メール開催やWEB会議など開催方式を工夫して開催した。 第1回（4/19） ・資産運用委員会議事録の確認 ・委員会宿題の棚卸し ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・中退共のマネジャー・ストラクチャー見直し及びその後の管理方法について ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について	直し観測に因る金利上昇に加え、前年度大幅上昇の反動もあって、年度後半に急落したことが主因である。これら企業の業績が悪化した訳ではなく、投機的資金の短期的な振れが原因。 株価が下落した銘柄が、長期保有対象としての引き続き有効であるとの判断の根拠について点検し、飽くまでも投機的資金の振れに因る一時的な動きであるとの判断に合理性があることを確認している。こうした見方に変化が無いか、今後も定期的に点検を行うこととする。 基本ポートフォリオ見直しに当たり、委託運用部分のパフォーマンス評価が適切に出来るように、相場変動時のリバランスに係る乖離許容幅を、従来の運用資産全体の構成比から委託運用部分のみの構成比へ変更している。 運用全体のクオリティの向上を企画したマネジャー・ストラクチャー見直しプロジェクトの一環として、委託運用資産のうちパッシブ運用部分について、資産運用受託機関および資産管理受託機関の見直しを実施した。今回の見直しでは、特に資産間リバランスを行う際の効率性向上、および委託コストも意識して契約形態についても見直しを行い、委託コストの低下を実現した(令和2年度約 0.04%⇒令和3年度約 0.02%)。 ・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余	
--	--	--	---	--	--	--	--

				更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。 ・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させているか。 ・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握しているか。 ・令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めたか。	第2回（5/24） ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・資産運用委員会議事録の確認 ・令和2年度資産運用に関する評価報告書（案）について ・行動規範について ・パッシブファンドのマネストについて 第3回（6/14） ・機構の到達目標について ・付加退職金について ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・建退共の手帳更新期間について ・資産運用委員会議事録の確認 ・令和2年度資産運用に関する評価報告書（案） ・令和2年4月から令和3年3月の運用実績報告（6経理） ・受託機関の評価基準について 第4回（7/27） ・資産運用委員会の運営方針について ・付加退職金について ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・運営委員会・評議員会報告 ・資産運用委員会議事録の確認 ・令和2年度運用受託機関評価結果 ・建退共の手帳更新期間について 第5回（8/10） ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について 第6回（9/7） ・資産運用委員会の運営について ・中退共資産に係る乖離許容幅・リバランスルールについて ・対外公表資料「中退共資産に係る基本ポートフォリオ見直しについて（令和3年度）」について ・合同運用中の清退共・林退共の基本ポートフォリオ変更（案）について ・合同運用参加予定の建退共の基本ポートフォリオ変更（案）について ・「資産運用の基本方針」の改正について（基本ポートフォリオの改定） ・資産運用委員会議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6経理） 第7回（10/25 メール開催） ・「資産運用の基本方針」の改正について（外国債券ベンチマーク名称変更） 第8回（1/24） ・「資産運用の基本方針」の改正について i）－2. 令和2年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた（5/24、6/14）。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。 ii）情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結	裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、適切との評価を得た。 ・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、審議を経て、了承を得てから実施している。令和3年度は、基本ポートフォリオの見直し、パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャー、基本方針の改正について随時経過を報告し、助言を受けながら実施した。 ・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。 また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。 ・資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共同部会）資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） ・令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた。 令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△762百万円を上回った。なお、令和3年度は当期損失が119百万円となったため累積欠損金額が前年度の187百万円より大きくなったが、当期損失の発生の要因は、委託	
--	--	--	--	---	---	---	--

	③ 累積欠損金の処理等	③ 累積欠損金の処理等	果をホームページに公表する。		・ 合同運用資産のパッシブ運用に係る運用受託機関および管理受託機関の見直しについて―選考過程・結果の総括― ・ 中退共資産等に係る基本ポートフォリオ見直しについて（令和３年度）	運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和３年 10 月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加したことにあると考えている。	
	2019（平成 31）年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が 2005（平成 17）年 10 月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを財政検証の終了後 9 ヶ月以内に行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ること。	2019（平成 31）年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が 2005（平成 17）年 10 月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを財政検証の終了後 9 か月以内に行う。また、見直し後の解消計画において、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額を定め、着実に解消を図る。	iii) 厚生労働省への情報提供 予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。		iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。 ・ 資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共合同部会）資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等）		
	【指標】 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収	【重要度 高、難易度 高】	ハ 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。	ハ 基本ポートフォリオ見直しについて審議を行い、基本ポートフォリオ変更（案）に審議の結果を反映し、基本方針を改正した。			
	③ 累積欠損金の処理等	③ 累積欠損金の処理等	③ 累積欠損金の処理等	③ 累積欠損金の処理等	令和 2 年 11 月に策定した「累積欠損金解消計画（令和 2 年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた。令和 3 年度末における累積欠損金は、△306 百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△762 百万円を上回った。なお、令和 3 年度は当期損失が 119 百万円となったため累積欠損金額が前年度の 187 百万円より大きくなったが、当期損失の発生の要因は、委託運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和 3 年 10 月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加したことにあると考えている。		

益率)を確保すること。 見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。(財政検証の翌年度以降) 【目標設定等の考え方】 基本ポートフォリオを①の目標を達成し得るものとした上で、委託運用部分について、ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。 見直し後の解消計画に基づき、累積欠損金の着実な解消が必要であることから、指標として設定することとする。 【重要度 高、難易度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。 また、累積欠損金解消計画の							
---	--	--	--	--	--	--	--

	見直しについては、資産運用面の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組みも含め慎重な調整を要するものであるため、難易度を高とする。					
	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。 【指標】 長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が３年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 中期目標期間	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 林退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。 イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 林退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。 イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。	＜定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。	（２）確実な退職金の支給に向けた取組 林退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させた。 ・前中期目標期間終了時 2,259 件 ・令和４年３月末現在 2,131 件（△128 件） イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。 ・通知件数 1,668 件 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録した。 ・更新件数 15,084 件	＜評価の視点に対する措置＞ ・長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請し、退職金請求や手帳更新に繋げた。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、共済契約者や被共済者に注意喚起した上で、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した結果、令和３年度の重複加入による退職金の追加支給はなかった。

	の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。 【目標設定等の考え方】 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 ※ 過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移 2014（平成26）年度末 2,369人、2015（平成27）年度末 2,338人、2016（平成28）年度末 2,294人、2017（平成29）年12月末 2,242人	ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。 また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。 ニ 被共済者の年齢構成等を把握・分析し、長期未更新者のうち住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。 ホ 2018（平成30）年度に実施する被共済者の実態調査に関する結果を踏まえ、現況が判明した被共済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者等に対する追跡調	ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう注意喚起を行ったか。 ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。	ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請した（9/27 97所 129件）。 （調査結果） ・調査件数 129件 ・手帳更新者数 18件 ・退職金請求者数 32件 また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した（10/14 51所 70件）。 （調査結果） ・調査件数 70件 ・手帳更新者数 3件 ・退職金請求者数 7件 ニ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し注意喚起を行った。 ホ 事業主団体の広報誌掲載、ポスターに加え、全国の振興山村の広報誌に対し、退職金の請求奨奨に関する記事掲載を依頼した。 ・森林組合10月号（全国森林組合連合会発行） ・林材安全10月号（林業・木材産業労働災害防止協会発行） ・各振興山村の広報誌（9/16、734自治体に掲載依頼し178自治体が掲載実施） ※振興山村とは、山村振興法に基づき、旧市町村単位に林野率75%以上かつ人口密度1.16人/町歩未満等で、都道府県知事の申請に基づき主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が指定するもの。	・ホームページや振興山村（178所）の広報誌等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。	
--	--	--	---	--	---	--

		査を実施する。 へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。 ト 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。 チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。	へ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 ト マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。		へ ホームページ、全契約者への「お知らせ」の送付により、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 ・ 3, 255 所（6/15 時点の全契約者） ト 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請した。 ・ 振興山村の市町村に対し林業界での就労経験者へ退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起の呼びかけを広報誌に掲載依頼した(9/16、734 自治体)。		
	（３）加入促進対策の効果的実施 林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入	（３）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入	（３）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入	<定量的指標> ・ 令和３年度における新たに加入する被共済者数の目標を、1, 900 人以上とする。 <その他の指標>	（３）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 林業従事者数は、平成２年度に 10.0 万人であったところ、平成 27 年度には 4.5 万人まで減少した上に、令和 2 年度は 4.3 万人と推計されており、また、新規就業者数は年間約 3, 200 千人（H15～30 平均）、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、林退共が対象としている期間労働者（年間就業日数の少ない労働者）の割合も減少しているという厳しい状	・ 令和３年度の加入目標 1, 900 人に対し、加入実績 1, 668 人（年度目標達成率 87.8%）となった。	

	勸奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 9,500 人以上とすること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成 25）年度～2017（平成 29）年 12 月末現在）9,048 人 ※ 実績値 2013（平成 25）年度：1,736 人、2014（平成 26）年度：1,820 人、2015（平成 27）年度：2,372 人、2016（平成 28）年度：1,768 人	勸奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 林退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。 イ 広報資料等による周知広報活動 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団	勸奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 林退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。 イ 広報資料等による周知広報活動 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団	なし ＜評価の視点＞ ・林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勸奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。	況にある中、関係省庁、事業主団体等の協力を得て、効率的かつ効果的に以下の対策を講じた。 また、加入促進強化月間の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して実施した。 イ 広報資料等による周知広報活動 ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 ・全国林材業労働災害防止大会において会場内ポスターの掲示、大会誌へ記事掲載を依頼した。また、主催協会の機関誌「林材安全」に広報記事掲載を要請した。 ・加入促進強化月間の協力依頼を通じて、制度への加入促進を要請した。 ・各都道府県支部に対して、制度の一層の普及とより効果的な加入促進を図るため、林退共ホームページへのリンク掲載を依頼した（22 支部掲載）。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 既加入事業所に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した（7 月 3,255 件）。 ・林野庁の協力（履行指導の要請）のもと「国有林野事業の受託事業体」に対する履行確保について文書により実施した（10/4 既加入事業所 228 所）。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。	＜評価の視点に対する措置＞ ・林業従事者数は、平成 2 年度に 10.0 万人であったところ、平成 27 年度には 4.5 万人まで減少した上に、令和 2 年度は 4.3 万人と推計されており、また、新規就業者数は年間約 3,200 人（H15～30 平均）、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、林退共が対象としている期間労働者（年間就業日数の少ない労働者）の割合も減少しているという厳しい状況にある中、関係省庁、事業主団体の協力を得て、効率的かつ効果的に対策を講じた。 また、加入促進強化月間の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して実施した。 ＜業務運営上の課題及び改善方策＞ 加入促進対策について、各地域の林業関係者へのアンケート調査結果の分析等を通じ、加入目標を達成できるよう、既加入・未加入事業所への加入勧奨を実施するなど、引き続き状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。 ＜令和 2 年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ ・林業関係者に対するアンケート結果を踏まえ、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体に対し、複数回（10 月、3 月）加入勧奨を実施するとともに、全日本森林林業木材関連産業労働組合連合会（森林労連）に対し、未加入事業所	
--	---	--	--	--	---	--	--

		体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施 いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共制度等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係	体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施 いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共制度等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係	・ブロック林材業安全管理推進会議（WEB開催）にて、制度のあらまし等の資料を各ブロック（東海・北陸、近畿、北海道、中国・四国、東北、関東・甲信越）に送付。 ・林業労働災害撲滅キャンペーンでのあらまし配布 310部 ・雇用管理セミナーでのあらまし配布（北海道他46件）200部 ・一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体へ加入勧奨を実施（10月、3月）。 ・全日本森林林業木材関連産業労働組合連合会（森林労連）に対し、「国有林野事業受託事業体より抽出した未加入事業主」等の未加入者の加入促進について協力を要請した（12月）。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び林野庁の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。 ・関係団体等による広報記事掲載 2件 「森林組合10月号」 「林材安全10月1日号」 ・NHKへの放送（映）依頼（54支局） ・林野庁から各都道府県関係部署に林退共制度への加入促進の協力をするよう文書を発出していたうえて、林退共からは、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施した。 「国有林野事業の受託事業体」（10/4、54所） 「意欲と能力のある林業経営体により抽出した未加入事業主」（11/11、148所） 「育成を図る林業経営体より抽出した未加入事業主」（11/11、90所） ・林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施 例年、全国森林組合連合会が開催する「緑の雇用」事業全国担当者会議等で加入勧奨を要請していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議が開催されなかった。 林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も踏まえ、令和元年度より、「意欲と能力のある林業経営者」として公表されている林業経営者に対し加入勧奨を実施しているが、新累積欠損金解消計画を策定した令和2年度からは更なる加入促進対策の効果を高めるため機構から林野庁に依頼し、林野庁から各都道府県関係部署に林退共制度への加入促進の協力をするよう文書を発出していたうえて、林退共からは、「意欲と能力のある林業経営体」、「育成を図る林業経営体」の	の加入促進について協力を要請するなど、加入促進対策の強化を図った。引き続き状況に応じた効果的な加入勧奨に努めたい。	
--	--	---	---	---	--	--

	業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。	業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。		うち林退共への未加入事業所に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施している。 令和３年度は、林業関係者に対するアンケート調査を踏まえ、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体（92 団体）に対し、加入勧奨を実施するとともに、全日本森林林業木材関連産業労働組合連合会（森林労連）に対し、「国有林野事業受託事業体より抽出した未加入事業主」等の未加入者の加入促進について協力を要請した。		
	③ 加入目標数 最近における加入状況、財務内容及び林業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 9,500 人以上とする。	③ 加入目標数 令和３年度における新たに加入する被共済者数の目標を、1,900 人以上とする。		③ 加入目標数 令和３年度の加入目標 1,900 人に対し、加入実績 1,668 人（年度目標達成率 87.8%）となった。		
（４）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。 【指標】 退職金請求について、受付日から 22 業務日	（４）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施す	（４）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施す	<定量的指標> ・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度 3 万 2,000 件以上とすること。 ・毎年度 1 回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情	（４）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請用紙を直接入力できるよう申請用紙の修正を実施した。 諸様式等の見直しについて、新様式を作成しダウンロードできるようにすることで、利用者の利便性の向上等を図った。 【対象の申請用紙】 ・共済手帳更新申請書 ・掛金助成共済手帳更新申請書 ・退職金請求書	・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給した。 ・令和３年度における林退共ホームページへのアクセス件数は 536,287 件、達成率 1,675.9%であった。 なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間 473,040 件程度であり、これを除いても 63,247 件のアクセス件数を獲得している。 ・運営委員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供したが、林退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかつ	

以内に、退職金を全数支給すること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。 ※ 前目標期間中（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）30日 ② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。 【指標】 ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度3万2,000件以上とすること。 【目標設定等の考え方】	る。 ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給する。 ② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を毎年度3万2千件以上とする。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図	る。 ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給する。 ② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を年3万2千件以上とする。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図	報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。 ・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。 ・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることによ	ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給した。 ② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 イ 令和3年度における林退共ホームページへのアクセス件数は536,287件、達成率1,675.9%であった。 （トップページのアクセス数及び検索サイトにて検索した際に表示されるサイドメニューからのアクセス数を加えた数値を表記している。） なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても63,247件のアクセス件数を獲得している。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。	た。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。 ・運営委員会（6/28、3/18） <評価の視点に対する措置> ・加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請用紙を直接入力できるよう申請用紙の修正を実施した。 諸様式等の見直しについて、新様式を作成しダウンロードできるようにすることで、利用者の利便性の向上等を図った。 ・加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。 ・運営委員会の場合等を活用して、各種統計等の情報を提供したが、林退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。	
--	---	---	--	--	---	--

前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中（2013（平成 25）～2016（平成 28）年度）における平均アクセス件数：32,557 件 ③ 積極的な情報の収集及び活用 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。 【指標】 毎年度 1 回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。 【目標設定等の考え方】 林退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度 1 回以上、	る。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、林退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。 ハ 毎年度 1 回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	る。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、林退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。 ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	り、当該事業の改善を図ったか。	③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。参与会において、加入促進について協力したい等の意見を頂いたため、協力要請を行うとともに、新たなリーフレット作成に着手した。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。 ・中退共・特退共合同参与会（11/26、3/28） ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整備した。 ・事業季報 142 号（令和 3 年 1・2・3 月） ・事業季報 143 号（令和 3 年 4・5・6 月） ・事業季報 144 号（令和 3 年 7・8・9 月） ・事業季報 145 号（令和 3 年 10・11・12 月） ハ 運営委員会の場を活用して、各種統計等の情報を提供したが、林退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。 ・運営委員会（6/28、3/18）		
---	--	--	------------------------	---	--	--

	統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。						
--	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－5	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的实施 3 財務運営			
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 2 項	
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指 標	達成目標	平成 3 0 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度			平成 3 0 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
貸付決定までの審査期間	財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均 5 業務日以下	3. 99 日	4. 02 日	4. 11 日	4. 08 日			予 算 額 （千円）	217, 225, 361	199, 832, 576	194, 137, 613	159, 963, 468	
同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】	【100%】			決 算 額 （千円）	170, 129, 734	154, 733, 571	148, 625, 178	112, 831, 866	
財形持家融資等に関する相談受付件数	毎年度 700 件以上	752 件	728 件	656 件	710 件			経 常 費 用 （千円）	2, 310, 438	1, 996, 894	1, 798, 840	1, 742, 727	
同上【達成度】		【107. 4%】	【104. 0%】	【93. 7%】	【101. 4%】			経 常 利 益 （千円）	705, 394	572, 196	352, 232	185, 094	
財形持家融資の新規借入申込件数	中 期 目 標 期 間 中 の 合 計 で 2, 080 件以上	平成 30 年度 目標 502 件以上 実績：666 件	令和元年度 目標 454 件以上 実績：873 件	令和 2 年度 目標 410 件以上 実績：753 件	令和 3 年度 目標 371 件以上 実績：589 件			行 政 コ ス ト （千円）	－	1, 997, 070	1, 799, 591	1, 743, 336	
同上【達成度】		【132. 7%】	【192. 3%】	【183. 7%】	【158. 8%】			行 政 サ ー ビ ス 実 施 コ ス ト （千円）	△728, 864	－	－	－	
ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数	毎年度 31 万件以上	648, 489 件	678, 628 件	800, 601 件	862, 953 件			従 事 人 員 数	21	21	21	21	
同上【達成度】		【209. 2%】	【218. 9%】	【258. 3%】	【278. 4%】								
ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）	毎年度 80% 以上	73. 3%	81. 9%	83. 1%	81. 0%								
同上【達成度】		【91. 6%】	【102. 4%】	【103. 9%】	【101. 3%】								

注）予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 融資業務の運営に当たっては、勤労者世帯の持家取得について、自営業主世帯に比べて立ち後れが見られることに鑑み、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどを検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により中期計画に定める審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。 【指標】 貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。 【目標設定等の考え方】 迅速な審査を行い、引き続き利用者の利便性を維持する必要があるため、前	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、貸付金利については、転貸貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利動向その他の事情を考慮して設定する。なお、その際には、業務経費の削減を通じたスプレッドの抑制に努めつつ、制度の安定性を損なうことのないよう適切なスプレッドの設定に配慮する。 調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、妥当性を検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得つつ、金融機関との調整を実施する。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、商品性については、厚生労働省の政策体系・目的にも配慮した、対象層を限定した特例金利の設定等商品設計面で工夫を凝らす。 手続面については、審査の妥当性確保と迅速な審査	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、貸付金利については、転貸貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利動向その他の事情を考慮して設定する。なお、その際には、業務経費の削減を通じたスプレッドの抑制に努めつつ、制度の安定性を損なうことのないよう適切なスプレッドの設定に配慮する。 調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、妥当性を検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得つつ、金融機関との調整を実施する。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、商品性については、厚生労働省の政策体系・目的にも配慮した、対象層を限定した特例金利の設定等商品設計面で工夫を凝らす。 手続面については、審査の妥当性確保と迅速な審査	＜定量的指標＞ ・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。 ・財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。 ・中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件（うち、令和3年度においては371件）以上とすること。 ・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 ・貸付金利については、資金の調達にかかる金利を基礎とし、一般の金融機関の金利動向その他の事情を考慮して、4月より0.72%、7月より0.69%、10月より0.68%、1月より0.69%で設定した。 調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、妥当性等に関する検証を行っているところである。 ・勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、融資制度の見直しを以下のとおり行った。 ① 融資対象物件の共有名義人の同居要件の撤廃。 ② 借入申込時に提出する書類の一部簡素化。 手続面については、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家によるセミナーを受講した。貸付決定までの審査期間は、貸付決定した589件について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以内に貸付決定した。決定までに要した平均審査処理期間は4.08日であった。	＜評定と根拠＞ 評定：B ・貸付決定（589件）について、借入申込書を受理した日から5業務日以内（平均4.08日）に貸付決定を行った。 ・財形持家融資等に関する相談受付件数は710件であり、数値目標（700件）達成率は101.4%であった。 ・財形持家融資の新規借入申込件数は589件であり、数値目標（371件）達成率は158.8%であった。 継続実施した子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置等が、引き続き勤労者の利用促進に大きく寄与したことによるものと考えられる。 新規借入申込件数589件のうち、414件（70.3%）が子育て支援等の特例措置を利用。 ・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数は862,953件であり、数値目標（31万件）達成率278.4%であった。 なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても389,913件のアクセス件	評定	B 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

	中期目標期間中（2013（平成 25）～2016（平成 28）年度）における平均審査期間を指標とすることとする。	処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を毎年度 1 回以上実施し、貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均 5 業務日以下とする。	処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を実施し、貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均 5 業務日以下とする。			数を獲得している。 この外部監視サービス件数を除いても、目標値を超えるアクセス件数となっているが、その主な要因は、毎年実施している財形制度周知キャンペーンにおける集中取組期間のアクセス件数が大幅に増加したことである。財形制度周知キャンペーンにおいては、入社直後の若年層に財形貯蓄制度を訴求することが効果的であるものの、効果検証により若年層の認知度が低いことが明らかになったことから、①テレビCM動画、②オリジナルドラマ、③オンデマンドセミナー、④バナー広告などの広報手段を活用して、若年層をはじめとして訴求年齢層を意識した情報発信を行った結果、アクセス件数が大幅に増加したものと考えている。具体的には、若年層の共感を得られるよう、令和 2 年度には、特設サイトに漫画「サラリーマン山崎シゲル」とコラボを行った動画を掲載し、令和 3 年度には、特設サイトに①実写とアニメーションを融合させたテレビCM動画の掲載や、②「幸せの積立て」をキャッチコピーとして、給与天引きによる堅実・計画的な資産形成をアピールするオリジナルドラマの掲載を行うとともに、③制度のメリットや利用方法等を専門家がわかりやすく説明するオンデマンドセミナーを開催するなどを行った。	
				・毎年度、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）		・ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）は 81.0％であり、数値目標（80％）達成率	

	2 利用促進対策の効果的实施 （１）特別な支援を必要とする者への対応等 政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。	2 利用促進対策の効果的实施 （１）特別な支援を必要とする者への対応等 政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた以下の利用促進対策に取り組む。 これにより、財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度 700 件以上とし、中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計 2,080 件以上とする。 ① 広告代理店等外部専門家も活用し、最新の媒体、ツール、訴求方法を積極的に利用した広報を毎年度実施、効果を検証のうえ、改良を重ねる。 ② 行政機関等のメールマガジン、機関誌等について、費用対効果を検証しながら活用を図る。 ③ 事業主転貸融	2 利用促進対策の効果的实施 （１）特別な支援を必要とする者への対応等 政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた以下の利用促進対策に取り組む。 これにより、財形持家融資等に関する相談受付件数を、700 件以上とし、財形持家融資の新規借入申込件数を、371 件以上とする。 ① 広告代理店等外部専門家も活用し、最新の媒体、ツール、訴求方法を積極的に利用した広報を実施、効果を検証し、必要に応じて改良を加える。 ② 行政機関等のメールマガジン、機関誌等について、費用対効果を検証しながら活用を図る。 ③ 事業主転貸融	を 80%以上とすること。 ＜その他の指標＞なし ＜評価の視点＞ ・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定を行い、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどの検証等を実施しているか。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、特例金利の設定などの商品設計や審査業務の迅速化に向けた取組を行ったか。	2 利用促進対策の効果的实施 （１）特別な支援を必要とする者への対応等 政府方針を踏まえ、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の適用期間を令和 5 年 3 月 31 日まで延長した。 加えて、以下の①～④の取組を行った。 これにより、財形持家融資等に関する相談受付件数は 710 件、財形持家融資の新規借入申込件数は 589 件であった。 ① 昨年度の広報結果を踏まえ、広告代理店を活用し、若年層への制度浸透をより深めるために、テレビCM・SNSに加え、Y o u T u b e 上でドラマ配信を行うなど新たな手法も活用し、広報を実施した（ドラマ視聴回数 138,379 回）。 また、財形制度は昭和 46 年に始まり、約 50 年の歴史を持つものであることから「時代を超えた信頼感」というキーワードを打ち出し、若年層から経営者層まで幅広い世代に向けた情報発信を行った。 加えて、インターネットを活用したアンケートも実施し、広報手段の効果測定のほか、財形に対する認知度合いの確認や啓発・周知を実施した。 ② 行政機関等が発行する掲載料無料のメールマガジンを活用して、18 万超の登録者に財形制度の周知を行った。 また、以下の機関誌へ財形制度の広告掲載を行った。 ・全国社会保険労務士会連合会「月刊 社労士」 ・介護労働安定センター「CARE WORK」 ③ 新型コロナウイルス感染拡大により、社労士や税理士等の会議・集会・	は 101.3%であった。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・貸付金利の設定に関して、国及び関係機関と密接に連携し、勤労者の生活の安定に資するという目的を踏まえつつ、現在の金融情勢も勘案し、財務の健全性に問題が生じないような適切なスプレッドを設定して決定した。 なお、調達金利が金融情勢を適切に反映した水準となっているかなどについて、妥当性等に関する検証を行っているところである。 ・勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、融資制度の見直しを以下のとおり行った。 ① 融資対象物件の共有名義人の同居要件の撤廃。 ② 借入申込時に提出する書類の一部見直し。 ・手続面については、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家によるセミナーを受講した。 ・貸付決定までの審査期間は、貸付決定した 589 件について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均 5 業務日以内に貸付決定した。なお、決定までに要した平均審査処理期間は 4.08 日であった。	
--	--	--	--	---	--	---	--

	資の利用に繋げるため、中小企業へのアドバイザーである社労士や税理士等の会議・集会・研修等に積極的に参加し、顧客である中小企業事業主への周知・推奨を依頼する。 ④ 住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を毎年度開催する。	資の利用に繋げるため、中小企業へのアドバイザーである社労士や税理士等の会議・集会・研修等に積極的に参加し、顧客である中小企業事業主への周知・推奨を依頼する。 ④ 住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を開催する。	・政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組んだか。	研修等への参加が困難であったため、厚労省・日本FP協会・労働金庫連合会・中退共と連携し、ファイナンシャル・プランナー向けオンデマンドセミナーをY o u T u b e上で配信し、財形転貸融資の利用促進に努めた。 また、働き方改革推進支援センター主催のオンラインセミナーに参加し、周知広報を実施した。 ・埼玉働き方改革推進支援センター 令和4年1月28日 16者参加 ・東京働き方改革推進支援センター 令和4年2月24日 10者参加 令和4年3月14日 6者参加 ④ 新型コロナウイルス感染拡大により対面型セミナーの開催が困難であったため、Y o u T u b e上で、ファイナンシャル・プランナーによる動画配信によるオンデマンドセミナーを実施した。	・政府方針を踏まえ、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の適用期間を令和5年3月31日まで延長した。 ・ また、利用者の減少を踏まえた利用促進対策として、以下のとおり取り組んだ。 ① 昨年度の広報結果を踏まえ、広告代理店を活用し、若年層への制度浸透をより深めるために、テレビCM・SNSに加え、Y o u T u b e上でドラマ配信を行うなど新たな手法も活用し、広報を実施した。 また、財形制度は昭和46年に始まり、約50年の歴史を持つものであることから「時代を超えた信頼感」のキーワードを打ち出し、若年層から経営者層まで幅広い世代に向けた情報発信を行った。 加えて、インターネットを活用したアンケートも実施し、広報手段の効果測定のほか、財形に対する認識度合いの確認や啓発・周知を実施した。 ② 行政機関等が発行する掲載料無料のメールマガジンを活用して、18万超の登録者に財形制度の周知を行った。 また、以下の機関誌へ財形制度の広告掲載を行った。 ・全国社会保険労務士会連合会「月刊 社労士」 ・介護労働安定センター「CARE WORK」 ③ 新型コロナウイルス感染拡大を受け、社労士や税理士等の会議・集
（２）情報提供の質の向上 ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況及び閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させること。 【指標】 財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。 中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とすること。 ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。 毎年度、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を80%以上	（２）情報提供の質の向上 ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況や閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させ、ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とするとともに、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を、毎年度80%以上とする。	（２）情報提供の質の向上 ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況や閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させ、ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、31万件以上とするとともに、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を、80%以上とする。 なお、ホームページについては、令和3年度中の完成を目指し、コンテンツの全面的見直しに取り組む。	（２）情報提供の質の向上 ホームページについて、WEB広告を活用し、積極的な広報展開を行ったほか、若年層から経営者層まで幅広い世代に向けた情報発信に取り組むため、被災者・中小企業勤労者・子育て中の勤労者向けの貸付金利引下げ特例措置などを紹介する専用ページや財形制度の効果的な利用方法を紹介する特設サイトの開設、財形転貸融資の利用者やホームページの閲覧者の意見を踏まえ、訴求力のあるホームページとリーフレットを作成する等、情報提供の質の向上に努めた。 今年度は862,953件のアクセス件数を獲得し、達成率278.4%であった。なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても389,913件のアクセス件数を獲得している。 ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）については81.0%であった。 また、ホームページについては、ユーザーインターフェース改善（主にスマートフォン対応）とWEBアクセシビリティの向上を勘案しつつ、問合せ内容等を踏まえて利用者の視点に立った分かりやすい表現に努め、全面的な見直しを行った。		

	とすること。 【目標設定等の考え方】 利用促進のためには広く相談を受けることが重要であることから、相談受付件数については、前中期目標期間で最多であった2016（平成28）年度ベースの相談件数を目標とすることとする。 ※ 2016（平成28）年度実績 707 件 新規借入申込件数については、前中期目標期間中の取組水準及び新規貸付件数の減少傾向を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 2014（平成26）～2016（平成28）年度における貸付決定件数に基づく年度平均減少率10% ※ 実績値 2014（平成26）年度：751 件、2015（平成27）年度：681 件、2016（平成28）年度：614 件 アクセス件数については、ホームページの利便性を図るため、これまでの実績を基に指標を設定することとする。 ※ 2013（平成25）～2016（平成28）年度の平均アクセス件数 31 万件 ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度については、利用者等の満足度を調査した上で、更なる向上を図るため、大多数の利用者から満足（わかりやすい等の割合）が得られる水準を指					会・研修等への参加が困難であるため、厚労省・日本FP協会・労働金庫連合会・中退共と連携し、ファイナンシャル・プランナー向けオンデマンドセミナーをY o u T u b e上で配信し、財形転貸融資の利用促進に努めた。 働き方改革推進支援センター主催のオンラインセミナーに参加し、周知広報を実施した。 ・埼玉働き方改革推進支援センター 令和4年1月28日 16 者参加 ・東京働き方改革推進支援センター 令和4年2月24日 10 者参加 令和4年3月14日 6 者参加 ④ コロナ禍の状況から対面型セミナーが開催できないため、Y o u T u b e上で、ファイナンシャル・プランナーによる動画配信によるオンデマンドセミナーを実施した。 ・ホームページについてはWEB広告を活用し、積極的な広報展開を行ったほか、被災者・中小企業勤労者・子育て中の勤労者向けの貸付金利引下げ特例措置や、財形制度の効果的な利用方法等を紹介する特設サイトを開設した。 また、財形転貸融資の利用者やホームページの閲覧者の意見を踏まえ、訴求力のあるホームページとリーフレットを作成する等、情報提供の質の向上に努めた。	
--	--	--	--	--	--	---	--

	標として設定することとする。 3 財務運営 （１）自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。 （２）剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。	3 財務運営 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。	3 財務運営 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。	・自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施しているか。 ・剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てたか。	3 財務運営 中小企業勤労者支援貸付金利引下げ特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置については、政策的意義及び利用率の向上を踏まえ継続実施したが、その際には、当該措置が財政状況に与える影響を検証のうえ、財務の健全性に問題が生じないことを確認した。効率的財務運営の観点からは、余裕資金の運用について、可能な限り短期でも運用機会を活用するように努めた。	また、ホームページについては、ユーザーインターフェース改善（主にスマートフォン対応）とWEBアクセシビリティの向上を勘案しつつ、問合せ内容等を踏まえて利用者の視点に立った分かりやすい表現に努め、全面的な見直しを行った。 ・中小企業勤労者支援貸付金利引下げ特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の継続検討に当たっては、政策的意義及び利用率向上の観点だけでなく、今後の損益状況に与える影響を検証し、財務の健全性に問題が生じないことを確認した。効率的財務運営の観点からは、余裕資金の運用について、可能な限り短期でも運用機会を活用するように努めた。 ・剰余金の使途については、該当なし	
--	--	--	--	---	---	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6	Ⅲ 雇用促進融資事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法附則第2条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指 標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
							予算額（千円）					
							決算額（千円）					
							経常費用（千円）					
							経常利益（千円）					
							行政コスト（千円）					
							行政サービス実施コスト（千円）					
							従事人員数					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資の償還期限が2019（平成31）年度末であることを踏まえ、期限までに着実な償還を行うこと。	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資からの借入金残高 974,998 千円（2017（平成29）年度末時点）を 2019（平成31）年度までに着実に償還する。	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進める。	＜定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・雇用促進融資業務について、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めたか。	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資業務については、返済が困難となった債務者に対する貸付条件の変更決定を 6 件行った。 令和 3 年 4 月に発出した文書に基づき金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報収集と現状把握により債権の適切な管理に努めた。リスク管理債権（貸倒懸念債権・破産更生債権等）については、適切な管理と併せて必要に応じた措置を検討する等して効果的な回収、処理に努めた。 リスク管理債権処理件数（完済又は償却） 2 件	＜評定と根拠＞ 評定：B ＜評価の視点に対する措置＞ ・雇用促進融資業務については、返済が困難となった債務者に対する貸付条件の変更決定を 6 件行った。 令和 3 年 4 月に発出した文書に基づき金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報収集と現状把握により債権の適切な管理に努めた。リスク管理債権（貸倒懸念債権・破産更生債	評定 B 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

						権等)については、適切な管理と併せて必要に応じた措置を検討する等して効果的な回収、処理に努めた。 リスク管理債権処理件数 (完済又は償却) 2件	
--	--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 5 契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
	中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。	同左		実施済	実施済	実施済	実施済		
	建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018（平成30）年12月までに検討結果を取りまとめること。	同左		実施済	実施済	－	－		
	建退共制度における掛金納付方式に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。	同左		－	－	実施済	実施済		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	第4 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から見直しを検討し、実施すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の削減を図ること。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から見直しを検討し、実施する。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の削減を図る。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から見直しを検討し、実施する。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の削減を図る。		第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から見直しを検討し、実施した。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の削減を図った。 ○諸手続・事務処理等の再点検を行い、「事務処理改善計画」を作成して加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図った。 [改善実績件数] 機構内事務処理に関すること 7件 加入者が行う手続に関すること 7件 [主な改善実績] ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策や働き方改革の推進を目的として、主な会議室にWi-Fi回線を敷設することで、WEB会議等が安定的に実施可能な通信環境を構築し、会議や研修等の開催・実施の効率化を図った。 ・建退共事業において、共済手帳申込書、共済手帳紛失届及び共済契約者証交付申請書について、電子申請専用サイトから直接手続が行えるようシステム改修を行った。 ・建退共事業において、加入・履行証明願受付前の発行対象可否を判別できるよう、「加入・履行証明願受付に関する簡易審査フロー」を作成し、建退共ホームページに掲載した。 ・財形事業において、総合評価落札方式により事業者を選定する際に行う企画提案のプレゼンテーション審査を、一部オンライン化した。 ○調達等合理化検討チームにより、安易な随意契約で経費が増大しないように審議した（28回）。	＜評定と根拠＞ 評定：B 業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から、WEB会議等の環境構築や各種マニュアルの策定・見直しなどを行った。 一般管理費については、平成29年度予算額に比べて令和3年度においては43.9%削減するとともに、業務経費については、平成29年度予算額に比べて令和3年度においては10.4%削減し、経費削減に努めた。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮のうえ検証し、その結果や取組状況を6月末に公表した。 中退共事業における中退共電算システムについては、令和3年4月にはPMO支援業者を決定し、設計・開発工程の準備を開始、令和3年10月に設計・開発業者を選定した。また、最終的に関係者が100人単位となる大プロジェクトにおける円滑な意思疎通を実現するためのコミュニケーションツールを導入し、活用している。なお、PMO支援業者の選定では、金融機関の大規模プロジェクトに実績のある複数の業者を候補とし、業務内容や現行システムに関する理解度、サービス内容を詳細に検討した。 令和元年11月から進めてきたドキュメンテーション整備プロジェクトについては、令和3年9月に予定通り終了した。 令和3年10月に開始さ	評価 B 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

						れた設計・開発工程では、機構（PMO、業務部門）、PMO支援業者、設計・開発業者の3者が密接に連携して効率的に作業が進められている。 経験したことの無い大規模プロジェクトにおけるコンサルタントとの協働作業は、役職員にとって極めて貴重な学習機会になっており、システム要員育成のみならず、機構全体のITリテラシー底上げに繋がっている。 なお、殆どの会議にシステム担当理事が参加している他、隔月開催のステアリングコミッティ、工程開始・終了判定会議等、重要な会議には必ず理事長と総務担当理事が参加、理事長が重要事項に関する判断を下すなど、本プロジェクトはトップのリーダーシップの下で遂行されている。 また、業務部門職員は関係課毎に複数の担当者が任命され、当事者意識を持って頻繁な会議に参加すると共に、業者への情報提供を行っている。 建退共制度における掛金納付方式の事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的とした電子申請方式の導入について、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったシステム構築を完了し、令和3年3月より本格的稼働を開始した。（電子申請方式導入企業7,750社 令和4年3月31日現在） 契約については、機構の「調達等合理化計画」（6/24 ホームページ公表）に基づき取組を着実に実施した。令和3年度における一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数よ	
--	--	--	--	--	--	--	--

	2 業務運営の効率化に伴う経費削減 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分に公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。	2 業務運営の効率化に伴う経費削減 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行う。	2 業務運営の効率化に伴う経費削減 一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、業務運営全体を通じて一層の効率化を図るとともに予算の適切な執行を行う。	＜定量的指標＞ ・業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。 ・中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。	2 業務運営の効率化に伴う経費削減 平成29年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については43.9%、業務経費（新規事業、財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については10.4%の削減を行った。	り増加させないように努めた。また、監事及び会計監査人において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。 これらを踏まえ、B評価とする。 ①一般管理費については、平成29年度予算額に比べて15%以上削減した。 〔定量的指標〕一般管理費削減率（平成29年度予算額比） 目標値：15%以上削減 令和3年度実績値：121,049（千円） 43.9%削減 ②業務経費については、平成29年度予算額に比べて5%以上削減した。 〔定量的指標〕業務経費削減率（平成29年度予算額比） 目標値：5%以上削減 令和3年度実績値：3,911,074（千円） 10.4%削減 ・2021（令和3）年4月から全体工程管理業務を開始し、再構築プロジェクトが完了するまで継続する。2021（令和3）年10月から設計・開発工程を開始し、2022（令和4）年3月までの期間に要件定義工程で策定した要件について確認を行った。2022（令和4）年4月より基本設計を開始する。	
--	---	--	--	--	--	---	--

				・建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。 ＜その他の指標＞ なし		・建退共制度における掛金納付方式の事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的とした電子申請方式の導入について、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったうえでシステムのセキュリティ要件を万全にし、令和2年10月からの試行的実施を経て、参加企業からの意見などを踏まえつつ、令和3年3月から電子申請方式を本格的に導入した（電子申請方式導入企業 7,750 社令和4年3月31日現在）。	
	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表すること。	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	＜評価の視点＞ ・給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等について検証及び公表したか。	3 給与水準の適正化 機構の令和3年度における給与水準について以下のとおり検証を行った。 年齢のみで比較した対国家公務員指数は112.9となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高く、また、職員の大卒者の割合が国家公務員よりも高いことによるものである。 これらの要素を考慮した地域勘案指数では100.4、地域・学歴勘案指数では99.7となっており、いずれの指数も国家公務員とほぼ均衡している。 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.2%と極めて小さい（国からの財政支出額 7,655 百万円、支出予算の総額 635,999 百万円:令和3年度予算）。 ※上記については、令和4年6月末に機構ホームページにおいて公表した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。 ・東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当（国家公務員の地域手当に相当）について、引き続き国家公務員の支給割合（20%）よりも低い水準に留めている。 ・総人件費については、超過勤務管理の徹底等を行いつつ、政府の取組を踏まえて適切に対応した。 ・年齢のみで比較した対国家公務員指数は 112.9 となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高く、また、職員の大卒者の割合が国家公務員よりも高いことによるものである。 これらの要素を考慮した地域勘案指数では	

	4 業務の電子化に関する取組 (1) 中退共電算システム 中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を行うこと。 (2) 建退共の電子申請方式導入 建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため電子申請方式の実証実験を実施し、その結果等を踏まえ、システム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とし、電子申請方式を導入すること。また、導入にあたっては、全ての共済契約者に対し電子申請方式に関する周知を行うとともに、電子申請方式の導入に関する意向を調査し、その結果を利用促進のための方策に反映すること。 【指標】	4 業務の電子化に関する取組 中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、ハードウェア、ソフトウェア等の見直しを行い、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するため、2018（平成 30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和 2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和 3）年度からシステム再構築を開始する。建退共制度における掛金納付方式に係る事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的として、電子申請方式の導入の可否について、2018（平成 30）年 6 月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、同年 12 月までに検討結果を取りまとめる。 また、その検討結果等を踏まえ、	4 業務の電子化に関する取組 中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、ハードウェア、ソフトウェア等の見直しを行い、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を確実に進めているか。 ・建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため、令和 3 年度に本格的に導入した電子申請方式について、安全かつ確実な稼働を実施しつつ、マニュアルやコールセンターの充実などソフト面についても向上を図ったか。	4 業務の電子化に関する取組 中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、ハードウェア、ソフトウェア等の見直しを行い、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステム再構築に向けて、新システムの計画策定・要件定義工程の成果に基づき、システム設計・開発業者の選定を行った。 全体工程管理及びシステム部門支援業務について業務を開始した（4 月）。システム設計・開発業務を開始し（10 月）、基本設計工程に向け、要件定義内容を再精査する要件確認工程を行った（～令和 4 年 3 月）。 現行中退共電算システムのドキュメンテーションの整備を完了した（～令和 4 年 3 月）。 ・建退共制度における新たな掛金納付方法である電子申請方式について、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったシステム構築を完了し、令和 3 年 3 月より本格的稼働を開始した（電子申請方式導入企業 7,750 社 令和 4 年 3 月 31 日現在）。 また、10 月に実施された制度改正に対応するため、就労実績報告作成ツールにより作成された就労実績ファイルの就労月によって掛金単価の異なる退職金ポイントが自動的にかつ確実に充当される機能を実装するためのシステム改修を行った。 同時に、昨今の行政手続に関するデジタル化の傾向を踏まえ、共済手帳申込等の手続について、オンライン申請が可能となるシステム改修を実施した。 情報セキュリティ確保については、制度改正対応のための電子申請専用サイトの改修を踏まえ、セキュリティ強度を確認するためのペネトレーションテストを実施したところ、AAA（脆弱性なし）の診断を受けた。 一方で、ソフト面については、問い合わせの増加に対応するためコールセンター要員の増加等を行い、初めて電子申請方式を利用する方のためのマニュアル及び解説動画を作成し、ホームページに掲載した。 令和 3 年度、電子申請方式の普及に向けては、国土交通省主催の発注機関向け説明会（WEB 会議）に同席し、電子申請方式を踏まえた公共工事における建退共制度の適正履行の確保に関する周知を行った（5/21、5/28、6/4）。 併せて、同方式の普及促進のため、従来から実施している説明会に加え、オンライン説明会を積極的に採用し、関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において説明を行った（開催数 27 回・参加者数 4,318 名）。 さらに、電子申請方式の本格的実施に伴い、新たなパンフレットを作成し、共済契約者及び自治体等に配布して周知を行った（「電子申請方式が始まりました」（三折版・両面版計 420,000 部、「この機会に電子申請方式を利用しませんか」22,000 部、「建退共にご加入の共済契約者の皆様へ」20,000	100.4、地域・学歴勘案指数では 99.7 となっており、いずれの指数も国家公務員とほぼ均衡している。 ・支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.2%と極めて小さい。 ・計画策定・要件定義工程の成果物に基づきシステム開発業者を選定し基本設計工程に向け、要件定義内容を再精査する要件確認工程を行った。 また、全体工程管理及びシステム部門支援業務を開始した。 ・建退共制度における新たな掛金納付方法である電子申請方式による掛金納付について、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったシステム構築を完了し、令和 3 年 3 月より本格的稼働を開始した（電子申請方式導入企業 7,750 社 令和 4 年 3 月 31 日現在）。 情報セキュリティ確保については、令和 3 年 10 月の制度改正に対応するため、電子申請専用サイトの改修を実施した際に、セキュリティ強度を確認するためのペネトレーションテストを実施したところ、AAA（脆弱性なし）の診断を受けた。 また、セキュリティ対策のさらなる強化を目的として開発・運用・保守委託先事業者によるプログラムの改ざんや不正アクセスの防止等のため、作業員別に操作ログを監視し、その結果を機構に定期的に報告させることとした。
--	--	---	---	--	---

中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成 30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和 2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和 3）年度からシステム再構築を開始すること。 建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018（平成 30）年 6 月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018（平成 30）年 12 月までに検討結果を取りまとめること。 建退共制度における掛金納付方式に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和 2）年度末までに電子申請方式を導入すること。 電子申請方式に関する周知の実施率（全ての共済契約者）※共済契約者数（2018（平成 30）年度末）172,062 所 電子申請方式の導入に関する意向調査の実施状況	2020（令和 2）年度末までに電子申請方式を導入しつつ、証紙貼付方式も存続させることとする。 システム構築に際しては、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保に万全を期すために、システムのセキュリティ要件の明確化、情報システムと業務系システムとの物理的分離等を図るとともに、半年程度の試行的実施期間を設けることとする。 導入にあたっては、中期目標期間中に全ての共済契約者に電子申請方式の導入について周知することとする。 また、電子申請方式を導入しない共済契約者については、意向調査等により理由を把握し、分析結果を電子申請方式の利用促進のための方策に反映させることとする。	と業務系システムとの物理的分離等を図ったシステムの安全かつ確実な稼働を実施しつつ、マニュアルやコールセンターの充実などソフト面についても向上を図る。 また、同方式導入後の共済契約者からの要望等を踏まえた課題について、引き続き関係官公庁及び関係事業主団体等との協議を継続する。 さらに、同方式の普及に向けて、関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、説明を行うほか、共済契約者等に対するパンフレット・ポスターの作成及び配布を行うなど周知に努める。 なお、同方式を導入しない共済契約者については、意向調査等により理由を把握し、分析結果を同方式の利用促進のための方策に反映させることとする。		部）。 建退共制度のあり方等についての検討材料を得ることを目的とした実態調査について、質問項目に電子申請方式の利用状況に関する設問を追加して共済契約者等に調査依頼し、電子申請方式を導入しない共済契約者の理由や意見を取りまとめた。 ・電子申請未利用者数/有効回答数 A 調査（専門工事業者） 648/699 件 B 調査（元請業者） 1,554/1,648 件 C 調査（工事現場） 790/818 件 E 調査（労働者） 5,512/6,089 件 ※D 調査（発注機関）は電子申請に関する質問無 今後、結果を把握・分析し、同方式の利用促進のための方策に反映させ、さらなる効率化に取り組むとともに、建設技能労働者の就業履歴等を登録・蓄積する建設業界全体の仕組みである「建設キャリアアップシステム」との連携についてもさらに推し進めていく。	ソフト面については、問い合わせの増加に対応するためコールセンター要員の増加等を行い、初めて電子申請方式を利用する方のためのマニュアル及び解説動画を作成し、ホームページに掲載した。	
---	--	---	--	---	--	--

	【目標設定等の考え方】 中退共事業における中退共電算システムについて、再構築の目的を達成するために必要な工程を指標として設定することとする。 建退共制度における実証実験について、実験終了年度に検討結果を取りまとめることを指標として設定することとする。 建退共制度の電子申請方式の導入に向けたシステム構築及び周知等の目的等を達成するために必要な要件や工程を設定することとする。 電子申請方式を導入しない共済契約者については、意向調査等により理由を把握し、分析結果を電子申請方式の利用促進のための方策に反映させることとする。						
	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。 （１）公正かつ透	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。 （１）公正かつ透	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。 （１）公正かつ透	・「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施したか。 ・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進した。 （１）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現	・「令和 3 年度調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するため、令和 3 年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チーム及び監事、会計監査人による監査を受けるとともに自ら点検・見直しを行うことにより、取組を着実に実施した。 ・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争方式や公募方式を行う場合には、競争性及び	

	明な調達手続による適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施すること。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保すること。また、契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検を受けること。 （２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数よりも増加させないよう努めること。 （３）監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施する。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保する。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けることとする。 （２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。 （３）監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施する。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保する。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けることとする。 （２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。令和３年度における一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。 （３）監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	競争性及び透明性が十分確保される方法により実施しているか。 ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。 ・契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検が行われたか。	する観点から、機構の「調達等合理化計画」（6/24 ホームページ公表）に基づき取組を着実に実施した。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保するよう努めた。また、契約監視委員会（6/18、12/7、3/9 実施）等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けた。（添付資料② 調達等合理化計画） なお、競争性のない随意契約に係る契約情報を以下のとおりホームページに公表した。 ・令和２年度第４・四半期(5/10) ・令和３年度第１・四半期(8/10) ・令和３年度第２・四半期(11/11) ・令和３年度第３・四半期(2/9) （２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争方式や公募方式を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。 令和３年度における一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないために、公告期間の延長、十分な履行期間の確保及び競争参加資格等に過度の制限を設けないよう要件を点検するなど努めた。 ・第３期中期目標期間における一者応札の年間平均件数 36 件 ・令和３年４月～令和４年３月における一者応札の件数 32 件（うち支部関係 8 件） （３）業務監査（6/2、9/15、11/30、2/25 実施）、会計検査（7/5～7/7 実施）による監査・検査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。	透明性が十分確保される方法により実施した。 ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。 ・外部有識者による契約監視委員会を３回開催し、令和３年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得ている。	
--	--	--	---	---	---	---	--

４．その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)	

注) 削減対象となる一般管理費は、人件費を除いた金額である。
削減対象となる業務経費は、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。 「第3 I 4 (1) ③累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、累積欠損金の着実な解消を図ること。また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第1 I 4 (1) ③累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、着実な累積欠損金の解消を図る。 また、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第1 I 4 (1) ③累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、着実な累積欠損金の解消を図る。 また、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項を考慮した令和3年度予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。	＜定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし	第3 財務内容の改善に関する事項 累積欠損金については、令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた結果、令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画の累積剰余金目安額△762百万円を上回った。なお、令和3年度は当期損失が119百万円となったため累積欠損金額が前年度の187百万円より大きくなったが、当期損失の発生の要因は、委託運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加したことにあると考えている。 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、平成29年度予算（今中期計画から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管理費12％減及び業務経費4％減とした令和3年度予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。 ＊削減対象外経費（水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など）	＜評定と根拠＞ 評定：B 令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた。令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画の累積剰余金目安額△762百万円を上回った。なお、令和3年度は当期損失が119百万円となったため累積欠損金額が前年度の187百万円より大きくなったが、当期損失の発生の要因は、委託運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加したことにあると考えている。 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達	評定 B 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

				<評価の視点> ・累積欠損金の着 実な解消を図った か。 ・業務運営の効率 化に考慮した予算 を作成し、適切な 管理を行ったか。		成するため、平成 29 年度 予算（今中期計画から削 減対象外とした経費を除 いた額）と比較して、一般 管理費 12%減及び業務経 費 4 %減とした令和 3 年 度予算を策定し当該予算 の適切な管理を通じた運 営を行った。 *削減対象外経費（水道 光熱費、事務室借料、シス テム関連経費、新規事業 など） これらを踏まえ、B 評 価とする。 <評価の視点に対する措 置> ・令和 2 年 11 月に策定し た「累積欠損金解消計画 （令和 2 年）」に沿って、 着実な累積欠損金の解消 に努めた。令和 3 年度末 における累積欠損金は、 △306 百万円となり、累積 欠損金解消計画の累積剰 余金目安額△762 百万円 を上回った。なお、令和 3 年度は当期損失が 119 百 万円となったため累積欠 損金額が前年度の 187 百 万円より大きくなった が、当期損失の発生の一 因は、委託運用部分の収 益が伸び悩んだことに加 え、責任準備金が、その計 算方法において予定運用 利回り引下げ（令和 3 年 10 月実施）前の利回りが 保全されるよう調整した 分が増加したことにある と考えている。 ・令和 3 年度予算につい て適切な管理を行った。	
--	--	--	--	---	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	1 内部統制の強化		
	2 情報セキュリティ対策の推進等		
	（1）情報セキュリティ対策の推進		
	（2）災害時等における事業継続性の強化		
	3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携		
	4 資産運用における社会的に優良な企業への投資		
	5 人事に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	（参考情報）	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	第6 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他業務運営に関する重要事項	＜定量的指標＞なし ＜その他の指標＞なし	第4 その他業務運営に関する重要事項	＜評定と根拠＞ 評定：A 機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報をも国民から託されていることを踏まえ、以下の取組により内部統制の更なる強化を図った。 ①機構のガバナンス強化策の一環として設置された厚生労働大臣任命の資産運用委員会において、資産運用の基本方針の変更など重要事項について、本委員会での議を経て決定した。また、資産運用に携わる役職員の使命及び規範を明確にするため、「資産運用業務に携わる独立行政法人勤	評価	A
	1 内部統制の強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有す	1 内部統制の強化 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、資産運用委員会や運営委員会をはじめとする各種会議や監事監査等を通じて、内部統制システムを適切に運用するとともに、内	1 内部統制の強化 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、内部統制の更なる強化を図るため、以下の体制で取り組む。 また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するため		1 内部統制の強化 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報をも国民から託されていることを踏まえ、内部統制の更なる強化を図るため、以下の体制で取り組んだ。 また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を踏まえ、各種会議や研修等を通じて認識を共有した。		自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できた。 資産運用に携わる役職員の行動規範を策定するなど、内部統制の強化に努めた。 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携については、中退共事業との共同で、「働き方改革推進支援センター」への広報資料配布を行ったことや、中退共事業本部及び労働金庫連合会との共同で、財産形成促進事業のホームページにて公開されている日本FP協会会員向けのオンラインセミナーに中退共制度の説明動画を掲載したことなど、新たな取組を行ったことについて評価できる。 また、社会的に優良な企業への	

	ること。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。	部の仕組みが有効に機能しているか継続的に点検・検証し改善することにより、内部統制のさらなる強化を図る。 また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。	の体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。	（１）資産運用委員会 当機構のガバナンス強化策の一環として設置された厚生労働大臣任命の資産運用委員会では、基本指針を始め資産運用に係る重要事項について、本委員会での議を経て決定する。 資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。 審議内容については、議事要旨等の形で速やかに公表し、透明性、対外説明力の維持・向上に努める。	（１）資産運用委員会 ・WEB会議等を活用して新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ「資産運用委員会」を開催し（4/19、5/24、6/14、7/27、8/10、9/7、10/25、1/24）、余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び運用結果を報告した。 ・令和2年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。 ・基本ポートフォリオの見直しや、基本方針の改正について、審議の結果を反映させた。 ・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーに関し、運用受託機関及び管理受託機関の選考結果の資料について、「資産運用委員会」での審議を踏まえ公表した（6月）。 ・審議内容について公表したものは次のとおりである。 資産運用委員会議事要旨（令和2年度第8～10回及び令和3年度第1～8回） ・資産運用に携わる役職員の使命及び規範を明確にするため、「資産運用業務に携わる独立行政法人勤労者退職金共済機構役職員の行動規範」を策定し、内部統制の強化に努めた。	労働者退職金共済機構役職員の行動規範」を令和3年度に策定し、内部統制の強化に努めた。②情報セキュリティ委員会において、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）及び政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群改正を踏まえ、機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準の改定、標的型メール訓練及び自己点検の実施結果と内部監査（情報セキュリティ対策関係）に係る状況の報告、及び今後の課題の審議、並びに今年度の実績報告と来年度の対策推進計画に係る審議を行った。③システム化委員会において、各事業本部等のシステム案件について精査を行った。④リスク管理・コンプライアンス委員会において、リスク・マップの更新等を行うとともに、リスクの現状と課題に関する認識の共有、課題間の優先順位付けを行った。⑤各種施策・計画の進捗状況等を、監事による監査、業務運営・推進会議、内部監査などによりモニタリングを行い、PDCAサイクルを適切に機能させた。 また、外部有識者を加えた情報セキュリティ有識者委員会において、中退共電算システムの再構築、建退共における掛金納付方法についての電子申請方式の導入等について審議を行った。 情報セキュリティ対策については、機構情報セキュリティ対策推進計画に基づく、インシデントに備えた抜線訓練や全役職員を対象とした情報セキュリティ研修などを行	投資については、エンゲージメントの形で実施しており、令和3年度は人材養成の必要性等について問題提起を行った。 ＜評価結果を踏まえた今後の方向性＞ 内部統制の強化を引き続き進める。 ＜その他事項＞ （有識者からの意見） 資産運用と情報セキュリティに関して、人材育成や、外部の目利き人材との連携についてもコミュニケーションを非常に密にして達成しており、評価の対象になりにくいものの、努力が認められる。
			（２）情報セキュリティ委員会 情報セキュリティ委員会では、情報セキュリティ・インシデント発生時の手順書など情	（２）情報セキュリティ委員会 CIO補佐官も出席のもと、情報セキュリティ委員会を開催し、以下について審議を行った。 ・第19回情報セキュリティ委員会を開催（3/30 書面開催）し、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）及び政府機関のサイバーセキュ			

			報セキュリティに係る規程等について審議するほか、情報セキュリティ・インシデントに関する総括を行い、情報セキュリティに関する問題意識の共有と施策の策定を行う。 委員会にはCIO補佐官も委員として出席し、専門的見地から審議に加わる。 （３）情報セキュリティ有識者委員会 情報セキュリティ有識者委員会では、情報システムにおける情報セキュリティ強化及び中退共電算システムの再構築等の円滑な遂行に資するため、情報セキュリティ施策に関する現状・計画や、再構築等の進捗状況・予定等を情報セキュリティ有識者委員会に報告し、外部有識者委員による審議、助言、提言を受ける。 併せて、CIO補佐官から年次活動報告を受け、審議を行う。 （４）システム化委員会 システム化委員会では、機構内のシステム化を統合的に管理するため、システム化案件の内容とその予算措置状況を全体として把握できる	リティ対策のための統一基準群改正を踏まえ、機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準の改定、標的型メール訓練及び自己点検の実施結果と内部監査（情報セキュリティ対策関係）に係る状況の報告、及び今後の課題の審議、並びに今年度の実績報告と来年度の対策推進計画に係る審議を行った。 （３）情報セキュリティ有識者委員会 情報セキュリティ有識者委員会を開催し、以下について審議を行った。また、これらについて有識者から助言を受けた（3/18）。 ○CIO補佐官活動年次活動報告 ○情報セキュリティ対策における状況報告 ○情報セキュリティに係る対策推進計画（案）の策定 ○機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準（案）の改定 ○中退共電算システムの再構築 ○建退共における掛金納付方法についての電子申請方式 （４）システム化委員会 ・前回（令和２年１月開催）の審議内容を踏まえ、第４期中期計画期間中の各事業本部のシステム案件についてさらに精査するとともに、追加・変更案件についても審議を行った（7/30 書面開催）。 ・7/30の審議を踏まえ、引き続き各事業本部の追加・変更案件について審議した（1/7）。	い、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図った。また、委託事業者から定期的に保守報告を受け情報・意見交換を行った。さらに、外部に公開しているWEBサイトについて、情報の盗聴及び改竄防止のため、外部通信の暗号化及び電子証明書による認証の対策を講じ、すべてのサイトにhttpsを実装し、セキュリティの向上を図った。 災害時等における事業継続性については、災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップなどを行うとともに、主な会議室にWifi回線を敷設することで、WEB会議等を安定的に実施可能な通信環境を構築し、会議や研修等の開催・実施の効率化を図るとともに、事業継続性の強化を図った。 中退共のWEBによる説明会（24回）において財形持家融資制度の説明を行い、利用促進を図った（369社参加）。 資産運用における社会的に優良な企業への投資については、資産運用委員会での議論を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントや議決権行使の活用の方針としている。 スチュワードシップ活動では、公的機関のアセットオーナーとして、中退共では、実務レベルで運用受託機関から活動内
--	--	--	---	--	---

		ようにする。 （５）リスク管理・コンプライアンス体制 機構が抱えるリスクの鳥瞰図（リスク・マップ）を年度内に作成・更新し、リスクの現状と課題に関する認識の共有、課題間の優先順位付けを行う。 また、法曹関係の外部有識者委員を加えたリスク管理・コンプライアンス委員会で審議すべき事項が生じた場合には、リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、客観的・専門的見地に立った助言を受けるとともに、最新のリスク・マップについての検証を行う。		（５）リスク管理・コンプライアンス委員会 リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、中小企業退職金共済制度に係る不正事案の再追加調査について、経緯及び結果報告を行うとともに、再発防止策について確認し、再発防止策を確実に実施していくことの認識を共有した。また、中退共システム再構築等に係る管理項目が新たに追加されたリスク・マップについて審議した（11/17）。	容の説明を受ける年度報告会に加え、理事長による運用受託機関の親会社トップマネジメントとの面談（以下、トップ面談）を実施し、重層的な活動を展開している。 トップ面談では、厚労省傘下の独立行政法人として、我が国のサプライチェーンにおける主要かつ重要な構成要素である中小企業まで含めた働き方改革やダイバーシティの実現により、我が国の生産性向上を実現すること等「S」要素の重要性について強調した。その他、林退共を抱える立場から、カーボンニュートラルに向けた取組における我が国森林資源の活用という「E」要素に関する意見交換も行った。さらに、本邦資産運用業界ひいては金融市場の発展に繋げることを企図し、運用受託機関におけるガバナンスに関する知見が不足していることが懸念されるという「G」要素に関する問題提起を行うなど、ESG要素に関するエンゲージメントを実施した。4年目を迎えたトップ面談は、機構独自のユニークな取組として評価され、定着し、機構の貴重な無形資産となっている。 これらを踏まえ、A評価とする。	
		（６）モニタリング体制 各種施策・計画の進捗状況等をモニタリングし、PDCAサイクルを適切に機能させる。 中期計画・本計	＜評価の視点＞ ・内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通	（６）モニタリング体制 財務報告等の信頼性を確保するため、監事による監査を受けた（6月）。また、4月から6月にわたって監査法人による令和元事業年度の期末監査を受け、監査報告書を受領した（6月）。 業務執行状況について、監事による業務監査を受けた（2月）。 業務運営・推進会議を開催し、各事業本部及び総務部の令和2事業年度実績報告の審議を行うとともに、それらを取りまとめた機構の「令和2事業年度業	＜評価の視点に対する措置＞ ・業務の適正を確保するため、各種会議や委員会において規程を適時適切に見直し、研修等を通じて役職員へ周知を行うことにより認識を共有した。	

		画の進捗状況について、業務運営・推進会議を少なくとも年３回開催し、問題の把握・分析と対応策の検討を行う。ただし、情報セキュリティ及びシステム化に関する計画については、それぞれ情報セキュリティ委員会、システム化委員会において検討を行う。 支部・コーナーを含む業務の運営状況、各種施策の実施・運用状況については、監事及び監査室においてモニターし、問題・課題の指摘と、是正、改善に向けた提言を行う。 なお、金融・経済情勢の急激な変化や、急速に進化しているサイバー攻撃に対し機動的に対応するため、厚生労働省と連携を密にし、情報と現状認識、問題意識の共有を図る。	知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有したか。 ・内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行ったか。	務実績等報告書（案）」の審議を行い、厚生労働大臣に「報告書」を提出した（6/30）。 さらに、過去の実績及び令和３年度実績を踏まえ、令和４事業年度計画を策定した。 ・第１回業務運営・推進会議（4/21 書面開催） 機構内各部署に係る令和２事業年度実施報告に基づき審議 ・第２回業務運営・推進会議（6/25 書面開催） 機構の「令和２事業年度実績報告書（案）」に基づき審議 ・第３回業務運営・推進会議（11/10、11/12） 機構内各部署に係る令和３事業年度上半期進捗状況及び下半期計画に基づき審議 内部監査計画に基づき、内部統制（規程遵守、個人情報の適切な取扱い等）及び情報セキュリティ対策等を重点として、内部監査を実施し、改善要請を行うとともに、前回監査で指摘した事項の改善状況を確認した。 ・ＰＣ、ＵＳＢ及び記録媒体等の情報機器の保有・管理状況に係る監査（4/14～4/23、12/21～1/12・監査フォローアップ含む。） ・保有特定個人情報等の取扱いに係る監査（2/24～3/10） ・令和２年度実施の情報セキュリティ対策に係る監査フォローアップ（6/25） ・その他の監査として、中小企業退職金共済事業に係る業務状況の監査（8/26、12/1）及び建設業退職金共済事業に係る業務状況の監査（8/3、8/4、8/6、3/4） 業務の運営状況、各種施策の実施・運用状況を把握するため、建退共の支部に対する業務及びシステム監査について、書面及び電話ヒアリングを実施した。 ・建退共佐賀県支部、建退共長崎県支部、建退共長野県支部(8/24) ・建退共神奈川県支部、建退共千葉県支部(8/27)	・内部監査を実施し、内部統制（規程遵守、個人情報の適切な取扱い等）、情報セキュリティ対策等を重点として、改善要請を行うとともに、前回監査で指摘した事項等の改善状況を確認した。	
２ 情報セキュリティ対策の推進等 （１）情報セキュリティ対策の推進 サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準	２ 情報セキュリティ対策の推進等 （１）情報セキュリティ対策の推進 サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準	２ 情報セキュリティ対策の推進等 （１）情報セキュリティ対策の推進 サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準	<定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の改正及び政府機関の情報	２ 情報セキュリティ対策の推進等 （１）情報セキュリティ対策の推進 【組織運営面】 ・内部監査計画書に基づき、情報セキュリティ対策関係に係る監査（4/14～4/23、12/21～1/12）、特定個人情報に係るシステム関係監査（2/24～3/10）及び監査フォローアップとして、令和２年度監査フォローアップ（6/25）を実施した。 ・ＮＩＳＣによるマネジメント監査において指摘された事項に対する改善策等について、統括情報セキュリティ責任者（総務部長）事務連絡を発出し、機構内での周知徹底を図った。 ・ＮＩＳＣによる「フォローアップ監査（2/9）」を受検した。	<評価の視点に対する措置> ・インシデントの連携訓練やインシデント時におけるＬＡＮケーブルの抜線訓練及び標的型攻撃メール訓練を実施し、職員	

	群を踏まえ、同法等に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図ること。 システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対応がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ること。 また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。	準群を踏まえ、各種規程の整備やインシデント手順書等を見直し、整備するとともに、サイバー攻撃等の脅威に対して強固なシステム環境の構築、ヒューマン・エラー対策（研修・教育等）など、適時適切な情報セキュリティ対策を実施する。 実施状況については、監事・監査室による内部監査に、外部機関による情報セキュリティ監査、外部有識者を加えた情報セキュリティ委員会なども活用して、実効性を検証し、その結果を踏まえて迅速に対策の見直しを行う。 また、インシデント発生時に、各自がインシデント手順書等に定められた役割、責任、権限に基づき迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等を確立するための訓練や研修等を行う。	準群を踏まえ、各種規程の整備やインシデント手順書等を見直し、整備するとともに、サイバーセキュリティ協議会等の外部機関も活用して情報収集に努め、サイバー攻撃等の脅威に対して強固なシステム環境の構築、ヒューマン・エラー対策（研修・教育等）など、適時適切な情報セキュリティ対策を実施する。 実施状況については、監事・監査室による内部監査に、外部機関による情報セキュリティ監査、外部有識者を加えた情報セキュリティ委員会なども活用して、実効性を検証し、その結果を踏まえて迅速に対策の見直しを行う。 また、インシデント発生時に、各自がインシデント手順書等に定められた役割、責任、権限に基づき迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等を確立するための訓練や研修等を行う。	セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、同法等に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図ったか。	・システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対応がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ったか。	・セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ったか。	【設備面】 ・大型連休時においてWEBサーバを閉鎖し、一時的にクラウドサーバへの退避を実施した。 ・WEB・メールサーバを更改し、より強固なアクセス制御を可能とするため、メールシステムにプロキシサーバを導入、同サーバをDMZへ配置し、メールサーバ本体の配置場所をDMZから安全度の高い内部ネットワークへ変更した。 ・外部に公開しているWEBサイトについて、情報の盗聴及び改竄防止のため、外部通信の暗号化及び電子証明書による認証の対策を講じ、すべてのサイトにhttpsを実装した。 【運用面】 ・サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）及び政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群改正を踏まえ、「機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準」を改定した（3月）。 ・毎週定期的に、更新プログラムのインストール及び完全スキャンを実施した。当日は毎週、全役職員に当該措置実施のための準備作業を実施するよう注意喚起メールを送信した。 ・3連休以上の連休明けには、原則として外部からのメールの添付ファイル開封を禁止し、連休前には、全役職員に対し、注意喚起メールを送信した。 ・令和3年度情報セキュリティに係る対策推進計画・教育実施計画に基づき、以下の取組を行った。 ○新規採用者を対象とした情報セキュリティ研修（4/1） ○NISC業務説明会及び勉強会（5/28、9/9） ○JPCERT情報共有会（6/7、10/11、2/24 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ） ○情報セキュリティ対策推進連絡会議（6/30 厚生労働省主催） ○CYDER演習説明会（8/3） ○全役職員を対象としたインシデント抜線訓練（9/14） ○情報セキュリティ・インシデント連携訓練（10/21 厚生労働省主催） ○第二GSOCC報告会（11/17 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ） ○全役職員を対象とした文書管理、個人情報及び情報セキュリティ研修（12/1～12/28） ○全役職員を対象とした標的型メール訓練（1/6） ○全役職員を対象とした情報セキュリティに係る自己点検（1/17～2/2） ○CSIRT研修（1/19、2/21、3/17） ○CYDER演習（2/24） ○所管法人CSIRT担当者会議（2/28 厚生労働省主催）	のセキュリティ意識の向上を図った。 ・全役職員について、情報セキュリティ研修を行った結果、情報セキュリティに対する遵守率が向上したことを令和3年度に実施した情報セキュリティに係る自己点検の結果より確認した。 ・CSIRT研修、NISC研修、情報セキュリティ対策推進連絡会議、所管法人CSIRT担当者会議等への参加により、サイバーセキュリティ分野における様々な情報収集を行い、関係者に周知した。 ・令和3年大型連休時において、機構のWEBサーバを閉鎖し、ホームページの一時閲覧停止の旨を退避用クラウドサーバにて掲示することで、セキュリティ・インシデントのリスクを回避した。 ・委託事業者から定期的に保守報告を受け、情報共有、意見交換を行った。また、ハードウェア・ソフトウェア両面での情報セキュリティ対策に関する最新情報の入手に努めた。 ・情報セキュリティ委員会（3/30）を開催し、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）及び政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群改正を踏まえ、機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準の改定についての審査や令和3年度に実施した訓練等の実績と内部監査の結果報告を行い、今後の課題と
--	--	--	--	--	---	---	---	--

	（２）災害時等における事業継続性の強化 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じること。	（２）災害時等における事業継続性の強化 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じる。	（２）災害時等における事業継続性の強化 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じる。	・災害時における事業継続性強化のための対策を講じているか。	（２）災害時等における事業継続性の強化 新型コロナウイルス感染拡大防止対策や働き方改革の推進を目的として、会議や研修等のWEB上での開催・実施を推進するとともに、主な会議室にWi-Fi回線を敷設し、WEB会議等を安定的に実施可能な通信環境を構築することで、事業継続性の強化を図った（再掲）。 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じた。 ・災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を行った。非常時の転送データ利用訓練については新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。 ・システムバックアップとその外部保管（毎日）を行った。 ・事業継続性強化のため、データやシステムのバックアップ対象及びバックアップ手法等の見直しに関する検討を行った。	令和４年度の対策推進計画を審議した。 ・災害時に備え機構本部からの指示により大阪コーナーでの業務継続（BCP）のテスト作業を３回実施した（令和３年９月７日、令和３年１２月３日、令和４年１月７日）。そのうち２回については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため出張を中止し、WEB会議機能で大阪コーナー職員に指示し一部（データセンターからのデータ取得）実施した。 ・自然災害（風水害・地震）に対する備えとして以下の項目に分けた事業継続計画（BCP）を策定している。 ○BCP発動フェーズ：対策本部の設置や基本方針の決定、情報の収集と共有 ○業務再開復旧フェーズ：人的・物的資源の確保、代替オフィス確保の要否、復旧のための作業及び確認・検討 ○全面復旧フェーズ：全面復旧の実施及びBCPの解除 ・情報システム運用継続計画（IT-BCP）に基づき、各システムの復旧優先度や内在するリスクを整理し、復旧時間の目標や代替措置による対応目標を設定している。 ・情報システム運用継続計画（IT-BCP）に基づき、各システムの復旧優先度や内在するリスクを整理し、復旧時間の目標や代替措置による対応目標を設定している。	
	３ 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携	３ 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携	３ 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携	<定量的指標> ・中退共事業の未加入事業主に対す	３ 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携	・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、	

	退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用すること。 特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること。 【指標】 中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の実績を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 2015（平成27）年度実績15回、2016（平成28）年度実績15回	退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用する。 特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用するため、以下の取組を行う。 ① 中退共事業の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図る。 ② 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して制度の周知やアンケート調査等を実施するなど効率的な広報活動を行う。 ③ 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付する。ただし、送	退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用する。 特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用するため、以下の取組を行う。 ① 中退共事業の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図る。 ② 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して制度の周知やアンケート調査等を実施するなど効率的な広報活動を行う。 ③ 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を3,000件以上送付するとともに効果の検証を行	る説明会等の機会をとらえて毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図っているか。 ・中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付しているか。 ＜その他の指標＞なし ＜評価の視点＞ ・退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用する等、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して効率的な広報活動を行ったか。	退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用した。 特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用するため、以下の取組を行った。 ① 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、WEB上での説明会（24回）を開催し、財形持家融資制度の説明を行い、利用促進を図った（369社参加）。 ② 退職金共済事業と財産形成促進事業で連携し、以下のとおり、広報媒体の相互活用など効率的な広報活動を行った。 ・4月発行の「中退共だより」20号に、財産形成促進事業の広告を掲載し、共済契約者（371,786所）及び関係機関等（7,521所）へ配布するとともに、ホームページに掲載した（5月）。 ・財形福祉協会発行の「福祉情報」（No.1025号、2/10発行）に中退共事業と財産形成促進事業の共同で制度の広告を掲載した。 ・建退共各都道府県支部（47所）に財形制度のリーフレットを送付した（5月）。 ・建退共事業本部が広告掲載を行っている管工事業業界誌「全管連ジャーナル」に財形制度の広告を掲載した（2月）。 ・中退共事業と財産形成促進事業の共同で、47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し、制度の広報資料を配布した（5月4,700部）。 ・中退共事業本部及び厚労省、労働金庫連合会と財産形成促進事業の共同で、財産形成促進事業のホームページにて公開されている日本FP協会会員向けのオンラインセミナーにて、中退共制度の説明動画を掲載した（9月）。 ③ 中退共事業の既加入事業主のうち、従業員51人以上の事業主4,905所に対して財形制度の資料送付を行った。その効果について、アンケートにより検証を実施した。その結果を見ると、アンケートの回答者の過半数が財形持家融資制度を認識していなかったことから、当該制度について一定程度の周知効果があったものと思われる。	WEB上での説明会（24回）を開催し、財形持家融資制度の説明を行い、利用促進を図った（369社参加）。 ・中退共事業の既加入事業主のうち、従業員51人以上の事業主4,905所に対して財形制度の資料送付を行った。その効果について、アンケートにより検証を実施した。その結果を見ると、アンケートの回答者の過半数が財形持家融資制度を認識していなかったことから、当該制度について一定程度の周知効果があったものと思われる。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・退職金共済事業と財産形成促進事業で連携し、以下のとおり、広報媒体の相互活用など効率的な広報活動を行った。 ・4月発行の「中退共だより」20号に、財産形成促進事業の広告を掲載し、共済契約者（371,786所）及び関係機関等（7,521所）へ配布するとともに、ホームページに掲載した（5月）。 ・財形福祉協会発行の「福祉情報」（No.1025号2/10発行）に中退共事業と財産形成促進事業の共同で制度の広告を掲載した。 ・建退共各都道府県支部（47所）に財形制度のリーフレットを送付した（5月）。 ・建退共事業本部が広告掲載を行っている管工事業業界誌「全管連ジャーナル」に財形制度の広告を掲載した（2月）。	
--	--	--	---	---	---	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			検討を継続する。			主要運用機関トップの共感を得るなど、活動が発展・深化しており、資産運用委員会からも高く評価された。	
--	--	--	----------	--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5－1	第5 予算、収支計画及び資金計画		
	第6 短期借入金の限度額		
	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
	第8 剰余金の使途		
	第9 職員の人事に関する計画		
	第10 積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
		達成目標	(参考)	3 0 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
		第5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 ① 機構総括 別紙－1 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－2 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－3 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－4 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－5 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－6 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－7 のとおり 2 収支計画 ① 機構総括 別紙－8 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－9 のとおり ③ 建退共事業等勘定	第5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 ① 機構総括 別紙－1 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－2 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－3 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－4 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－5 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－6 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－7 のとおり 2 収支計画 ① 機構総括 別紙－8 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－9 のとおり ③ 建退共事業等勘定	<定量的指標> なし <その他の指標> なし	第5 予算、収支計画及び資金計画 省略	<評定と根拠> 評定：B 短期借入金については、財形融資事業における資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行った。 職員の人事については、機構が求める人材の確保を図るべく、WEBによる筆記試験及び個別面接並びに最終個別面接を実施し、4名を採用した。また、多様なポストを経験させるべく、令和3年度中に機構職員のうち39.7%の人事異動を決定した。 前期中期目標期間繰越積立金は、建退共事業等勘定特別業務経理の業務に充てた。 これらを踏まえ、B評	評価	B 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

	別紙－10 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－11 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－12 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－13 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－14 のとおり 3 資金計画 ① 機構総括 別紙－15 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－16 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－17 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－18 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－19 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－20 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－21 のとおり 第6 短期借入金の限度額 1 限度額 ① 中退共事業においては 20 億円 ② 建退共事業においては 20 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円 ⑤ 財形融資事業においては 391 億円 ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1 億円 2 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 財産形成促進事業において資金繰り	別紙－10 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－11 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－12 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－13 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－14 のとおり 3 資金計画 ① 機構総括 別紙－15 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－16 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－17 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－18 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－19 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－20 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－21 のとおり 第6 短期借入金の限度額 1 限度額 ① 中退共事業においては 20 億円 ② 建退共事業においては 20 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円 ⑤ 財形融資事業においては 391 億円 ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1 億円 2 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 財産形成促進事業において資金繰り	<評価の視点> ・中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。 ・短期借入金の限度額を超えなかったか。また、借入を行う理由は適切であったか。	第6 短期借入金の限度額 1 限度額 ⑤ 財形融資事業においては、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額範囲内で、借入を行った。 69 億円（令和 3 年 6 月 22 日～7 月 1 日） 47 億円（令和 3 年 9 月 21 日～9 月 30 日） 111 億円（令和 4 年 3 月 24 日～3 月 28 日） 2 想定される理由	価とする。 <評価の視点に対する措置> ・年度計画の予算の範囲内で適正に予算を執行した。 ・短期借入金については、財形融資事業における資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行った。	
--	--	--	---	---	---	--

		上、発生する資金不足への対応のため。 ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。	上、発生する資金不足への対応のため。 ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。		第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし		
		第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	・財形勘定における決算において剰余金が発生した際には、適切に執行しているか。	第8 剰余金の使途 なし	・なし	
	第6 その他業務運営に関する重要事項 5 人事に関する事項 各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上の観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定すること。	第8 剰余金の使途 財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てる。	第8 剰余金の使途 財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てる。				
		第9 職員の人事に関する計画 各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定し、以下の取組を行うことにより、活力ある組織運営に努める。	第9 職員の人事に関する計画 各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、平成31（令和元）年度に策定した「独立行政法人勤労者退職金共済機構人材確保・育成の方針」に基づき、引き続き、以下の取組を行うことにより、活力ある組織運営に努める。	・人材の確保・育成に係る方針を策定し、職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。 <定量的指標> なし <その他の指標> なし	第9 職員の人事に関する計画 各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定し、以下の取組を行うことにより、活力ある組織運営に努めた。	・各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定し、その上で以下の取組を行った。 ・新規職員の採用については、幅広い募集を行った結果、多数の応募者があり、筆記試験、個別面接、最終個別面接により4名を採用した。 ・令和3年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 ・多様なポストを経験させ職員の働く意欲と職場の活力を高めるべく、幅	
		1 方針 ① 職員の採用に当たっては、意欲や能力の高い人材をより広く求める。	1 方針 ① 職員の採用に当たっては、意欲や能力の高い人材をより広く求める。	1 方針 ① 令和4年度の職員採用については、機構ホームページへ募集案内の掲載の他、「キャリアタスUC（企業が求人票をWEB上で配信し、学校が学生に公開するサービス）」を利用した各大学等への求人情報の提供、また就職情報サイト「リクナビ」への掲載等幅広く行った結果、244名の応募者があった。			

		② 職員の資質や能力向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。 ③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。 第10 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ①退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ②前記①の業務に附帯する業務 ③財産形成促進事業 ④雇用促進融資事業	② 職員の資質や能力向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。 ③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。 第10 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ①退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ②前記①の業務に附帯する業務 ③財産形成促進事業 ④雇用促進融資事業	<評価の視点> ・前期中期目標期間繰越積立金について、取り崩しを行った場合には各勘定における業務に充てたか。	選考にあたっては、機構が求める人材（高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことが出来る人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材）の確保を図るべく、筆記試験、個別面接を行った結果、最終個別面接を実施し、計4名を採用した。 令和4年4月1日採用 4名 ② 令和3年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 実施回数：56回 参加人数：1177人 基本研修 17回 673人 実務研修 39回 504人 ③ 人事評価結果等を活用し、職員の能力・適正・経験等を踏まえた適材適所の人事配置を行った。 特に、人材育成・職員のキャリアアップの観点から、多様なポストを経験させるべく、令和3年度中に機構職員のうち39.7%の人事異動を行った（令和3年6月1日、令和3年10月1日、令和4年4月1日）。 第10 積立金の処分に関する事項 主務大臣の承認を受けた前期中期目標期間繰越積立金については、各勘定の経理のうち当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、以下のとおり②の業務に充てた。 ② 建退共事業等勘定 特別業務経理 30,838,567円	広い人事異動を行った（令和3年6月1日、令和3年10月1日、令和4年4月1日）。 <評価の視点に対する措置> ・前期中期目標期間繰越積立金について、取り崩しを行った場合には各勘定における業務に充てた。	
--	--	---	---	--	---	---	--

4. その他参考情報

○目的積立金等の状況

一般の中小企業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	平成 30 年度末 （初年度）	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	430,034	374,201	374,201	374,201	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	—	—	157,512	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	
運営費交付金債務	—	—	—	—	
当期の運営費交付金交付額（a）	—	—	—	—	
うち年度末残高（b）	—	—	—	—	
当期運営費交付金残存率（b÷a）	—	—	—	—	

清酒製造業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	平成 30 年度末 （初年度）	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	2,655	2,655	2,655	2,655	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	185	90	96	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	
運営費交付金債務	—	—	—	—	
当期の運営費交付金交付額（a）	—	—	—	—	
うち年度末残高（b）	—	—	—	—	
当期運営費交付金残存率（b÷a）	—	—	—	—	

財形勘定（単位：百万円、％）					
	平成 30 年度末 （初年度）	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	12,255	12,255	12,255	12,255	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	705	1,277	1,629	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	
運営費交付金債務	—	—	—	—	
当期の運営費交付金交付額（a）	—	—	—	—	
うち年度末残高（b）	—	—	—	—	
当期運営費交付金残存率（b÷a）	—	—	—	—	

建設業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	平成 30 年度末 （初年度）	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	98,634	76,397	76,393	76,362	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	10	395	20,215	
その他の積立金等	—	—	—	—	
運営費交付金債務	—	—	—	—	
当期の運営費交付金交付額（a）	—	—	—	—	
うち年度末残高（b）	—	—	—	—	
当期運営費交付金残存率（b÷a）	—	—	—	—	

林業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	平成 30 年度末 （初年度）	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	—	—	—	—	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	—	—	—	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	
運営費交付金債務	—	—	—	—	
当期の運営費交付金交付額（a）	—	—	—	—	
うち年度末残高（b）	—	—	—	—	
当期運営費交付金残存率（b÷a）	—	—	—	—	

雇用促進融資勘定（単位：百万円、％）					
	平成 30 年度末 （初年度）	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	980	980	980	980	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	—	49	141	
その他の積立金等	—	—	—	—	
運営費交付金債務	0	0	0	0	
当期の運営費交付金交付額（a）	31	31	30	30	
うち年度末残高（b）	0	0	0	0	
当期運営費交付金残存率（b÷a）	0.00％	0.00％	0.00％	0.00％	